

東久留米市一般廃棄物処理基本計画

令和4年3月

東久留米市

目 次

第1章 一般廃棄物処理基本計画.....	1
第1節 計画の基本的事項.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の対象範囲.....	4
4 計画期間.....	4
5 計画の進行管理.....	5
第2節 本市の概要.....	6
1 位置・地形.....	6
2 人口.....	7
3 産業別就業人口.....	9
4 土地利用状況.....	10
5 上位計画.....	11
第3節 ごみ・資源の処理状況.....	12
1 社会的情勢.....	12
2 ごみ・資源物の状況.....	19
3 ごみ・資源物の排出量.....	24
4 資源化の実績.....	30
5 収集・運搬の状況.....	32
6 中間処理.....	33
7 最終処分.....	37
8 ごみ質分析.....	38
9 ごみ処理経費.....	40
10 ごみ減量化・再生利用の状況.....	42
11 ごみ処理状況の評価.....	45
第4節 ごみ排出量の推計.....	48
1 計画収集人口.....	48
2 ごみ排出量の推計.....	49
3 減量化・資源化目標.....	50
第5節 ごみ処理基本計画.....	58
1 基本方針.....	58
2 主体別の行動指針.....	59
3 ごみ処理基本計画.....	62
第2章 生活排水処理基本計画.....	70
第1節 生活排水処理の体系.....	70
1 生活排水処理フロー.....	70

2 生活排水処理の現状.....	71
第2節 生活排水処理量の推計.....	75
第3節 生活排水処理計画.....	76
1 基本方針.....	76
2 計画目標.....	76
3 排出抑制計画.....	76
4 収集・運搬計画.....	76
5 中間処理・最終処分計画.....	76
資料編.....	77
第1節 ごみ排出量の推計.....	77
1 推計方法.....	77
2 ごみ排出量の推計結果.....	81
第2節 生活排水処理量の推計.....	90
1 推計方法.....	90
2 将来生活排水処理量.....	91
第3節 東久留米市廃棄物減量等推進審議会.....	92
1 審議経過.....	92
2 委員名簿.....	93

第1章 一般廃棄物処理基本計画

第1節 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

東久留米市（以下、「本市」という。）では、令和2年度に令和3年度から令和12年度までを対象期間とし、「東久留米市第5次長期総合計画」（以下、「長期総合計画」という。）を策定しています。「長期総合計画」では、『みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち 東久留米』をまちの将来像とし、この将来像を実現するために掲げている5つの基本目標の1つとして『自然と共生する環境にやさしいまち』を挙げており、この基本目標の実現に向けて、ごみ減量化・資源化への意識醸成等の取り組みを進めることが示されています。さらに、平成28年度から令和7年度までを計画期間とした「東久留米市第二次環境基本計画」では、『水と緑、地球環境にやさしい暮らしをみんなで育むまち”東久留米”』を将来の環境像として掲げており、その実現に向けて、ごみの減量・再利用・リサイクルを通して資源循環を進めることを挙げています。

廃棄物の処理に関しては、平成19年度に令和3年度までの15年間の長期計画として「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「前回計画」という。）を策定し、平成28年度に改定を行い、これを指針として廃棄物の処理を進めてきました。平成29年度には前回計画における最重点課題であった、ごみ有料化の導入を行い、収集方法も小型家電を除くすべての品目について戸別収集としております。また、令和元年度からの新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」という。）の流行により、在宅勤務やテイクアウトの増加等、前回計画改定時から廃棄物の排出に影響を及ぼす可能性がある社会情勢の変化も起きています。

一方、国では、平成28年9月に「ごみ処理基本計画策定指針」が改定され、計画策定に対する基本的な指針が示されたほか、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」（以下、「第四次循環基本計画」という。）が閣議決定されています。「第四次循環基本計画」では、3R（リデュース、リユース、リサイクル）等の資源生産性を高める取り組みを一層強化することや万全な災害廃棄物処理体制を構築していくこと、食料品のロス削減していくための対応等について述べられています。また、環境的側面とともに向上させていくべき経済的・社会的側面として、持続可能な開発目標（SDGs）に係る取り組みの推進も掲げています。

さらに、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和3年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布されています。さらに、令和元年10月に施行した「食品ロス削減の推進に関する法律」に基づき、令和2年3月には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されています。

また、東京都では、令和3年9月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定

しており、「持続可能な資源利用の実現」、「廃棄物処理システムのレベルアップ」及び「社会的課題への果敢なチャレンジ」を柱に、プラスチック対策や食品ロス対策、ゼロエミッションへの貢献などを示しています。

さらに、国のプラスチックの資源循環や食品ロスの削減に対する動向を受け、令和元年12月に「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、令和3年3月に「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」と改定しており、重点対策が必要な分野としてプラスチック対策や食品ロス対策を挙げ、「プラスチック削減プログラム」及び「東京都食品ロス削減推進計画」をそれぞれ策定しています。

以上のような状況を踏まえ、令和4年度から18年度までの15年間の長期計画として、新たに「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。本計画は、本市における一般廃棄物処理の実態を明らかにし、課題を把握したうえで、長期総合計画に掲げる将来像の実現のために、循環型社会の形成に向けた取り組みの基本的・長期的な方向性を示し、市民・事業者・行政が連携してごみの減量化や資源化、適正処理を推進することを目的として策定するものです。

【コラム：持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）】

2030年までに、持続可能でよりよい世界を目指すための、国際社会共通の目標です。17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）から構成されています。



○本計画やごみに関係するゴールは…

ゴール12「つくる責任 つかう責任」において、食品ロスの削減や、3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用））による廃棄物の削減を目指しています。

その他にも、本計画はゴール3「すべての人に健康と福祉を」、ゴール6「安全な水とトイレを世界中に」、ゴール11「住み続けられるまちづくりを」、ゴール13「気候変動に具体的な対策を」（災害対策）、ゴール14「海の豊かさを守ろう」等とも密接な関係があります。

2 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)第6条第1項及び「廃棄物処理法施行規則」第1条の3の規定に基づき策定するものになります。

本計画の位置づけを図1に示します。

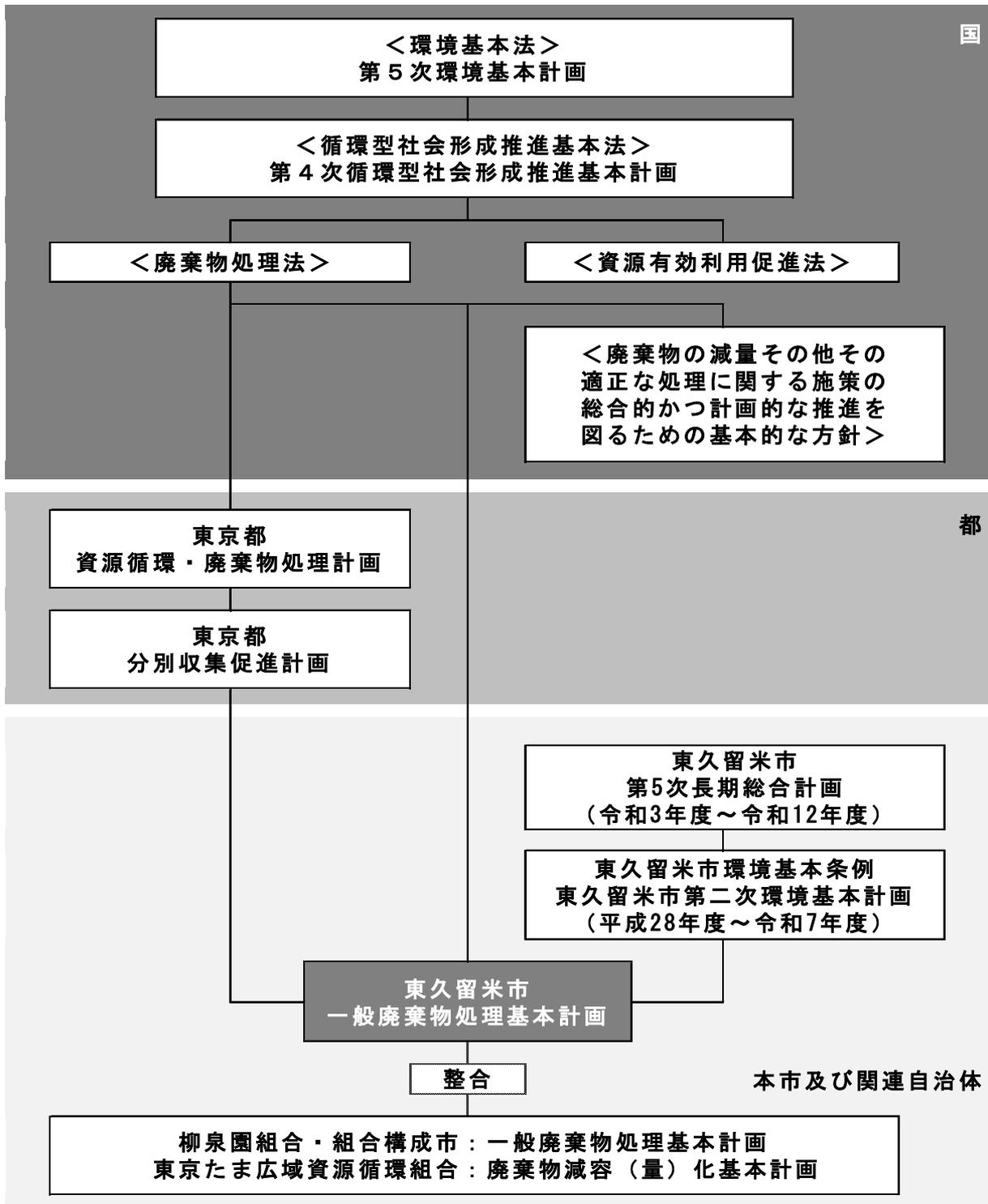


図1 計画の位置づけ

3 計画の対象範囲

本計画は、市内で発生する一般廃棄物（ごみ、生活排水）を対象とします。
本計画の対象範囲について図2に示します。

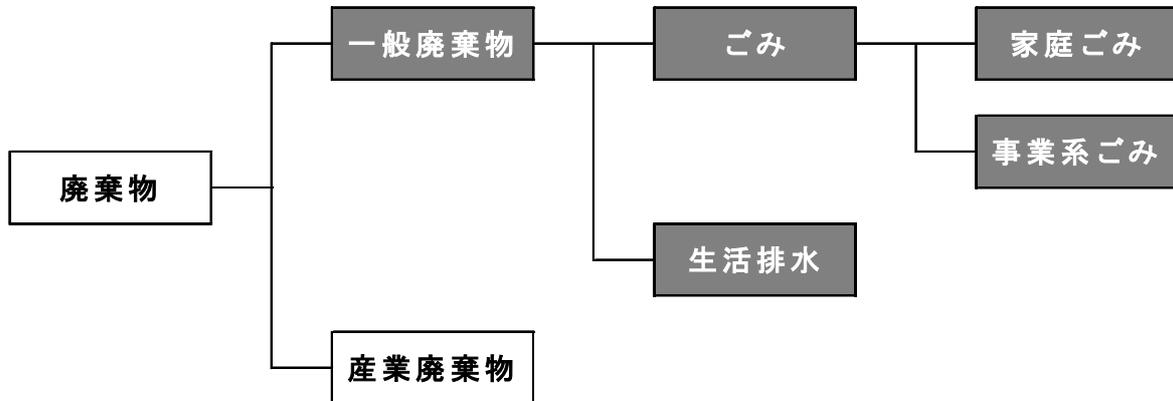


図2 計画の対象範囲

4 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度を初年度とし、令和18年度を目標年度とする15年間とします。なお、計画は概ね5年ごとに改定するものとし、社会・経済情勢の大きな変化や国・都における方針の変更など、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行います。

また、計画の推進を図るため、各分野の状況の把握及びその効果などについての検討を定期的に行い、必要に応じて新たな対策を講じ、市民にも広く公表します。

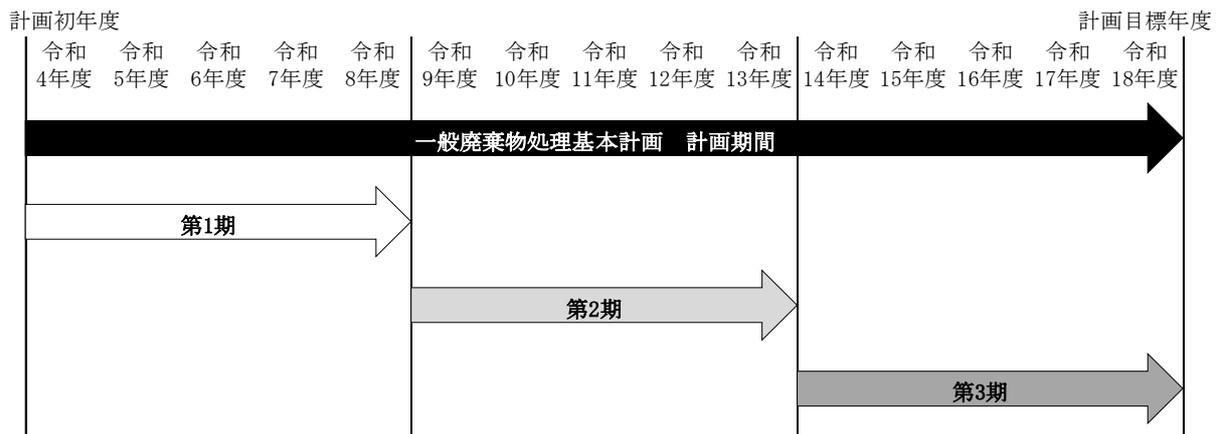


図3 計画の計画期間

5 計画の進行管理

本計画は概ね5年毎に見直しますが、施策の進捗状況や目標値の達成状況については、PDCA サイクルに基づき、適宜評価を行い、その状況に応じた対策を講じ、実効性の高い計画の実施を目指します。

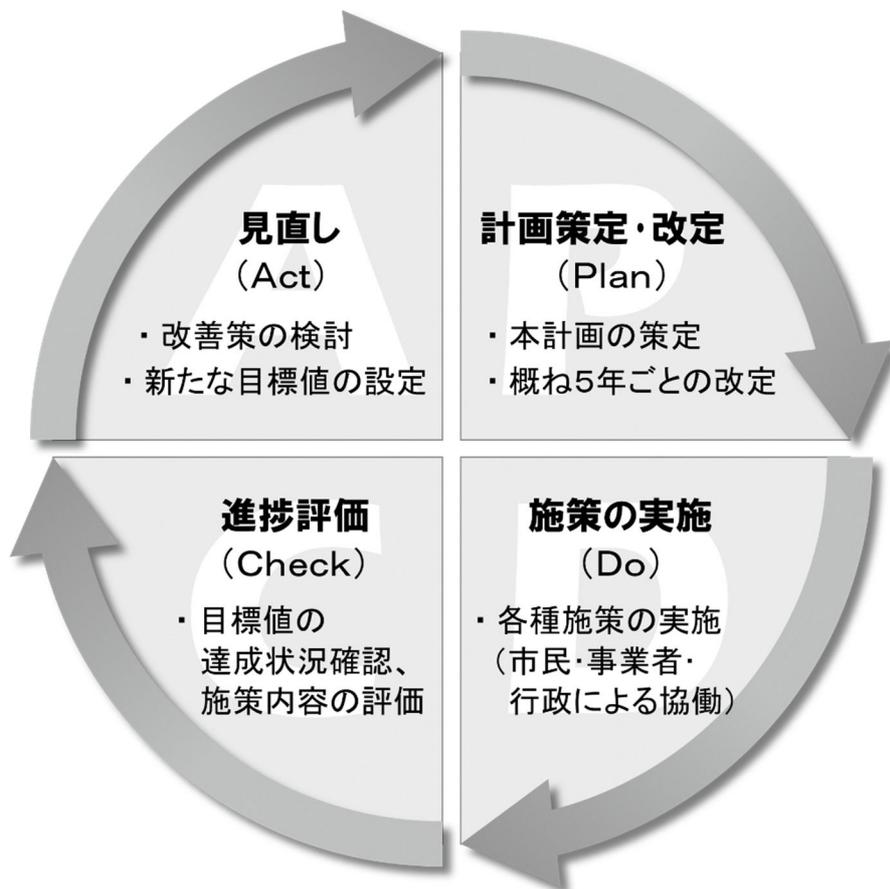


図4 本計画におけるPDCAサイクル

第2節 本市の概要

1 位置・地形

本市は、都心から北西へ約24km、武蔵野台地のほぼ中央に位置し、北東は埼玉県新座市、西は東村山市、南は西東京市と小平市、北は野火止用水を隔てて清瀬市に接しています。

標高70mから40mの範囲を西から東へなだらかに傾斜し、市の中央を黒目川・落合川が東流し、その他の小流も北東に流れています。地下水も豊富で、川沿いの至る所に湧水が見られます。



図5 本市の位置

2 人口

平成 28 年度から令和 2 年度までの人口・世帯数・世帯人口（1 世帯当たりの人数）の推移を表 1、図 6 に示します。また、平成 28 年度から令和 2 年度までの年齢別構成人口の推移を表 2、図 7 に示します。各年度の人口データについては翌年 1 月 1 日のデータを記載しています。例えば平成 28 年度の人口データは平成 29 年 1 月 1 日のデータを表しています。

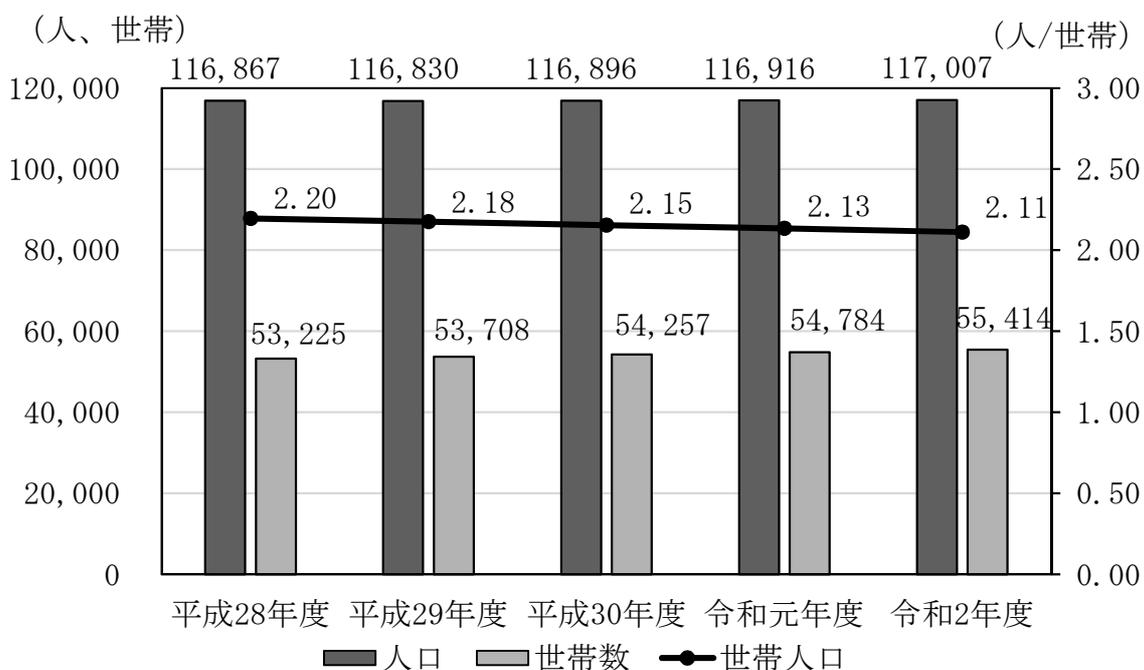
人口及び世帯数は令和 2 年度にかけて増加していますが、世帯人口は減少しています。また、年齢別構成人口は、0～14 歳の人口及び 15～64 歳の人口が令和 2 年度にかけて減少しているのに対し、65 歳以上の人口は増加しており、65 歳以上の人口構成比が増えています。

表1 人口・世帯数・世帯人口の推移

年度	人口 (人)	世帯数 (戸)	世帯人口 (人/戸)
平成 28 年度	116,867	53,225	2.20
平成 29 年度	116,830	53,708	2.18
平成 30 年度	116,896	54,257	2.15
令和元年度	116,916	54,784	2.13
令和 2 年度	117,007	55,414	2.11

※ 各年度 1 月 1 日（平成 28 年度であれば平成 29 年 1 月 1 日）現在の人口になります。

資料：住民基本台帳



資料：住民基本台帳

図6 人口・世帯数・世帯人口の推移

表2 年齢別構成人口の推移

区分	0～14歳		15～64歳		65歳以上	
	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)
平成28年度	14,451	12.37	70,417	60.25	31,999	27.38
平成29年度	14,297	12.24	69,885	59.82	32,648	27.94
平成30年度	14,234	12.18	69,782	59.70	32,880	28.13
令和元年度	14,122	12.08	69,622	59.55	33,172	28.37
令和2年度	13,975	11.94	69,598	59.48	33,434	28.57

※ 各年度1月1日（平成28年度であれば平成29年1月1日）現在の人口になります。

※ 端数調整のため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

資料：住民基本台帳

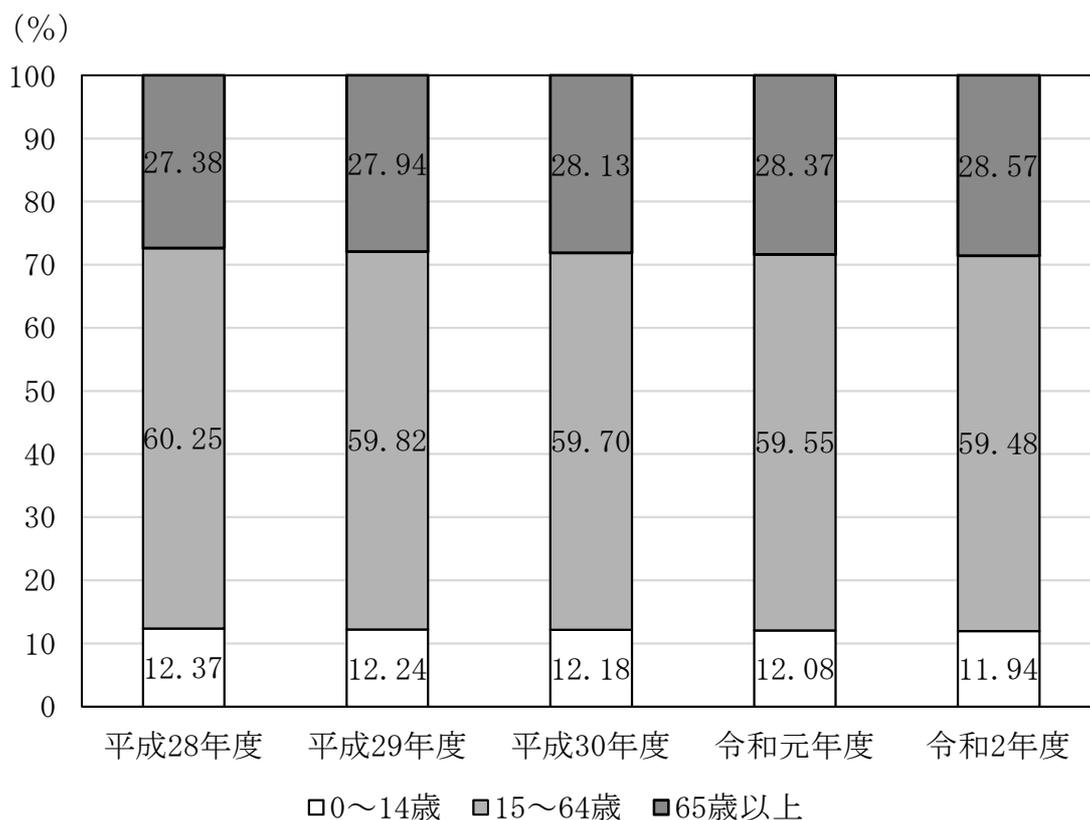


図7 年齢別構成人口の推移

3 産業別就業人口

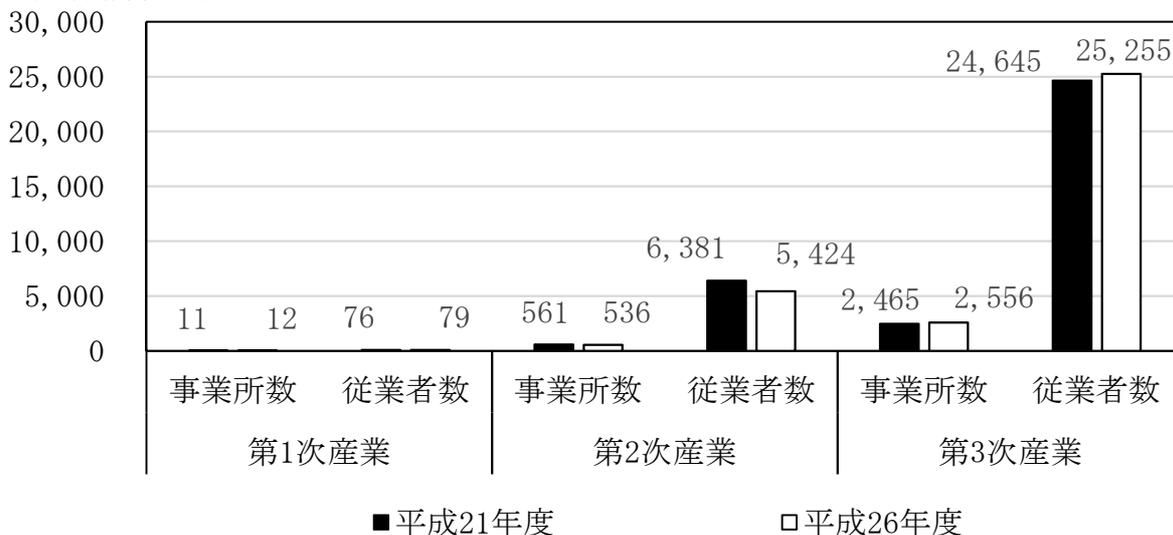
平成 21 年、平成 26 年の産業別事業所数、就業人口の推移を表 3、図 8 に示します。就業人口の推移を見ると、第 2 次産業での減少が大きく、第 3 次産業で増加しているにもかかわらず全体では減少しています。

表3 産業別事業所数、就業人口の推移

産業（大分類）	平成21年度 （基礎調査）				平成26年度 （基礎調査）			
	事業所数 （事業所）	構成割合 （%）	従業者数 （人）	構成割合 （%）	事業所数 （事業所）	構成割合 （%）	従業者数 （人）	構成割合 （%）
総数	3,037	100.0	31,102	100.0	3,104	100.0	30,758	100.0
第1次産業	11	0.4	76	0.2	12	0.4	79	0.3
農業、林業	11	0.4	76	0.2	12	0.4	79	0.3
漁業	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第2次産業	561	18.5	6,381	20.5	536	17.3	5,424	17.6
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
建設業	398	13.1	2,439	7.8	380	12.2	2,021	6.6
製造業	163	5.4	3,942	12.7	156	5.0	3,403	11.1
第3次産業	2,465	81.2	24,645	79.2	2,556	82.3	25,255	82.1
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.1	9	0.0	2	0.1	12	0.0
情報通信業	53	1.7	1,113	3.6	43	1.4	636	2.1
運輸業、郵便業	52	1.7	1,824	5.9	54	1.7	1,391	4.5
卸売業、小売業	769	25.3	7,341	23.6	753	24.3	7,797	25.3
金融業、保険業	36	1.2	638	2.1	35	1.1	362	1.2
不動産業、物品賃貸業	275	9.1	905	2.9	262	8.4	793	2.6
学術研究、 専門・技術サービス業	116	3.8	480	1.5	109	3.5	489	1.6
宿泊業、飲食サービス業	319	10.5	2,599	8.4	343	11.1	3,070	10.0
生活関連サービス業、 娯楽業	262	8.6	1,516	4.9	268	8.6	1,356	4.4
教育、学習支援業	140	4.6	2,279	7.3	168	5.4	2,203	7.2
医療、福祉	262	8.6	3,906	12.6	339	10.9	5,125	16.7
複合サービス事業	17	0.6	248	0.8	16	0.5	424	1.4
サービス業 （他に分類されないもの）	149	4.9	1,221	3.9	152	4.9	992	3.2
公務 （他に分類されるものを除く）	13	0.4	566	1.8	12	0.4	605	2.0

※ 端数調整のため、構成比の合計が 100%にならない場合があります。

資料：平成 21 年経済センサス-基礎調査、平成 26 年経済センサス-基礎調査
（事業所、人）



資料：平成 21 年経済センサス-基礎調査、平成 26 年経済センサス-基礎調査
図8 産業別事業所数、就業人口の推移

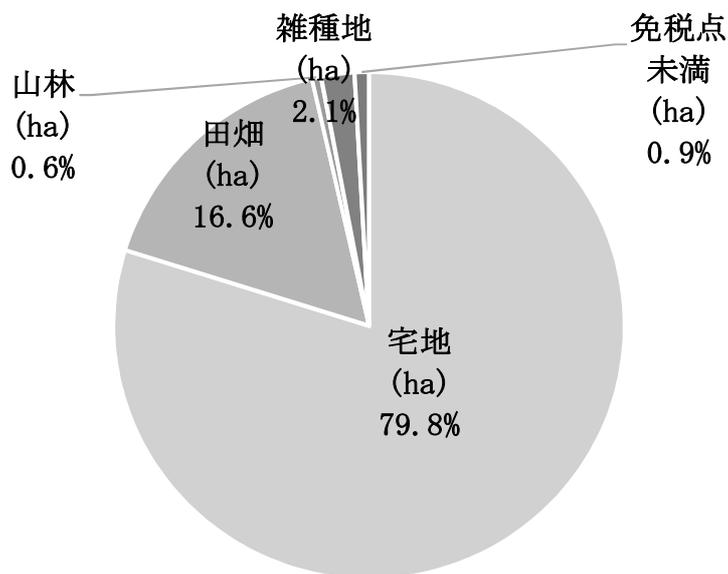
4 土地利用状況

本市の平成 28 年度から令和 2 年度までの地目別土地面積の推移を表 4 に、令和 2 年の地目別土地面積の割合を図 9 に示します。なお、この地目別土地面積については固定資産税の対象となる土地面積となっています。したがって、国・公有地、公共用地、墓地、道路、用水路、ため池、保安林、私立学校用地、宗教法人の境内など、固定資産税が非課税とされている土地は除かれています。

表4 地目別土地面積の推移

年	宅地 (ha)	田畑 (ha)	山林 (ha)	雑種地 (ha)	免税点 未満 (ha)
平成 28 年度	661.26	154.64	5.37	18.51	7.50
平成 29 年度	665.26	150.86	5.24	18.23	8.00
平成 30 年度	668.60	147.43	5.20	17.92	7.11
令和元年度	672.97	143.12	4.51	16.99	7.59
令和 2 年度	674.29	140.12	4.87	17.70	7.75

資料：東京都統計年鑑



資料：東京都統計年鑑

図9 令和 2 年度の地目別土地面積の割合

5 上位計画

(1) 基本構想・基本計画

東久留米市の最上位計画にあたる「東久留米市 第5次長期総合計画 基本構想・基本計画」では、『みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち 東久留米』をまちの将来像として掲げています。さらに、まちの将来像を実現するための基本目標の1つとして『自然と共生する環境にやさしいまち』を掲げており、そのための基本的な施策の1つに『地球環境にやさしくらしづくり』を挙げています。この基本的な施策の中の基本的な事業の1つとして、『循環型社会形成の推進』を挙げており、基本的な方向性として、次の3つが示されています。

- ①「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市民生活・社会環境の変化を踏まえ、ごみ減量化・資源化への意識醸成に努め、より一層の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進します。
- ②市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を十分に認識し、協力・連携のもと、ごみ減量化・資源化の取り組みを進めます。
- ③家庭ごみ有料化制度については、毎年度の点検・検証を実施し、広報やホームページ等を用いて市民に情報提供を行うことにより、本制度の定着がごみ減量・資源化推進につながるよう、市民一人ひとりの理解促進に努めます。

(2) 環境基本計画

「東久留米市 第2次環境基本計画」では、将来の環境像を『水と緑、地球環境にやさしい暮らしをみんなで育むまち“東久留米”』としています。

将来の環境像を実現するための施策の1つとして、基本方針2『地球環境対策に取り組む、安心して美しいまち』の中で、個別目標として『ごみの減量・再利用・リサイクルを通して資源循環を進める』ことを挙げています。

第3節 ごみ・資源の処理状況

1 社会的情勢

(1) 関係法令の体系

廃棄物・リサイクル行政の理念の基本となるのが、平成12年に公布された「循環型社会形成推進基本法」(以下、「循環基本法」という。)です。同法は環境基本法の基本理念に則り、循環型社会の形成についての基本原則を定めるなど、循環型社会の形成に関する基本法として位置付けられています。また、同法では、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明確にし、事業者及び国民の排出者責任を明らかにするとともに、生産者が自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を採用しています。

循環基本法の下で具体的に実施される個別法が、廃棄物処理の骨格をなす「廃棄物処理法」、資源の有効な利用の確保を目的とする「資源の有効な利用の促進に関する法律」(以下、「資源有効利用促進法」という。)であり、個別物品のリサイクルに関しては、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下、「容器包装リサイクル法」という。),「特定家庭用機器再商品化法」(以下、「家電リサイクル法」という。)等の各種リサイクル法等があります。

図10に循環型社会形成のための法制度を示します。図10に示すような法体系の下で、循環型社会の形成への取り組みが総合的に行われています。

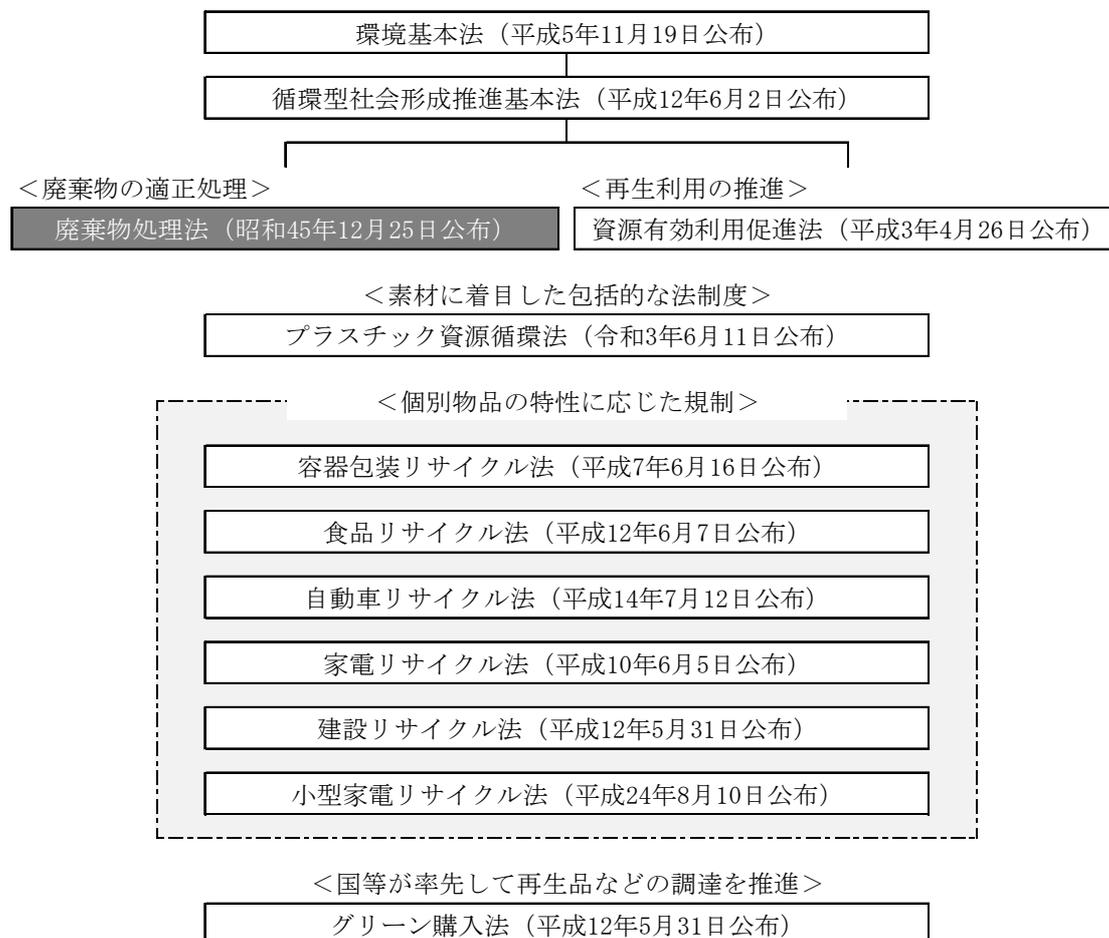


図10 循環型社会形成のための法制度

(2) 国の動向

国では、平成 28 年 9 月に「ごみ処理基本計画策定指針」を改定し、計画策定に対する基本的な指針が示しているほか、平成 30 年 6 月には「第四次循環基本計画」を閣議決定し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）等の資源生産性を高める取り組みを一層強化することや万全な災害廃棄物処理体制を構築していくこと、食料品のロス削減していくための対応等について計画を策定しています。

また、近年問題となっているプラスチックの海洋ごみ問題や気候変動問題、諸外国での廃棄物輸入規制強化等への対応を受けて、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、令和元年 5 月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和 3 年 6 月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を公布しています。「プラスチック資源循環戦略」及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の概要は以下の通りです。

「プラスチック資源循環戦略」のうち、リデュースに重点を置いた取り組みの一つとして「レジ袋有料化」があり、令和 2 年 7 月 1 日より全国でレジ袋有料化が開始されています。また、具体的な内容は決まっておりませんが、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、個別の措置事項として、国は自治体へプラスチック資源の分別収集を促進するため、「容器包装リサイクル法」での資源化ルートを活用したプラスチック資源の再商品化等を検討しています。

表5 プラスチック資源循環戦略の概要

項目	概要
基本原則	3R+Renewable（持続可能な資源）
重点戦略	1 プラスチック資源循環 ①リデュース等の徹底 ②効果的・効率的で持続可能なリサイクル ③再生材・バイオプラスチックの利用促進 2 海洋プラスチック対策 3 国際展開 4 基盤整備
マイルストーン	1 リデュース ○2030 年までにワンウェイプラスチックを累積 25%排出抑制 2 リユース・リサイクル ○2025 年までにリユース・リサイクル可能なデザインに ○2030 年までに容器包装の 6 割をリユース・リサイクル ○2035 年までに使用済プラスチックを 100%リユース・リサイクル等により、有効利用 3 再生利用・バイオマスプラスチック ○2030 年までに再生利用を倍増 ○2030 年までにバイオマスプラスチックを約 200 万トン導入

表6 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要

項目	概要
目的	プラスチック製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般において、プラスチック資源の循環を促進する
基本方針	1 プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に関する環境配慮設計 2 ワンウェイプラスチックの使用の合理化 3 プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等
個別の措置事項	1 プラスチック使用製品設計指針 2 特定プラスチック使用製品の使用の合理化 3 市町村の分別収集及び再商品化 4 製造事業者等による自主回収及び再資源化 5 排出事業者による排出の抑制及び再資源化 等

【コラム：プラスチックの資源循環】

○海洋プラスチックごみ問題とは…

プラスチックは非常に便利な素材であり、日常生活のあらゆる場面で利用されていますが、使い終わった全てのプラスチックがリサイクルされているわけではありません。

適切な処理・処分をされずに、河川を通じて海に行き着いたプラスチックは、魚や、海鳥、ウミガメ等の体に絡まってしまったり、エサと間違えて食べられてしまったりと、**海の生態系に大きな影響**を与えています。さらに、マイクロプラスチック（風や波で細くなったプラスチック）を食べてしまった魚を食べることで、**人類にも悪影響を及ぼす可能性**があります。



○プラスチックの資源循環に向けて…

プラスチックに係る様々な問題の解決に向けて、プラスチックの資源循環を促進するため、以下のような体制の整備が進められています。

〔リデュース〕

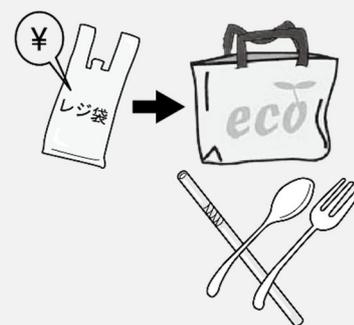
レジ袋の有料化（実施済み）

〔リユース・リサイクル〕

プラスチック製品の資源化ルートの検討、現在無料で配布しているストロー、スプーン、フォーク等の有料化や再利用の促進

〔リニューアブル（再生可能資源への代替）〕

バイオマスプラスチックの利用促進



今後、具体的な国の方針が定まりましたら、本市でも新たな施策を実施する可能性がありますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

さらに、令和元年10月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」という。）が施行され、令和2年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。「食品ロス削減推進法」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の概要は以下の通りです。

表7 食品ロス削減推進法及び食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の概要

項目	概要
目的	多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を定める 2 都道府県は、基本方針を踏まえ、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるよう努める 3 市町村は、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努める
基本的施策	<ol style="list-style-type: none"> 1 消費者、事業者等に対する教育及び学習の振興、普及啓発等 2 食品関連事業者等の取組に対する支援 3 食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰 4 食品ロスの実態調査、効果的な削減方法等の調査研究 5 先進的な取組等の情報の収集及び提供 6 未利用食品等を提供するための活動の支援等

【コラム：食品ロス】

○食品ロスとは…

食べ残しや売れ残り、期限が近い等の理由により、食べることができるのに捨てられてしまう食品のことです。



日本国内では、平成29年には約2,550万トンの食品が捨てられており、そのうち食べることができる食品は612万トンになります。これは、日本人一人当たり、お茶碗約1杯分（約139グラム）の食べ物が毎日捨てられている計算になります。

○食品ロス削減月間とは…

10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」とされています。



もしかしたら、皆さんの普段の生活にも、食品ロスは潜んでいるかも…。この期間に、p. 64「ごみ排出抑制計画」の「食品ロスの削減」も参考に、食生活を見直してみませんか？

(3) 東京都の動向

東京都では平成 28 年 3 月に「東京都環境基本計画」を、令和 3 年 9 月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定しています。「東京都環境基本計画」及び「東京都資源循環・廃棄物処理計画」の概要をそれぞれ表 8 及び表 9 に示します。

表8 東京都環境基本計画の概要

区分	概要
目指す将来像	「世界一の環境先進都市・東京」の実現
政策の柱 (環境政策の 方向性)	<ol style="list-style-type: none"> 1 スマートエネルギー都市の実現 2 3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進 3 自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承 4 快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保 5 環境施策の横断的・総合的な取組

表9 東京都資源循環・廃棄物処理計画の概要

区分	概要
計画期間	令和 3 (2021) 年度～令和 7 (2025) 年度 また、令和 32 (2050) 年を見据え、令和 12 (2030) 年度のビジョンを示す
三本の柱	<ul style="list-style-type: none"> ・「持続可能な資源利用の実現」 ・「廃棄物処理システムのレベルアップ」 ・「社会的課題への果敢なチャレンジ」
主要な施策	<ol style="list-style-type: none"> 1 資源ロスの更なる削減 2 廃棄物の循環利用の更なる促進 3 廃棄物処理システムの強化 4 健全で信頼される静脈ビジネスの発展 5 社会的課題への的確な対応

また、東京都は令和元年 12 月には「ゼロエミッション東京戦略」、令和 3 年 3 月には改定版の「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」を策定し、さらにその中の重点的対策が必要な分野の個別計画・プログラムとして「プラスチック削減プログラム」及び「東京都食品ロス削減推進計画」を策定しました。「ゼロエミッション東京戦略」及び「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」、「プラスチック削減プログラム」、「東京都食品ロス削減推進計画」の概要をそれぞれ表 10～表 12 に示します。

表10 ゼロエミッション東京戦略及び
ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report の概要

区分	概要
目指す将来像	「ゼロエミッション東京」を実現し世界の「CO ₂ 排出実質ゼロ」に貢献
戦略の柱	戦略Ⅰ エネルギーセクター 政策1 再生可能エネルギーの基幹エネルギー化 政策2 水素エネルギーの普及拡大 戦略Ⅱ 都市インフラセクター（建築物編） 政策3 ゼロエミッションビルの拡大 戦略Ⅲ 都市インフラセクター（運輸編） 政策4 ゼロエミッションビークルの普及促進 戦略Ⅳ 資源・産業セクター 政策5 3Rの推進 政策6 プラスチック対策 政策7 食品ロス対策 政策8 フロン対策 戦略Ⅴ 気候変動適応セクター 政策9 適応策の強化 戦略Ⅵ 共感と協働 エンゲージメント&インクルージョン 政策10 多様な主体と連携したムーブメントと社会システムの変革 政策11 区市町村との連携強化 政策12 都庁の率先行動 政策13 世界諸都市等との連携強化 政策14 サステナブルファイナンスの推進

表11 プラスチック削減プログラムの概要

区分	概要
目指すべき姿	CO ₂ 実質ゼロの持続可能なプラスチック利用
目標達成に向けた施策	1 使い捨てを徹底的に見直し、リユースを基調とした社会へ 2 循環的利用の高度化 3 廃プラスチックの国内循環利用促進のための緊急対策 4 持続可能なバイオマス利用への転換 5 海洋へのプラスチックごみ流出の防止等 6 焼却・熱回収からの転換

表12 東京都食品ロス削減推進計画の概要

区分	概要
目指すべき姿	食品ロス発生量実質ゼロ
目標達成に向けた施策	<ul style="list-style-type: none"> ○発生抑制（リデュース） <ul style="list-style-type: none"> 1 発生抑制（リデュース）を基調とした持続可能な循環型社会へ 2 先進技術を活用した食品ロスの削減 3 フードサプライチェーンにおける取組の推進 ○有効活用（リユース） <ul style="list-style-type: none"> 4 未利用食品の有効活用の推進 ○再生利用（リサイクル） <ul style="list-style-type: none"> 5 食品リサイクルの推進

【コラム：ゼロエミッション】

○ゼロエミッションとは…

廃棄物の排出をゼロにする（排出しない）システムのことです。生産段階の廃棄物発生量を減らしたり、発生した廃棄物を徹底的に有効活用（リサイクル等）したりすることにより、最終処分量をゼロにすることを目指します。

市民は積極的にリユースやリサイクル等を行うことが、事業者は生産から廃棄までを通して、廃棄物が発生しにくい製品や仕組みを作ることが、それぞれ求められます。

○東京都が目指す（CO₂）ゼロエミッションとは…

CO₂（二酸化炭素）の排出をゼロにする（排出しない）システムのことです。

また「実質ゼロ」とは、CO₂の回収量（植物への吸収量等）と、排出量を等しくすることを指し、「カーボンニュートラル」とも言います。

2 ごみ・資源物の状況

(1) 計画処理区域

本市の各家庭から排出される廃棄物の計画収集区域は、本市全域となっています。

(2) ごみ・資源物の分別区分

ごみ・資源物の分別区分を表 13 に示します。

表13 ごみ・資源物の分別区分

分別区分		対象ごみ	
燃やせるごみ		生ごみ、資源にならない紙類、汚れや破損のひどい布類や衣類、花火やたばこの吸い殻、衛生上燃やさなければならぬもの など	
燃やせないごみ		せともの、ガラス製品、ゴム製品、ホース類、金属類、プラスチック類（容器包装を除く）、電球類（蛍光管は除く）、複合素材のもの、ディスク（CD、DVD、LD）、レコード、食べ残しなどで使用したラップ、容器包装プラスチックで汚れが落ちないもの、化粧品のびん、割れ物などの危険物 など	
粗大ごみ		家庭から出る 1 辺の長さが 30cm 以上のもの	
有害ごみ		蛍光管、電池類、水銀体温計、水銀血圧計、ライター、スプレー缶、ビデオテープ、カセットテープ など	
資源物	缶（飲食用）	清涼飲料水・酒類・缶詰・ミルク缶・お菓子やお茶の缶などの飲食用の缶	
	ガラスびん（飲食用）	酒類・栄養ドリンク・ジャム・調味料などの飲食用のガラスびん	
	紙類	新聞	新聞
		段ボール	段ボール
		雑がみ・雑誌	雑がみ・雑誌
		紙パック類	紙パック類（内側が白いもの）
	布類	肌着、下着類・体型補正型下着類（洗濯したもの）、フェイスタオルやバスタオル など	
	容器包装プラスチック	食料品や日用品を買ったときに使われているプラスチック製の袋・包み・入れ物のことで、中身を使った後に不要となるプラスチック など	
	ペットボトル	清涼飲料水・酒類・しょう油・しょう油加工品・めんつゆ・ノンオイルドレッシング・みりん・酢などのペットボトル	
	剪定枝	ご自宅で剪定した枝木	
小型家電	デジタルカメラ・ビデオカメラ、据え置き型ゲーム機など		

(3) ごみ・資源物の排出方法

ごみ・資源物の排出方法を各々表 14、表 15 に示します。

表14 ごみの排出方法

対象区分	排出方法及び留意事項
燃やせるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみは水を切ってから出してください。 ・ おむつは、汚物を必ず取り除き、「おむつ」と表示して中身が確認できる透明または半透明の袋に入れ、出していただければ無料で収集します。ペット用トイレシートは「燃やせるごみ」(有料) となります。 ・ 落ち葉、くさ、少量の枝(太さ 10cm 未満)は、中身が確認できる透明または半透明の袋に入れ、出していただければ無料で収集します。なお、1 度の収集で袋制限とは別に、1 世帯 3 袋若しくは 3 束まで出せます。なお、竹、シュロ、夾竹桃、イチヨウ、棘のある木の枝以外については、剪定枝のリサイクル回収も行っています。
燃やせないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割れたガラス、鏡、包丁などの危険物は、危険のないように、新聞紙やボロ布等で包んでから、指定収集袋(袋にはキケンなどと表示する)に入れてください。
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ対策課へ粗大ごみの収集を申し込んでください。 ・ 東久留米市の粗大ごみ処理券を購入してください。 ・ 粗大ごみ処理券は、必ず品物ひとつひとつに貼ってください。 ・ 粗大ごみは、収集日当日の朝 8 時 30 分までに自宅の敷地内か指定された場所に出してください。(時間の指定はできません)
有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸建て住宅の場合は戸別収集となるので、それぞれが混入しないように正しく分別して、透明または半透明の袋に入れて別々に出してください。 ・ 共同住宅の場合は、共同住宅専用の回収容器がある場合には、容器に直接入れて出してください。回収容器がない場合は、それぞれが混入しないように正しく分別して透明または半透明の袋に入れて集積場所へ出してください。 ・ スプレー缶は中身を使い切ってから出してください。ただし、穴をあけるのは危険なので、穴は空けないでください。(使い切れない場合は、「中身有り」と表示して出してください。)

表15 資源物の排出方法

対象区分		排出方法及び留意事項	
資源物	缶（飲食用）	<ul style="list-style-type: none"> ・中を軽く水洗いしてください。 ・缶のフタは金属製なら缶、プラスチック製なら容器包装プラスチック、それ以外は燃やせないごみへ出してください。 	
	ガラスびん（飲食用）	<ul style="list-style-type: none"> ・フタを外して軽く水洗いしてください。 ・びんのフタは金属製なら缶、プラスチック製なら容器包装プラスチック、それ以外は燃やせないごみへ出してください。 	
	紙類	新聞	<ul style="list-style-type: none"> ・袋に入れるか、ひもで縛って出してください。 ・雨の日も回収するので、ポリバケツなどの外から見えない容器には入れないでください。
		段ボール	<ul style="list-style-type: none"> ・箱状のものは、平らにしてひもで縛って出してください。 ・雨の日も回収するので、ポリバケツなどの外から見えない容器には入れないでください。
		雑がみ・雑誌	<ul style="list-style-type: none"> ・ひもで十字に縛るか、紙袋に入れて十字に縛ってから出してください。 ・細かい紙などは雑誌などにはさんで、ひもで縛って出してください。 ・シュレッダーした紙はビニール袋か紙袋に入れて、袋の口をとめて「シュレッダー紙」と表示をして出してください。 ・雨の日も回収するので、ポリバケツなどの外から見えない容器には入れないでください。
		紙パック類	<ul style="list-style-type: none"> ・中身を飲み切り、中を洗い、切り開いたうえで乾かして束ねて出してください。
	布類	<ul style="list-style-type: none"> ・「古布」などと表示して出してください。 ・布類は、ポリバケツなど外から見えない容器には入れないでください。 ・雨で濡れてしまうと資源化ができなくなるため、必ず晴れた日に出してください。 	
	容器包装プラスチック	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装プラスチックでも、汚れが落ちないものや中をすすげないものは「燃やせないごみ」として出してください。 	
	ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ・中を軽く水洗いしてください。 ・ラベル、キャップは外して容器包装プラスチックへ出してください。 	
	剪定枝	<ul style="list-style-type: none"> ・枝は直径 30cm 以下の束にして、もしくは、45 リットル相当の袋で出してください。 ・ごみ対策課へ剪定枝の回収を申し込んでください。 ・店舗兼住宅の店舗部分で発生した枝木は回収できません。 	
小型家電	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に設置してある小型家電回収ボックスを利用してください。 ・ノート PC、携帯電話は、必ず個人情報を消去したうえで、市が指定する小型家電回収ボックスに出してください。 		

(4) ごみ・資源物の処理フロー

本市における、ごみ・資源物の処理フローを図 11 に示します。

本市から排出されたごみ及び資源物については、本市、西東京市、清瀬市の3市で構成されている柳泉園組合の柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで共同処理しています。

燃やせるごみは、柳泉園クリーンポートで焼却処理され、焼却残さは東京たま広域資源循環組合にてエコセメントの原料として、再利用しています。

燃やせないごみ、粗大ごみは、柳泉園組合の不燃・粗大ごみ処理施設で選別・破碎処理され、処理後に発生する可燃残さ（可燃性プラスチック類や可燃性粗大等）は柳泉園クリーンポートで焼却処理し、不燃残さ（硬質プラスチック類）は民間施設に搬出し、ガス化溶解により発生する燃料ガスやスラグ、メタル等を回収して資源化しています。なお、不燃残さについては、民間施設に搬入し、固形燃料（RPF）化を行っていた年度もありますが、現在はガス化溶解により資源化を行っています。

資源物（びん、缶）は、柳泉園組合のリサイクルセンターで再選別やプレス機による圧縮等の処理を行い、資源再生業者へ引き渡しています。

他の資源物（古紙・古布類、容器包装プラスチック、ペットボトル、小型家電、剪定枝）は、直接資源再生業者へ引き渡しています。

【コラム：不燃残さの資源化】

○残さとは…

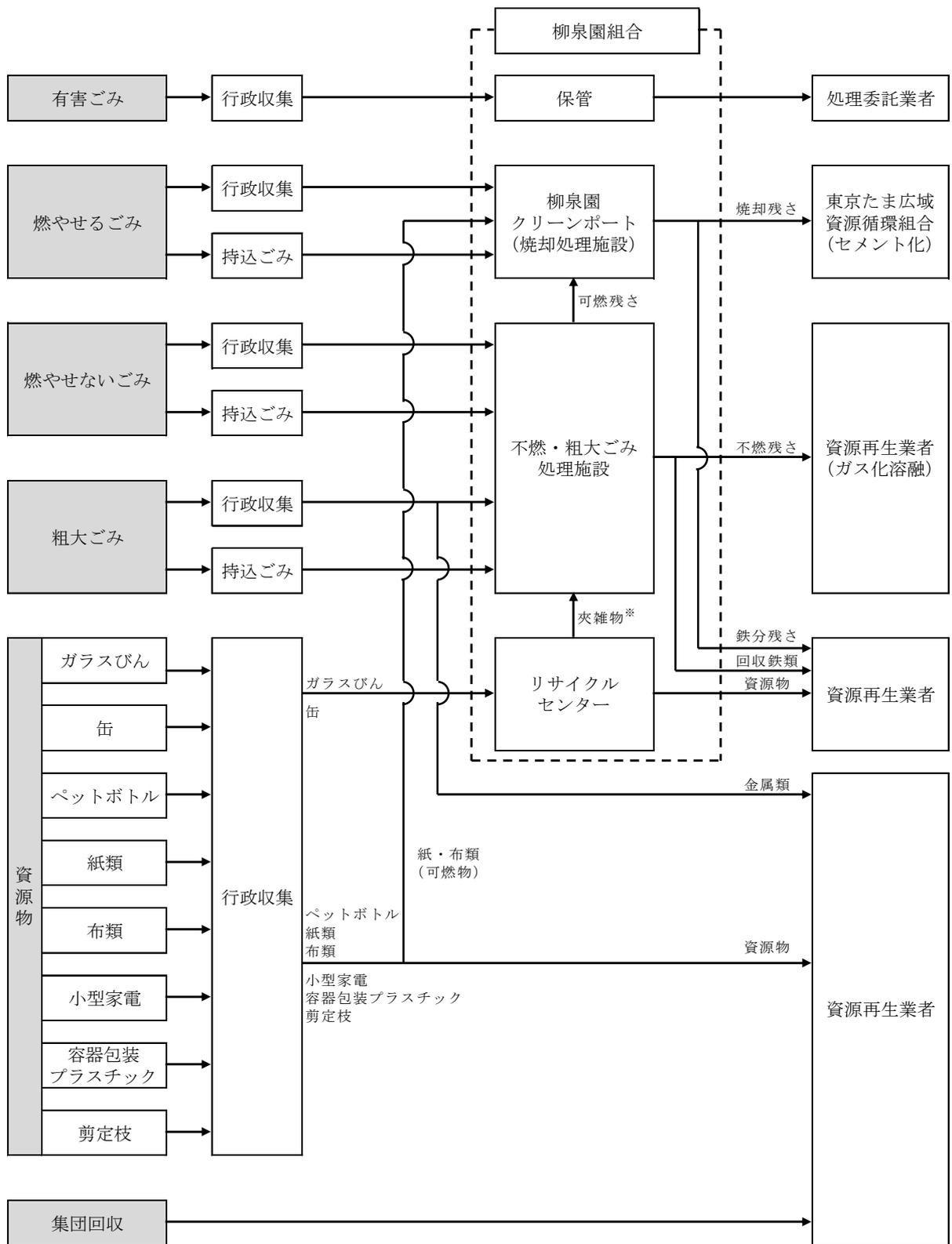
ごみ処理施設でごみを処理した後に残るものを「残さ（ざんさ）」と言います。本市のごみを処理している柳泉園組合では、柳泉園クリーンポートからは灰等の「**焼却残さ**」、不燃・粗大ごみ処理施設からは不燃物（プラスチック類等）が主体の「**不燃残さ**」が発生しますが、全て処理・資源化しています。

○固形燃料（RPF：Refuse Paper and Plastic Fuel）とは…

廃プラスチックや、加工されたラミネート紙等を主原料とした固形燃料です。柳泉園組合では平成17～28年度まで、不燃残さは民間業者に委託して固形燃料化していましたが、固形燃料化施設の老朽化等に伴い、平成29年度からは資源化方法をガス化溶解に変更しています。

○ガス化溶解とは…

ごみを高温で処理し、ガス化する処理方式です。**発生したメタンガス等の可燃性ガスは燃料ガスとして発電に利用し、さらに、金属類やガラス等は溶解されスラグやメタルとして路盤材等に利用**します。柳泉園組合では平成29年度から、不燃残さは民間業者に委託してガス化溶解による資源化を行っています。



※ 夾雑物（きょうざつぶつ）は、施設で分別された資源化に適さない不適物を指します。

図11 ごみ・資源物の処理フロー

3 ごみ・資源物の排出量

(1) ごみ・資源物の排出量の実績

ごみ・資源物の排出量の推移を表 16、図 12 に、行政収集と直接持込みの量の推移を図 13 に示します。

本市のごみ・資源物の排出量は、平成 28 年の 29,752t/年から平成 30 年度の 28,242t/年と減少していますが、それ以降は、令和 2 年度の 30,287t/年と増加しています。

そのうち、資源物の排出量については、平成 28 年度の 6,092t/年から令和 2 年度の 7,327t/年と増加しています。

表16 ごみ・資源物の排出量の推移

単位：t/年

区分／年度	実績値				
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
ごみ・資源物	29,752	29,384	28,242	29,419	30,287
行政収集	24,794	24,069	22,412	22,891	24,057
燃やせるごみ	16,383	15,029	13,847	14,082	14,493
燃やせないごみ	2,206	2,138	1,683	1,775	2,089
粗大ごみ	77	93	95	96	109
資源物	6,092	6,768	6,750	6,900	7,327
有害ごみ	36	41	37	38	39
直接持込みごみ	4,958	5,315	5,830	6,528	6,230
燃やせるごみ	4,820	5,140	5,616	6,283	5,929
うち事業系	4,777	5,091	5,524	6,153	5,710
燃やせないごみ	53	56	69	83	97
粗大ごみ	85	119	145	162	204
資源物	0	0	0	0	0
有害ごみ	0	0	0	0	0

ごみ・資源物
排出量 (t/年)

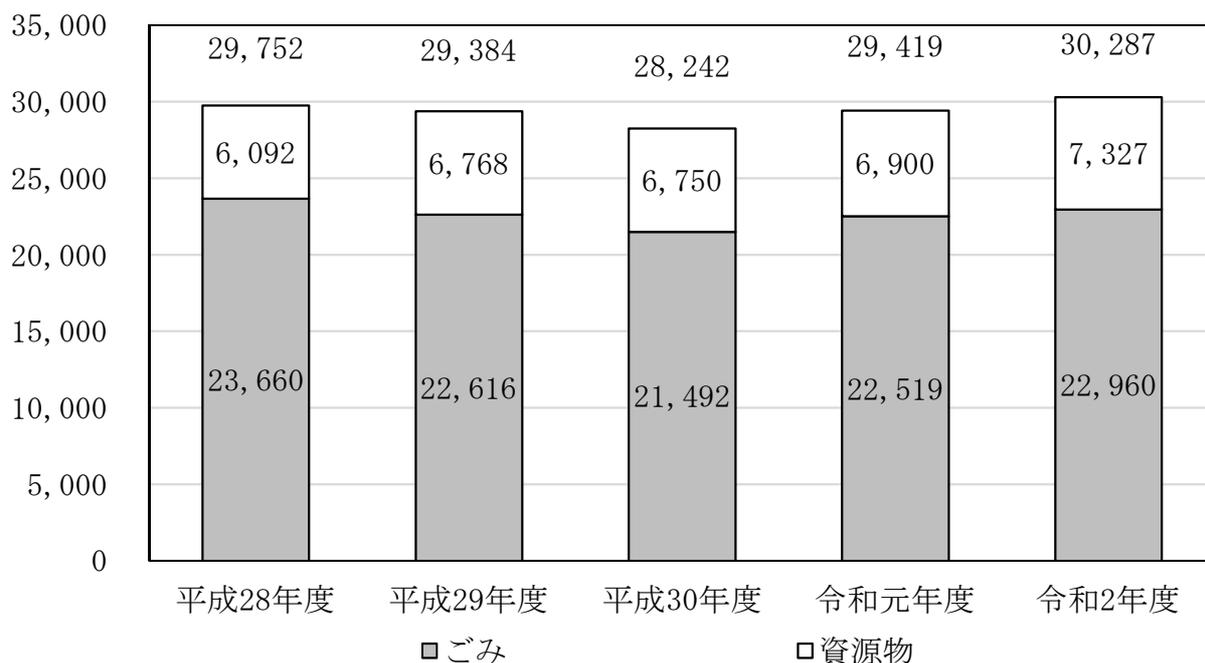


図12 ごみ・資源物の排出量の推移

ごみ・資源物
排出量 (t/年)

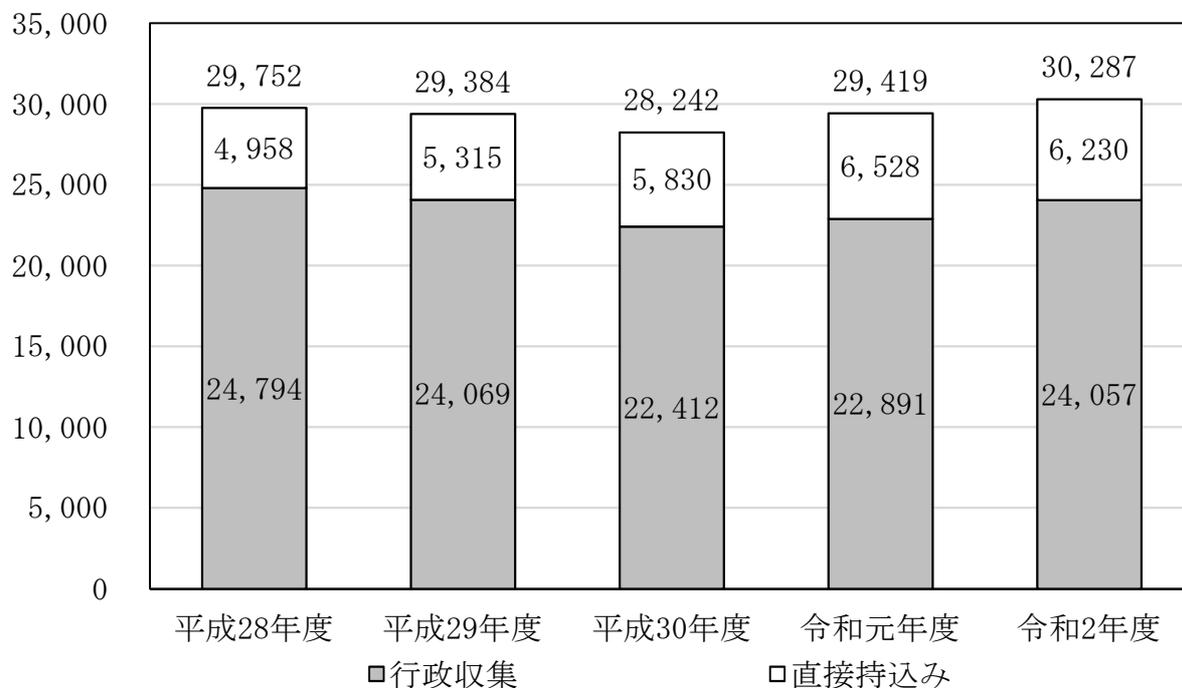


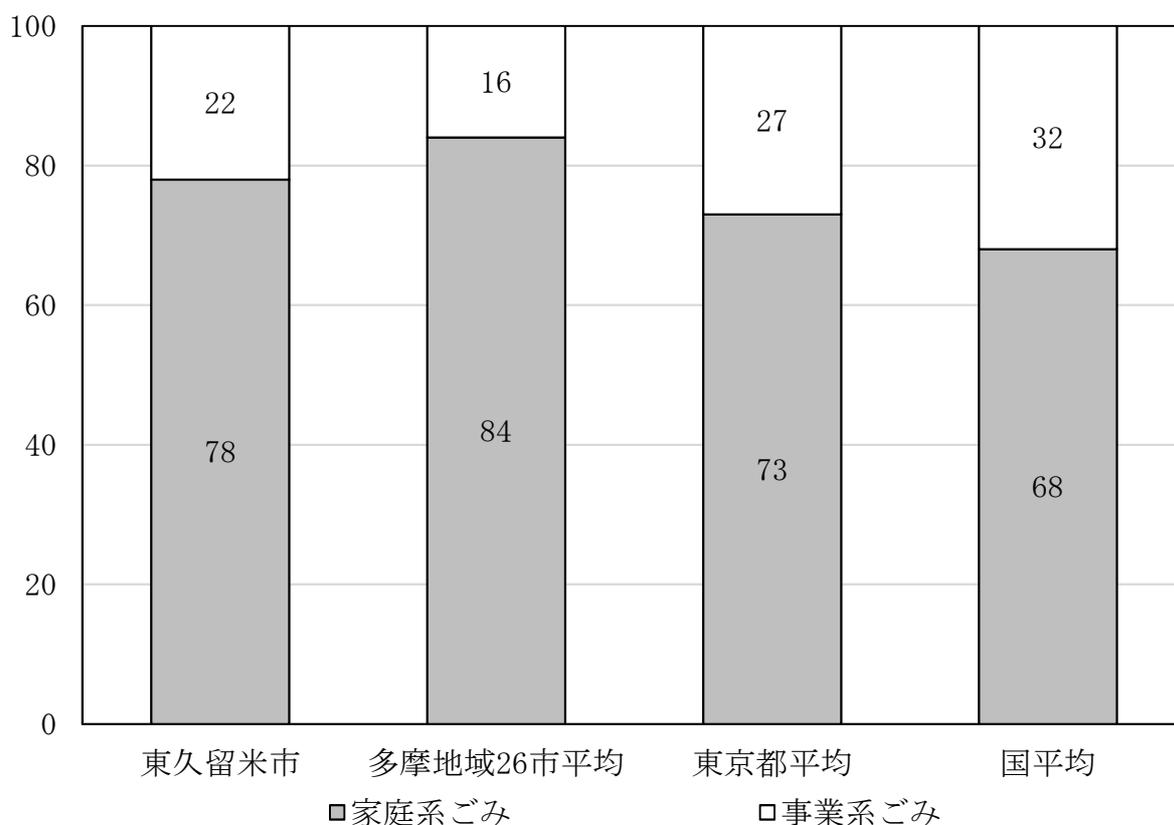
図13 行政収集と直接持込みの量の推移

令和元年度の家庭系ごみと事業系ごみの構成比及び1人1日平均排出量（以下、「排出量原単位」といいます。）を図14、図15に示します。

令和元年度時点では、本市の家庭系ごみと事業系ごみの構成比については、事業系ごみの構成比が22%と、東京都及び国の平均の27%、32%と比較して低い値となっていますが、多摩地域26市平均の16%と比較すると高い値になっています。

排出量原単位についても同様に、事業系ごみ排出量原単位は153g/人・日と、東京都及び国の226g/人・日、280g/人・日と比較して低い値となっていますが、多摩地域26市平均の106g/人・日と比較すると高い値になっています。

家庭系ごみと事業系ごみの構成比（%）

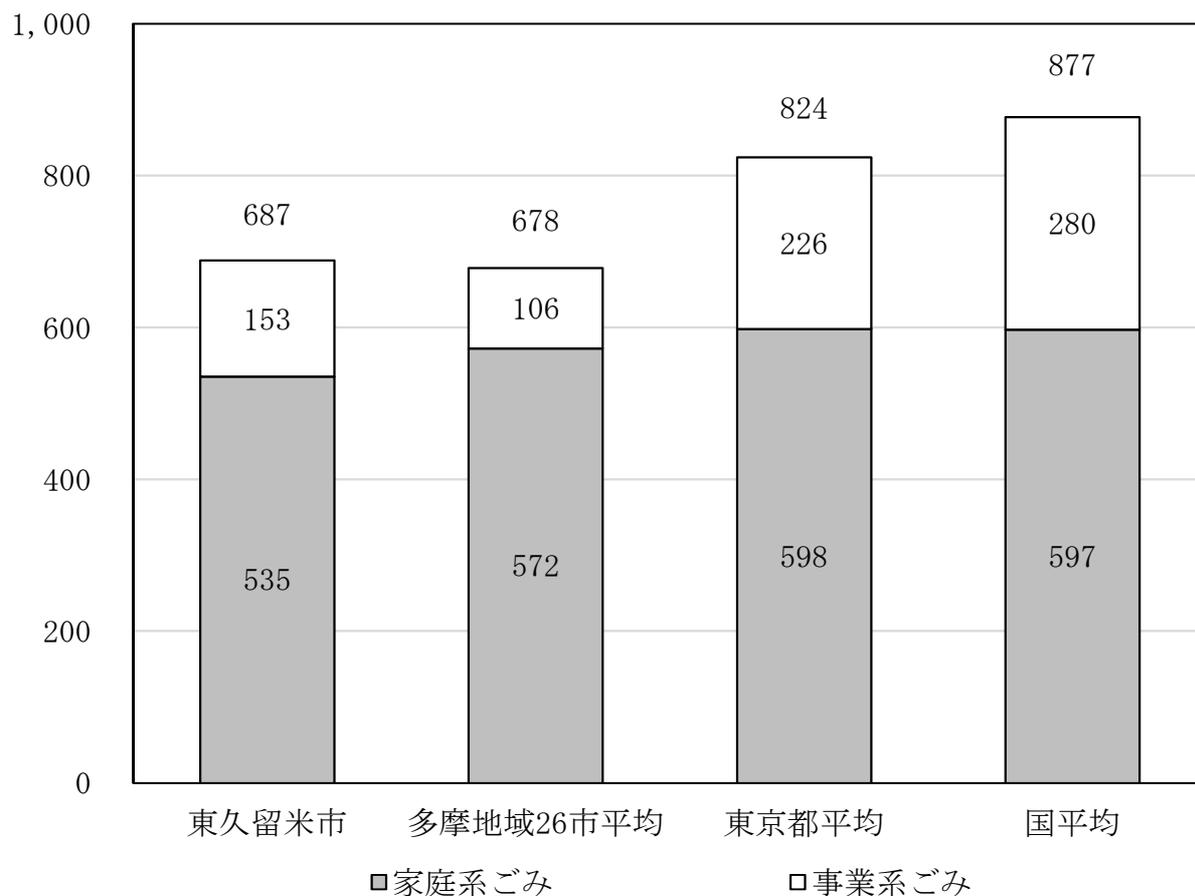


※ 集団回収量を含みません。

資料：多摩地域ごみ実態調査 2019（平成31年・令和元）年度統計
一般廃棄物処理実態調査 令和元年度（環境省）

図14 令和元年度の家庭系ごみと事業系ごみの構成比

ごみ排出量原単位 (g/人・日)



※ 集団回収量を含みません。

資料：多摩地域ごみ実態調査 2019（平成31年・令和元）年度統計
一般廃棄物処理実態調査 令和元年度（環境省）

図15 令和元年度の家庭系ごみと事業系ごみの
1人1日平均排出量（排出量原単位）

(2) ごみ排出量原単位

1人1日当たりのごみ排出量であるごみ排出量原単位の推移を表17及び図16に示します。本市の原単位は、平成28年度の580.59g/人・日から平成30年度の525.80g/人・日と減少傾向になっていましたが、令和2年度には563.52g/人・日と増加しています。増加の要因としては、令和元年度の消費税増税や令和2年度のコロナの影響等も考えられます。

表17 ごみ・資源物の排出量原単位の推移

単位：g/人・日

品目	平成28年度 (有料化前)	平成29年度 (10月から 有料化)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
燃やせるごみ	383.64	352.27	324.86	328.98	339.50
燃やせないごみ	51.66	50.11	39.48	41.47	48.93
粗大ごみ	1.80	2.18	2.23	2.24	2.55
有害ごみ	0.84	0.96	0.87	0.89	0.89
小計	437.94	405.52	367.44	373.58	391.87
資源物	142.65	158.63	158.36	161.20	171.65
うち、 容器包装プラスチック	34.98	40.76	38.48	40.32	40.38
合計(ごみ+資源物)	580.59	564.15	525.80	534.78	563.52

※ ごみ排出量原単位は、次の計算式より算出しています。

行政収集量 ÷ (各年度10月1日の人口 × 365日 (うるう年は366日))

※ 行政収集量には持込みごみ量及び集団回収量を含みません。

ごみ排出量原単位
(g/人・日)

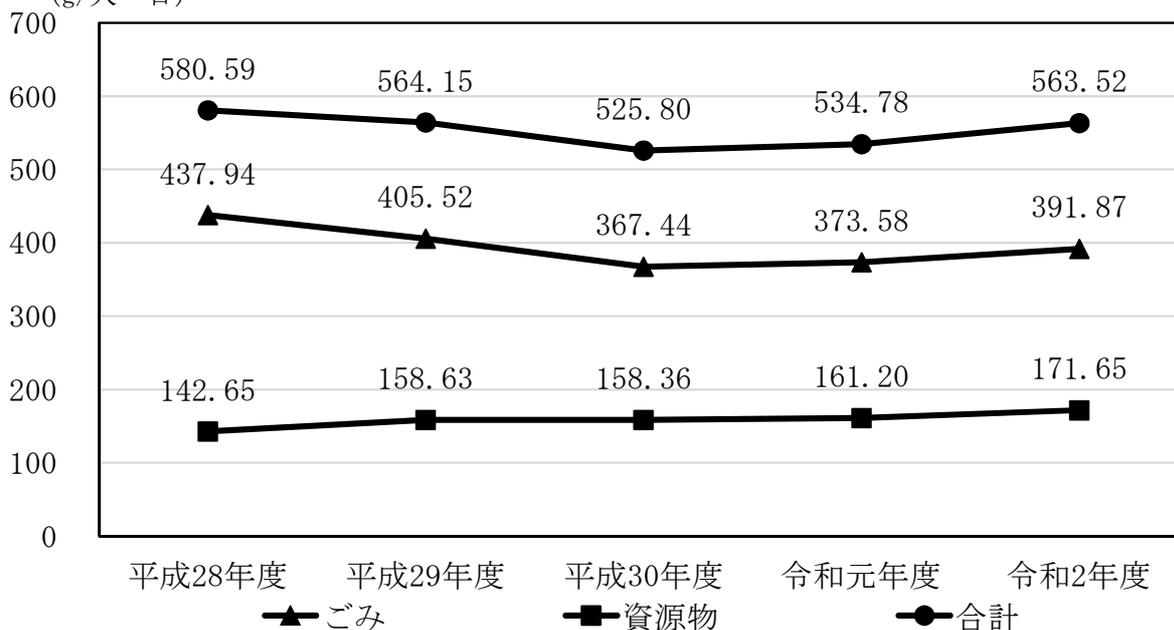


図16 ごみ・資源物の排出量原単位の推移

(3) 種類別ごみ・資源物排出量の内訳

本市で排出されるごみ・資源物の種類別ごみ・資源物排出量の令和2年度の内訳を図17に示します。

本市の令和2年度の種類別ごみ・資源物排出量は、燃やせるごみが最も多く20,422t(62.2%)、次いで資源物が7,327t(22.3%)、集団回収が2,560t(7.8%)、燃やせないごみが2,186t(6.7%)、粗大ごみが313t(1.0%)、有害ごみが39t(0.1%)となっています。

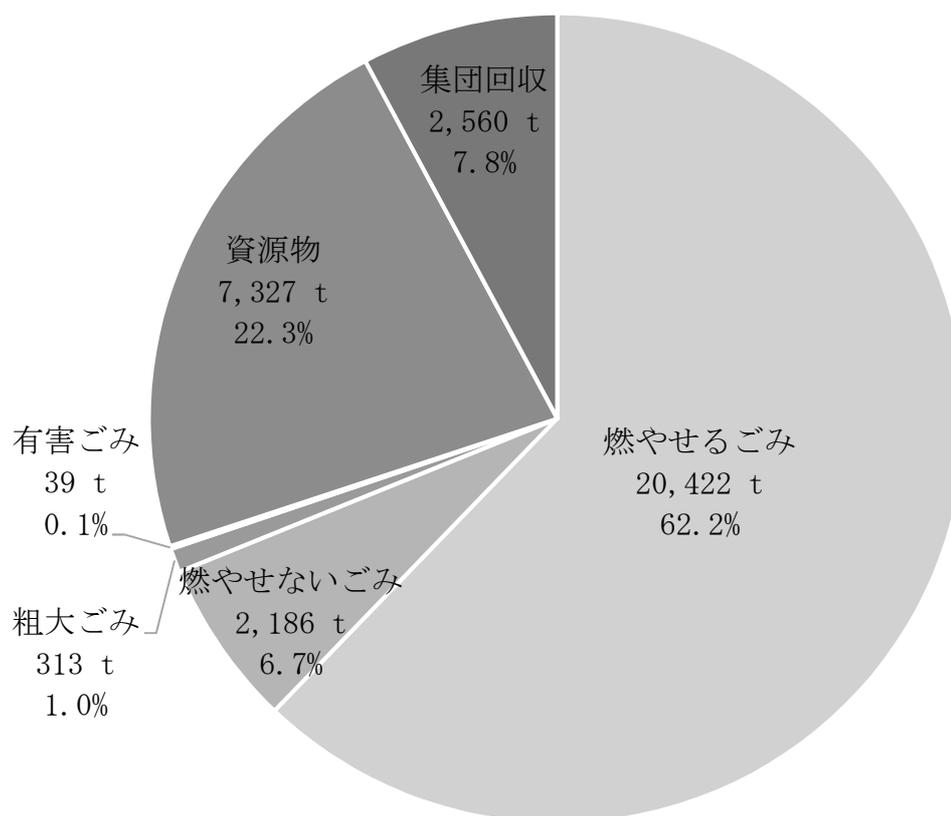


図17 種類別ごみ・資源物排出量の内訳 (令和2年度)

4 資源化の実績

(1) 資源回収量の推移

資源回収量の推移を表 18、図 18 に示します。本市の総資源化量は、平成 28 年度の 12,179t/年から、令和 2 年度の 13,035t/年と増加しています。

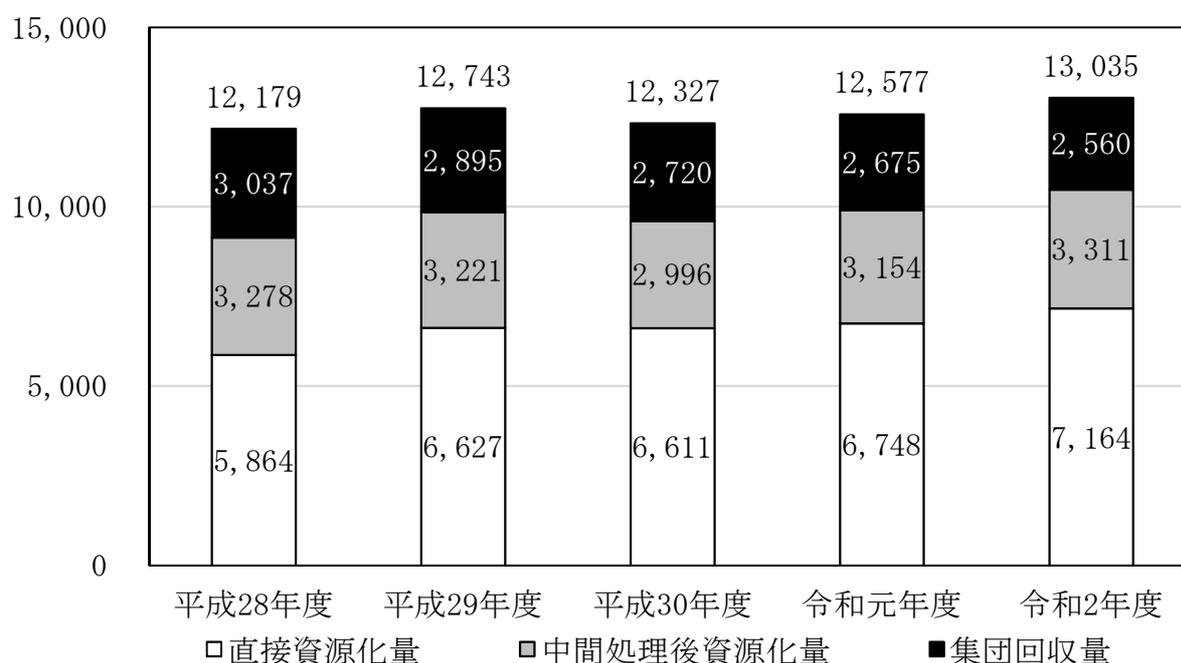
表 18 資源回収量の推移

単位：t/年

	平成 28 年度 (有料化前)	平成 29 年度 (10 月から 有料化)	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
直接資源化量	5,864	6,627	6,611	6,748	7,164
中間処理後資源化量	3,278	3,221	2,996	3,154	3,311
集団回収量	3,037	2,895	2,720	2,675	2,560
総資源化量	12,179	12,743	12,327	12,577	13,035

資料：多摩地域ごみ実態調査 2020（令和 2）年度統計

資源回収量
(t/年)



資料：多摩地域ごみ実態調査 2020（令和 2）年度統計

図 18 資源回収量の推移

(2) 資源化率の推移

資源化率の推移を表 19、図 19 に示します。本市の資源化率は、平成 28 年度の 37.1%から平成 29 年度の 39.5%と増加していますが、それ以降は、令和 2 年度の 39.7%まで、ほぼ横ばいで推移しています。本市の令和元年度の資源化率の 39.2%は、国平均の 19.6%を 19.6%、都平均の 22.3%を 16.9%上回っています。

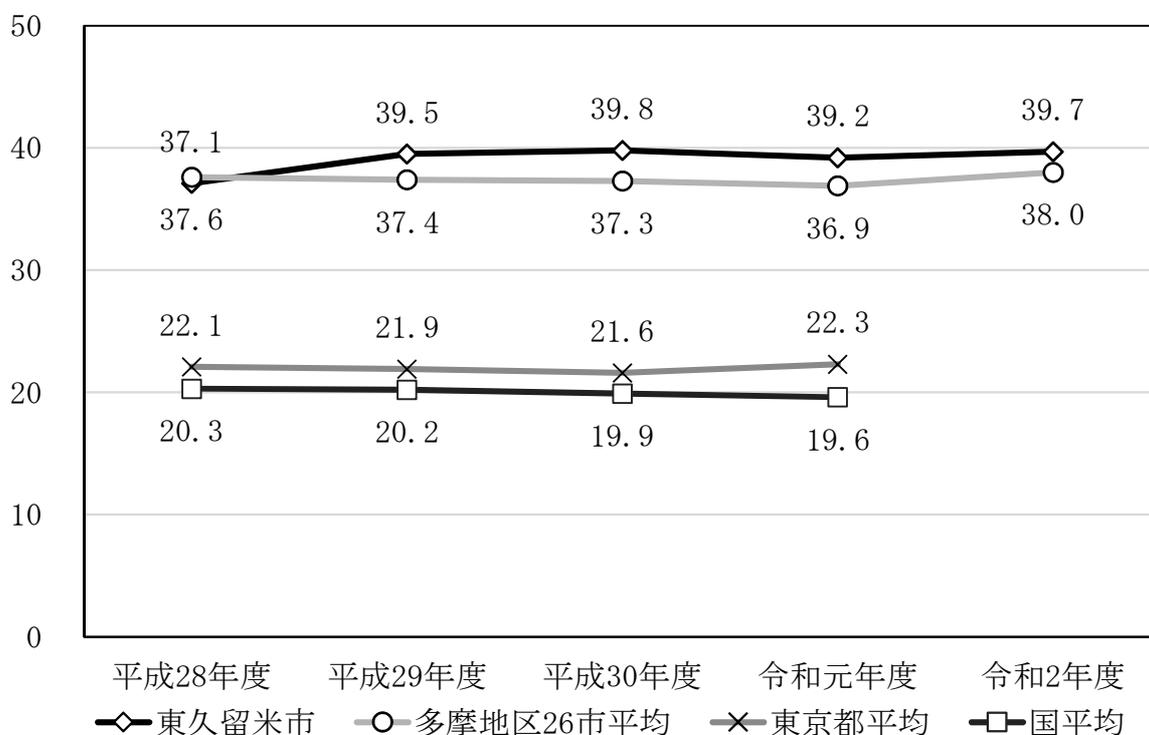
表19 資源化率の推移

単位：%

	平成 28 年度 (有料化前)	平成 29 年度 (10 月から 有料化)	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
東久留米市	37.1	39.5	39.8	39.2	39.7
多摩地区 26 市平均	37.6	37.4	37.3	36.9	38.0
東京都平均	22.1	21.9	21.6	22.3	—
国平均	20.3	20.2	19.9	19.6	—

資料：一般廃棄物処理実態調査 令和元年度（環境省）
多摩地域ごみ実態調査 2020（令和 2）年度統計

資源化率（%）



資料：一般廃棄物処理実態調査 令和元年度（環境省）
多摩地域ごみ実態調査 2020（令和 2）年度統計

図19 資源化率の推移

5 収集・運搬の状況

本市の収集・運搬体制を表 20 に示します。本市では、さらなるごみの減量化・資源化を推進していくため、平成 29 年 7 月から小型廃家電類を除く全ての収集品目で戸別収集を開始し、平成 29 年 10 月からは家庭ごみの有料化を導入しています。なお、家庭ごみの有料化による指定収集袋の料金を表 21 に示します

表20 収集・運搬体制

対象区分		収集頻度	収集方式
燃やせるごみ		週 2 回	戸別収集方式
燃やせないごみ		週 1 回	戸別収集方式
粗大ごみ		週 1 回	戸別収集方式
有害ごみ		週 1 回	戸別収集方式
資源物	リサイクル缶	週 1 回	戸別収集方式
	リサイクルびん	週 2 回	戸別収集方式
	古紙	週 1 回	戸別収集方式
	布類	週 1 回	戸別収集方式
	容器包装プラスチック	週 1 回	戸別収集方式
	ペットボトル	週 1 回	戸別収集方式
	牛乳などの紙パック	週 1 回	戸別収集方式
	剪定枝	週 2 回	戸別収集方式
	小型家電	—	拠点方式 (常設の回収ボックス)

表21 指定収集袋の料金

	1 組 (10 枚) 当たりの金額 (円)				1L 当たりの 金額 (円/L)
	5L (ミニ袋)	10L (小袋)	20L (中袋)	40L (大袋)	
燃やせるごみ	100 円	200 円	400 円	800 円	2 円/L
燃やせないごみ	—	200 円	400 円	—	2 円/L
容器包装プラスチック	—	100 円	200 円	400 円	1 円/L

6 中間処理

(1) 中間処理施設

本市から排出されたごみ及び資源物については、本市、西東京市、清瀬市の3市で構成されている柳泉園組合で共同処理しています。

燃やせるごみは柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）で焼却処理、燃やせないごみ、粗大ごみは不燃・粗大ごみ処理施設で処理、資源物（びん、缶）はリサイクルセンターで処理を行っています。

柳泉園組合所管の柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターの概要を表22～表24に示します。

表22 ごみ焼却施設の概要

区分	内容
施設名称	柳泉園クリーンポート
所在地	東久留米市下里 4-3-10
建設年月	着工：平成 9 年 7 月 竣工：平成 13 年 12 月（平成 12 年 11 月より稼動）
炉型式	全連続燃焼式
焼却方式	ストーカ方式
処理能力(基数)	315t/日（105t/日×3基）
総事業費	14,400,183 千円
余熱利用施設	室内プール、浴場施設
建築面積	工場棟：約 6,496m ² 管理棟：約 978m ²
延床面積	工場棟：約 20,698m ² 管理棟：約 2,939m ²
煙突高さ	100m
発電設備	蒸気タービン方式（最大 6,000kW）
公害防止対策設備	乾式消石灰・活性炭噴霧＋バグフィルタ＋脱硝反応塔

表23 不燃・粗大ごみ処理施設の概要

区分	内容
施設名称	不燃・粗大ごみ処理施設
所在地	東久留米市下里 4-3-10
建設年月	着工：昭和 48 年 11 月 竣工：昭和 50 年 3 月 改造（破砕装置）：昭和 58 年 12 月～昭和 59 年 3 月 改造（クレーン及びピット）：昭和 60 年 9 月～昭和 61 年 2 月
破砕型式	豎型リンググラインダ式破砕機
処理能力	50t/5h
処理対象	不燃ごみ、粗大ごみ
選別種類	破砕鉄分、可燃物、不燃物、フィルム状プラスチック
処理設備	破砕機、サイクロン（選別機）、磁選機、トロンメル選別機
総事業費	150,000 千円
改造費(破砕装置)	149,900 千円
改造費（クレーン及びピット）	123,000 千円
建築面積	約 387m ²
延床面積	約 586m ²

表24 リサイクルセンターの概要

区分	内容
施設名称	リサイクルセンター
所在地	東久留米市下里 4-3-10
建設年月	着工：平成 4 年 12 月 竣工：平成 5 年 10 月
処理能力	53.5t/5h (缶類：10t/5h、びん類：15t/5h、ペットボトル：28.5t/5h) ※ペットボトルは古紙・古布類：40t/5h の設備を使用
処理対象	缶類、びん類、古紙・古布類、ペットボトル（竣工後に追加）
処理設備	磁選機、アルミ選別機、鉄プレス機、アルミプレス機、 圧縮梱包機、カレット選別装備（ターンテーブル）
総事業費	1,215,091 千円
建築面積	約 1,560m ²
延床面積	約 2,690m ²

(2) 焼却処理量

本市の焼却処理量の推移を表 25、図 20 に示します。本市の焼却処理量は、平成 28 年度の 23,169t/年から平成 30 年度の 21,177t/年と減少していますが、それ以降は令和 2 年度にかけて 22,419t/年と増加しています。

表25 焼却処理量の推移

単位：t/年

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
焼却処理量	23,169	22,175	21,177	22,091	22,419
直接搬入量	21,203	20,169	19,463	20,365	20,422
行政収集・ 燃やせるごみ	16,383	15,029	13,847	14,082	14,493
直接持込み・ 燃やせるごみ	4,820	5,140	5,616	6,283	5,929
選別残さ	1,966	2,006	1,714	1,726	1,997
不燃・粗大ごみ処理施設 可燃残さ	1,966	2,006	1,714	1,726	1,997
処理内訳					
埋立処分	0	0	0	0	0
資源化	2,927	2,805	2,644	2,778	2,876
エコセメント化	2,835	2,718	2,563	2,692	2,781
鉄分残さ	92	87	81	86	95

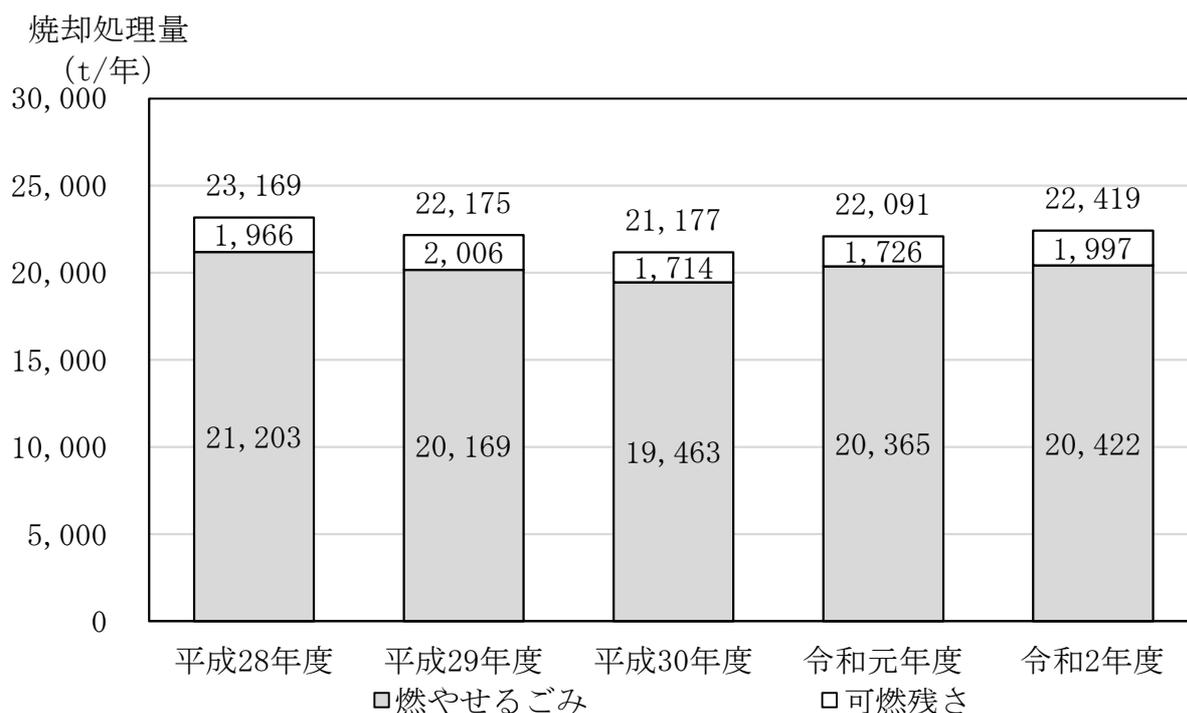


図20 焼却処理量の推移

(3) 燃やせないごみ・粗大ごみの処理量

本市の燃やせないごみ・粗大ごみの処理量の推移を表 26、図 21 に示します。本市の燃やせないごみ・粗大ごみの処理量は、平成 28 年度の 2,493t/年から平成 30 年度の 2,002t/年と減少していますが、それ以降は、令和 2 年度にかけて 2,506t/年と増加しています。

表26 燃やせないごみ・粗大ごみの処理量の推移

単位：t/年

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
処理量	2,493	2,427	2,002	2,125	2,506
直接搬入量	2,421	2,406	1,992	2,116	2,499
行政収集・燃やせないごみ	2,206	2,138	1,683	1,775	2,089
行政収集・粗大ごみ	77	93	95	96	109
直接持込み・燃やせないごみ	53	56	69	83	97
直接持込み・粗大ごみ	85	119	145	162	204
選別残さ	72	21	10	9	7
リサイクルセンター夾雑物	72	21	10	9	7
処理内訳					
可燃残さ	1,966	2,006	1,714	1,726	1,997
資源化	461	429	362	385	442
有価物回収	176	167	138	153	196
再利用化 (固形燃料化/ガス化溶融)	285	262	224	232	246

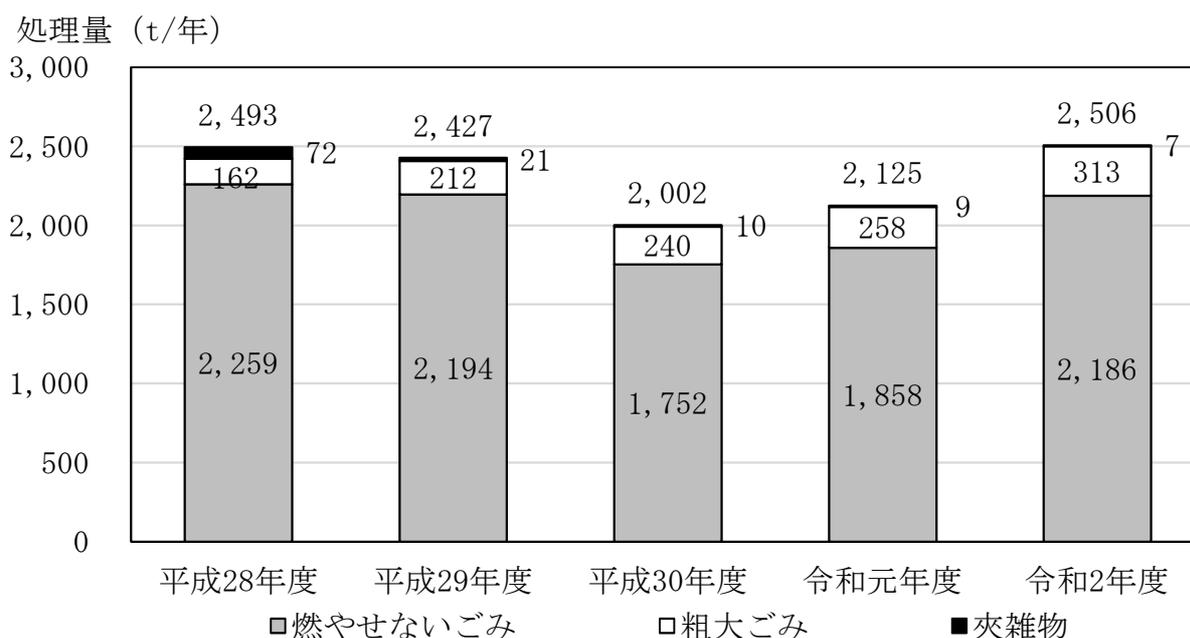


図21 燃やせないごみ・粗大ごみ処理量の推移

(4) 残さの処理

柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）で焼却処理された後の焼却残さは東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設にてエコセメント化し、再利用しています。エコセメント化施設の概要を表 27 に示します。

また、不燃・粗大ごみ処理施設からの不燃残さについては、民間業者に搬入してガス化溶融をしています。

表27 エコセメント化施設の概要

区分	内容
施設名称	エコセメント化施設
所在地	西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内 7642 番地
建設年月	着工：平成 15 年 2 月 竣工：平成 18 年 7 月
処理能力	焼却残さ等の処理能力 約 330t/日（平均処理量 300t/日）
生産能力	エコセメント生産能力 約 520t/日（平均処理量 430t/日）
処理対象	多摩地域各市町のごみ焼却施設から排出される焼却残さ、溶融飛灰及び二ツ塚処分場に分別埋設された焼却残さ
総事業費	約 27,200,000 千円

7 最終処分

本市では、平成 19 年度以降、焼却残さをエコセメント化施設に搬入し、資源化しているため、最終処分量は 0 t となっています。

【コラム：焼却残さの資源化】

○エコセメントとは…

焼却残さ等を主原料としたセメントのことです。普通のセメントとほぼ同等の品質を持っており、インターロッキングブロックや歩車道境界ブロック等に使われています。



柳泉園組合が焼却残さを搬入している東京たま広域資源循環組合では、従来二ツ塚処分場に焼却残さを埋め立てていましたが、リサイクルの推進や最終処分場の延命化、安全な埋立を実現するために、平成 18 年 7 月に、自治体では日本初となるエコセメント化施設を整備しました。



エコセメント化施設の整備以降、本市の焼却残さは全量のエコセメント化により資源化されています。

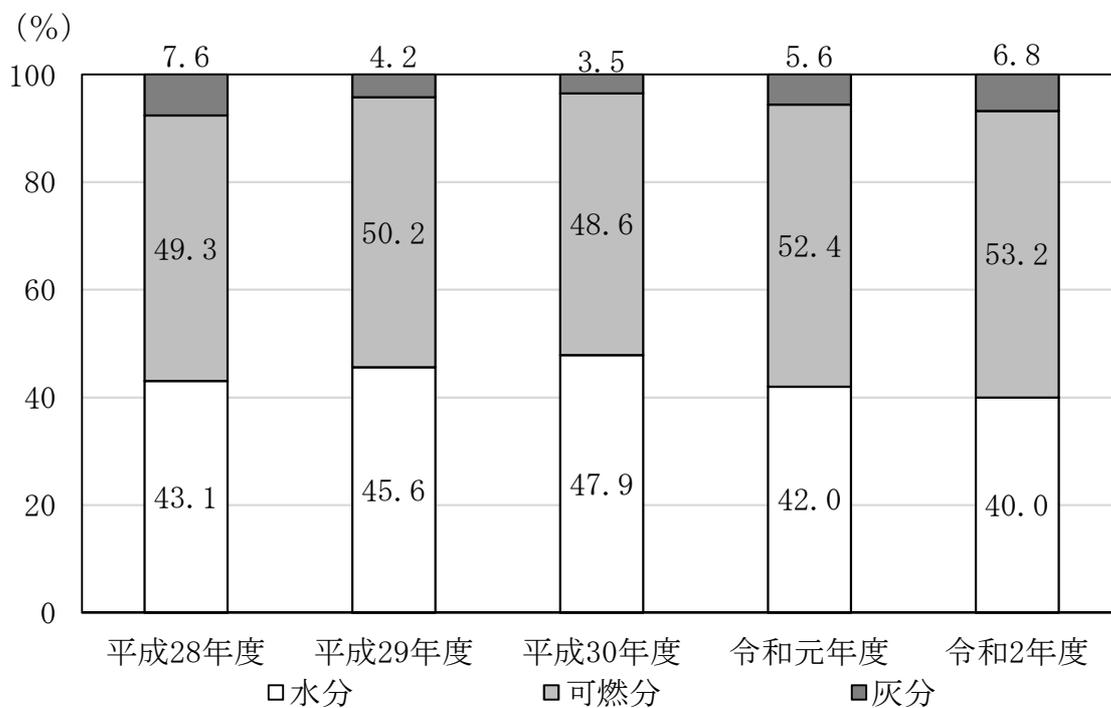
8 ごみ質分析

柳泉園組合では、毎年ごみ質分析を実施しています。可燃ごみ（本市でいう燃やせるごみ）の三成分値、低位発熱量、種類組成をそれぞれ図 22～図 24 に示します。

三成分は、令和 2 年度では水分が 40.0%、可燃分が 53.2%、灰分が 6.8%となっています。

低位発熱量は、5 カ年の平均値は概ね 2,500kcal/kg となっており、令和 2 年度は 2,815kcal/kg となっています。なお、柳泉園クリーンポートの計画ごみ質（設計値）は低質ごみで 1,400kcal/kg、基準ごみで 2,100kcal/kg、高質ごみで 2,800kcal/kg となっていることから、直近 5 カ年の低位発熱量の平均値は基準ごみよりもやや高い数値になっています。

種類組成は、令和 2 年度では紙類が 33.9%、プラスチックが 24.2%、厨芥が 10.5%、木・草が 11.5%、繊維類が 12.4%、不燃分（金属類、石・ガラス類）が併せて 3.0% 等となっています。



資料：令和 2 年度事務報告書（柳泉園組合）

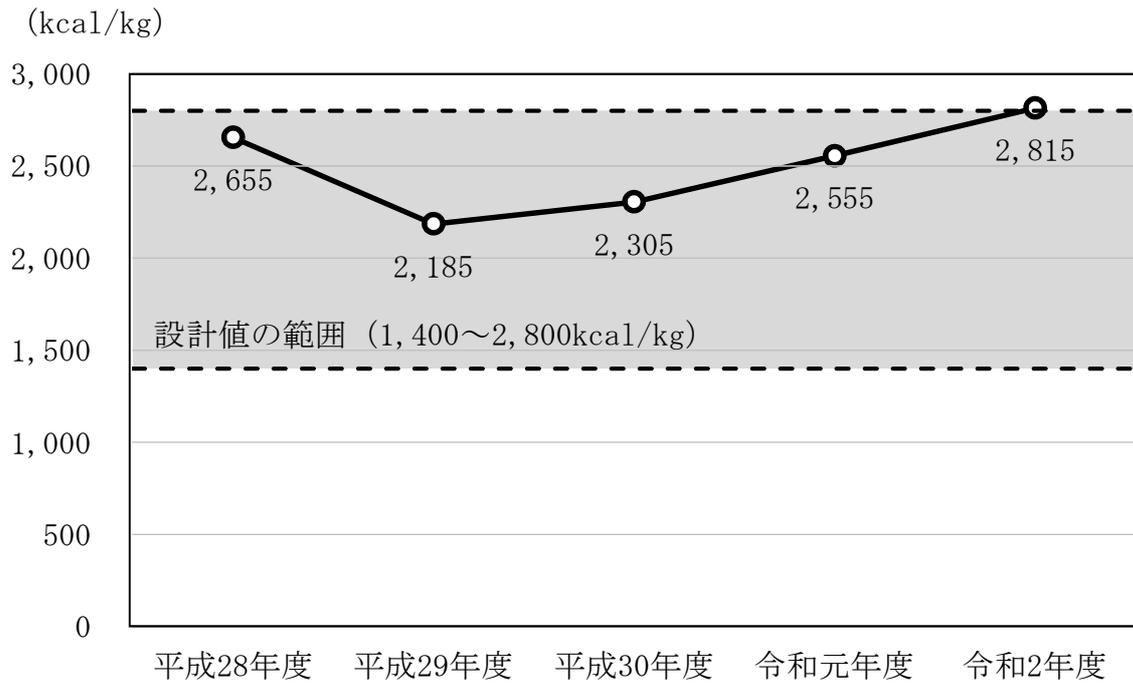
図22 可燃ごみの三成分値

【コラム：低位発熱量】

○低位発熱量とは…

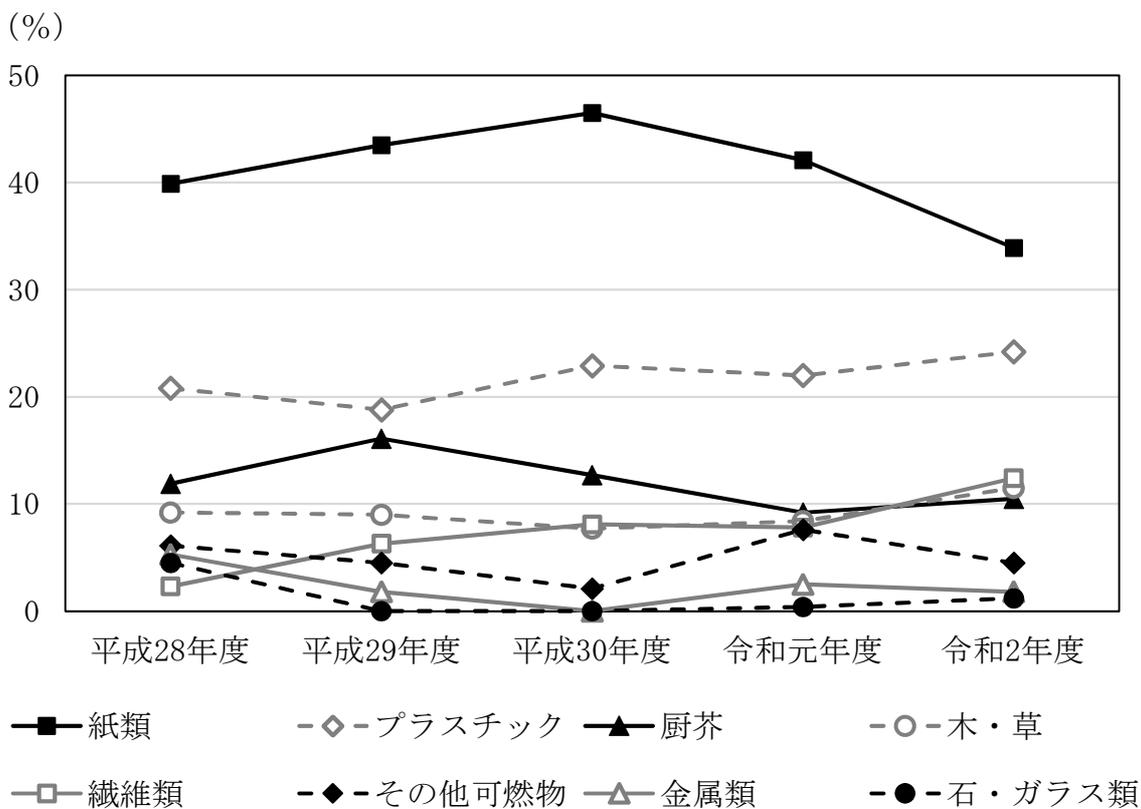
燃えやすさの指標のようなものであり、低位発熱量が高ければ燃えやすく、低ければ燃えにくいと判断できます。

燃えやすければ良いというわけではなく、安定的・効率的な処理のためには、設計値の範囲内(1,400～2,800kcal/kg)に収まっていることが重要となります。



資料：令和2年度事務報告書（柳泉園組合）

図23 可燃ごみの低位発熱量



資料：令和2年度事務報告書（柳泉園組合）

図24 可燃ごみの種類組成

9 ごみ処理経費

(1) ごみ処理経費の推移

本市の財政におけるごみ処理経費は、清掃費に包括されます。清掃費の推移を表28に、令和2年度の清掃費の内訳を図25に示します。清掃費は清掃総務費、塵芥処理費、し尿処理費に大別され、清掃総務費には清掃事業に係る職員の人件費、中間処理を行う柳泉園組合の負担金、焼却残さ等のエコセメント化を行う東京たま広域資源循環組合の負担金などが含まれ、塵芥処理費には収集運搬委託料などが含まれます。

一般会計に占める清掃費の割合は、概ね5%前後で推移しています。

市民1人当たりのごみ処理経費は、平成28年度の16,771円/人から令和2年度の15,519円/人に1,252円/人減少しています。

表28 清掃費の推移

(単位：円、円/人、円/世帯)

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	
一般会計	39,167,433,203	40,065,641,756	41,305,500,848	42,333,073,341	57,026,640,381	
清掃費	清掃総務費	1,136,584,278	1,142,409,851	958,193,078	908,463,150	815,114,794
	塵芥処理費	822,786,237	928,387,070	973,309,556	997,528,357	996,945,171
	し尿処理費	2,826,144	2,813,184	2,790,288	3,000,100	3,096,060
	計	1,962,196,659	2,073,610,105	1,934,292,922	1,908,991,607	1,815,156,025
一般会計に占める 割合(%)	5.0%	5.2%	4.7%	4.5%	3.2%	
人口(人)	117,000	116,889	116,779	116,952	116,961	
世帯数(世帯)	53,190	53,641	54,114	54,750	55,313	
市民1人 当たり	一般会計	334,764	342,767	353,707	361,970	487,570
	清掃費	16,771	17,740	16,564	16,323	15,519
1世帯 当たり	一般会計	736,368	746,922	763,305	773,207	1,030,981
	清掃費	36,890	38,657	35,745	34,867	32,816

※ 人口、世帯数は各年度10月1日現在の値です。

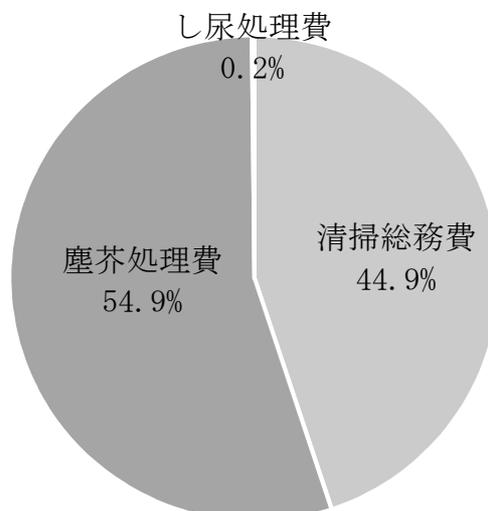


図25 清掃費の内訳 (令和2年度)

(2) 維持管理費

柳泉園組合所管の各施設の維持管理費の推移を表 29 に示します。

柳泉園クリーンポートについては現在、経費の効率化及び適正化を目的として、民間事業者と令和 14 年 6 月 30 日までの「柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業」の契約を締結しています。

表29 各施設の維持管理費の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
柳泉園クリーンポート	1,512,410	1,503,301	1,305,388	1,328,349	1,348,330
不燃・粗大ごみ処理施設	219,193	189,903	201,815	188,251	196,223
リサイクルセンター	123,328	129,474	127,124	123,684	126,251
し尿処理施設	46,080	46,398	44,254	42,236	39,510
合計	1,901,011	1,869,076	1,678,581	1,682,520	1,710,314

※ 施設建設費、議会費及び総務費は含みません。

(3) 負担金

本市を含む組合構成市の柳泉園組合への負担金の推移を表 30 に示します。

表30 組合構成市の柳泉園組合への負担金の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
西東京市	782,881	755,167	643,750	653,317	661,110
清瀬市	343,772	329,556	246,258	245,386	234,285
東久留米市	534,711	512,693	416,316	382,589	328,047
合計	1,661,364	1,597,416	1,306,324	1,281,292	1,223,442

10 ごみ減量化・再生利用の状況

(1) 家庭系ごみ有料化の導入

家庭系ごみの有料化については、平成29年10月から、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「容器包装プラスチック」の3品目の指定収集袋による有料化を実施しました。

指定収集袋を用いて排出されている燃やせるごみ、燃やせないごみ、容器包装プラスチックの行政収集量の推移を図26に示します。

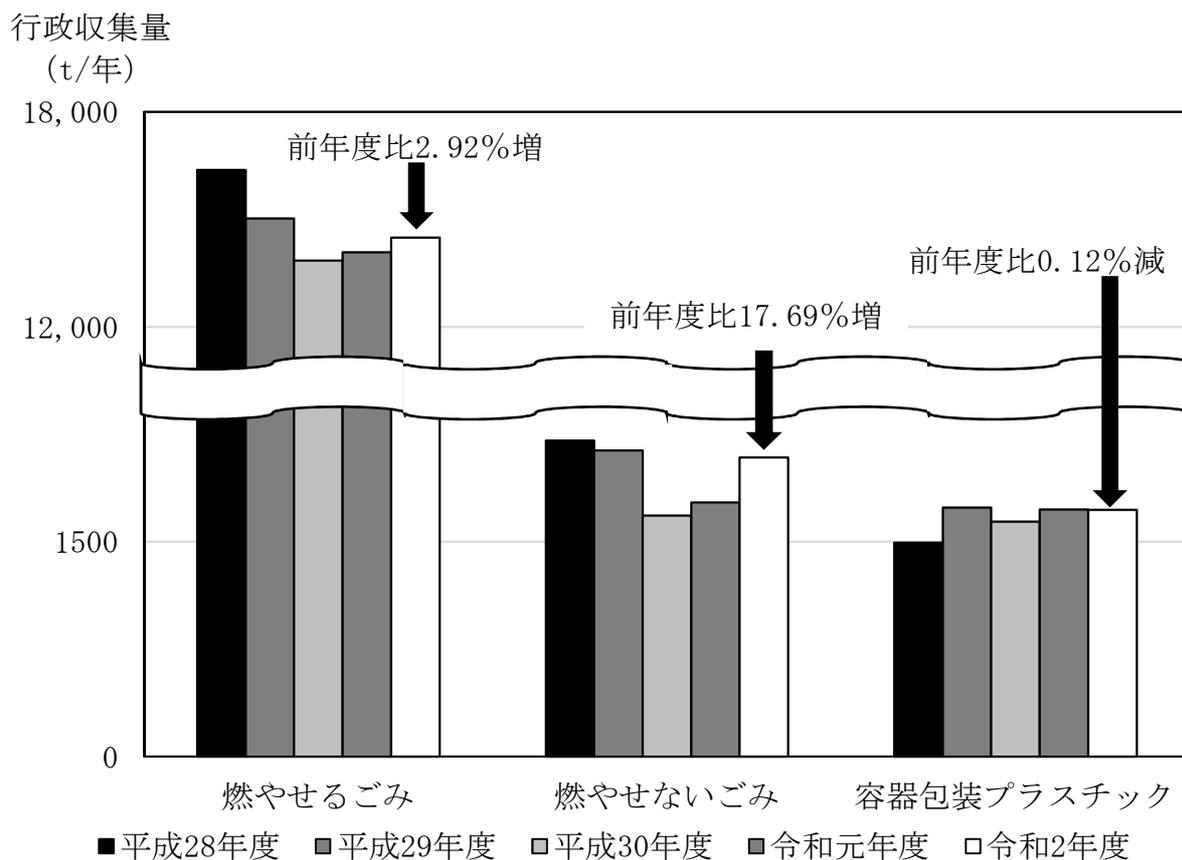


図26 燃やせるごみ、燃やせないごみ、容器包装プラスチックの行政収集量の推移

(2) ごみの減量化・資源化

1) 生ごみ減量化処理機等購入助成制度

本市で実施している生ごみの自家処理を前提とした助成金制度の助成金額及び交付実績を表 31、表 32 に示します。

表31 助成金額

処理能力	購入金額	助成金額
5kg/日未満	7,000 円以下	購入金額の半額 (100 円未満の端数は切り捨て)
	7,000 円超 12,000 円未満	3,500 円
	12,000 円超 60,000 円未満	購入金額の 3 分の 1 の額 (100 円未満の端数は切り捨て)
	60,000 円以上	20,000 円
5kg/日以上	—	購入金額の 3 分の 1 の額 (100 円未満の端数は切り捨て) 又は 300,000 円のいずれか低い方の額

表32 生ごみ処理機器等購入助成制度に基づく交付実績

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
交付件数 (件)	18	14	22	17	14
交付台数 (台)	18	16	26	17	15
助成金額 (円)	208,300	228,100	261,900	195,100	212,600

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
交付件数 (件)	45	54	29	28	72
交付台数 (台)	55	57	31	30	72
助成金額 (円)	586,700	629,800	278,500	311,100	694,800

(3) 広報、啓発活動

市広報やホームページで生ごみ減量特集ページを掲載し、生ごみの減量に対する取り組みや、小型家電の分別収集の取り組みなどの情報発信を積極的に行い、市民への周知を図っています。

(4) 事業系ごみの排出抑制・資源化の推進

東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則に基づき、延べ床面積 3,000m² 以上の事業用大規模建築物の所有者に対して、廃棄物管理責任者の選任と減量化・再利用計画の提出を求めています。

(5) 使用済み小型家電の分別収集

平成 24 年度から使用済み小型家電の拠点回収を実施しており、現在 16 か所の拠点に回収ボックスを設置しています。

(6) 集団回収

集団回収による資源物の品目別回収量を表 33、集団回収に参加する団体の実績を表 34 に示します。

表33 資源物の品目別回収量

単位：t

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
紙類	2,922	2,764	2,593	2,541	2,431
布類	89	102	99	106	101
金属類	26	29	28	28	28
合計	3,037	2,895	2,720	2,675	2,560

※ 四捨五入による端数処理を行っているため、合計と数字が一致しない場合があります。

表34 集団回収に参加する団体の実績

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
実施団体数 (団体)	158	151	146	141	132
報奨金交付額 (円)	27,335,835	26,052,444	24,479,451	24,073,866	23,045,085

1.1 ごみ処理状況の評価

(1) 類似自治体との比較

環境省市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和元年度実態調査結果）を用いて、本市と類似自治体の比較を行いました。

総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表の類型に基づいた、本市の都市形態（都市）、人口区分（Ⅲ：10万人以上15万人未満）及び産業構造（3：Ⅱ次・Ⅲ次人口比95%以上、Ⅲ次人口比65%以上）と類似している、本市を含む全国の62自治体の平均値と比較した結果を表35及び図27に示します。

類似自治体の平均値を黒線（比較指数値を100とする）、本市の実績を灰色の線にて表示しており、比較指数値が大きく、黒線の外側に行くほど、他自治体より優れていることを示します。

類似自治体の平均値と比較すると、本市の1人1日当たりごみ総排出量、資源回収率及び最終処分率の比較指数値は100以上と優れており、本市ではごみ発生抑制・資源化・最終処分抑制の取り組みの効果が高いと考えられます。

一方で、1人当たり年間処理経費及び最終処分減量に要する費用の比較指数値は100を下回っており、ごみ処理経費がやや高い状況にあると考えられます。

【コラム：類似自治体】

○類似団体別市町村財政指数表における類型とは…

総務省が地方財政の状況を把握するために毎年度行っている「地方財政状況調査」において、下図の指標により分類されたグループ（類型）です。

環境省の市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールでは、この分類を基に、「類似自治体」を設定しています。

指標		区分
都市形態		政令指定都市、特別区、中核市、特例市、都市（前述以外の都市）、町村
人口区分	都市	I（5万人未満）、II（5万～10万人）、III（10万～15万人）、IV（15万人以上）
	町村	I（5千人未満）、II（5千～1万人）、III（1万～1万5千人）、IV（1万5千～2万人）、V（2万人以上）
産業構造※	都市	0（第二次・第三次95%未満、かつ第三次55%未満）、 1（ 同上 、かつ第三次55%以上）、 2（第二次・第三次95%以上、かつ第三次65%未満）、 3（ 同上 、かつ第三次65%以上）
	町村	0（第二次・第三次80%未満）、 1（第二次・第三次80%以上、かつ第三次55%未満）、 2（ 同上 、かつ第三次55%以上）

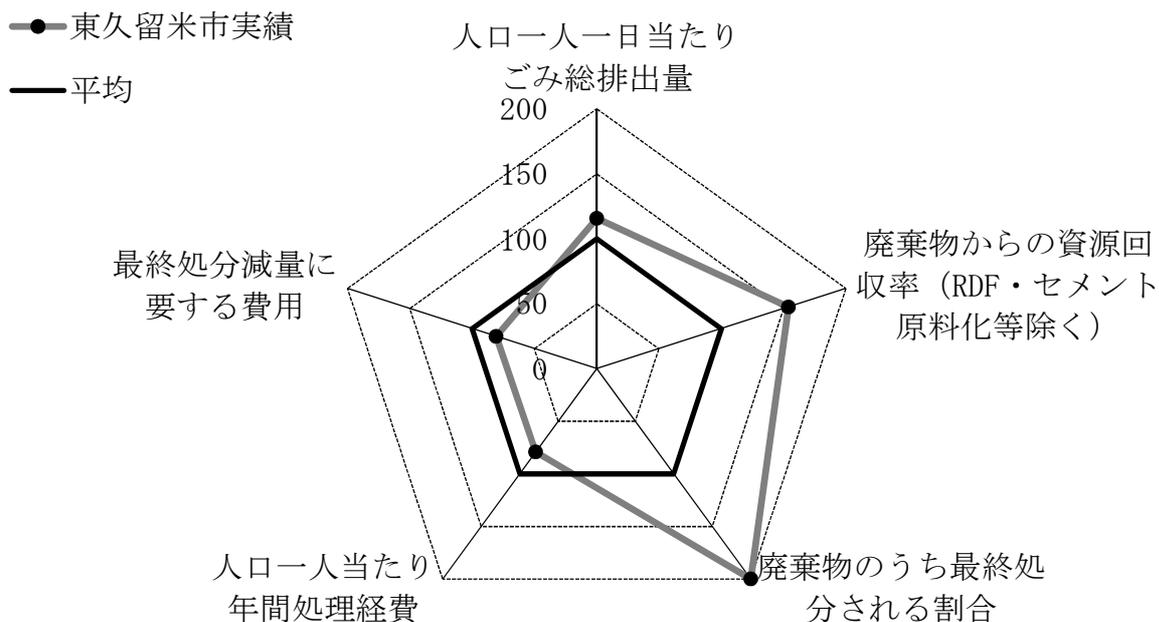
※第二次：第二次産業就業人口、第三次：第三次産業就業人口

表35 類似自治体との比較（令和元年度実態調査より）

指標		62 類似自治体の の平均値	東久留米市	比較指数値
1人1日当たり ごみ総排出量	g/人・日	890	750	115.7
1人当たり 年間処理経費	円/人・年	13,640	16,484	79.2
資源回収率	%	20.2	31.1	154.0
最終処分率	%	6.4	0	200.0
最終処分減量に 要する費用	円/t	42,423	50,619	80.7

資料：環境省市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール
（令和元年度実態調査結果）

類似市町村数 62



資料：環境省市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール
（令和元年度実態調査結果）

図27 類似自治体との比較（令和元年度実態調査より）

(2) 多摩地域の状況

令和2年度における多摩地域のごみの状況として、多摩地域26市の収集量原単位を表36に示します。

表36 多摩地域26市の収集量原単位

都市名	人口 (人)	家庭ごみ原単位		ごみ原単位		資源化率		事業系比率	
		(g/人・日)	順位	(g/人・日)	順位	%	順位	%	順位
八王子市	561,872	617	20	739	20	34.7	21	16.0	20
立川市	184,439	555	2	635	5	43.7	3	12.0	13
武蔵野市	147,677	660	23	755	22	39.4	10	11.9	12
三鷹市	190,062	600	16	680	12	39.4	10	11.2	7
青梅市	132,291	635	21	790	24	34.0	23	18.4	24
府中市	260,324	553	1	632	2	39.8	8	11.5	8
昭島市	113,589	595	15	738	19	36.9	16	18.8	25
調布市	237,636	606	17	684	13	42.6	5	10.8	6
町田市	429,200	582	10	711	18	31.9	25	16.7	21
小金井市	123,427	592	14	625	1	50.5	1	4.9	2
小平市	195,120	607	18	662	7	39.9	7	8.0	4
日野市	186,992	557	3	633	3	39.2	12	11.7	10
東村山市	151,478	563	4	664	8	43.2	4	14.4	17
国分寺市	126,432	584	12	634	4	47.1	2	7.2	3
国立市	76,503	590	13	698	15	37.7	13	14.7	18
福生市	56,967	656	22	753	21	34.3	22	12.4	15
狛江市	83,360	609	19	666	10	37.3	14	8.2	5
東大和市	85,305	582	10	664	8	37.2	15	11.8	11
清瀬市	74,823	578	8	679	11	36.9	16	14.2	16
東久留米市	116,961	564	5	710	17	39.7	9	19.0	26
武蔵村山市	71,988	689	25	781	23	35.4	19	11.6	9
多摩市	148,606	573	7	702	16	35.2	20	17.0	22
稲城市	92,051	578	8	691	14	31.2	26	15.4	19
羽村市	54,783	662	24	809	25	36.3	18	17.4	23
あきる野市	80,292	779	26	809	25	33.1	24	3.5	1
西東京市	205,907	569	6	652	6	41.7	6	12.0	13
26市平均	—	597	—	695	—	38.0	—	13.3	—
最大値	—	779	—	809	—	50.5	—	19.0	—
最小値	—	553	—	625	—	31.2	—	3.5	—

※ 家庭ごみ原単位・ごみ原単位には資源量を含んでいます。

※ 事業系比率は、総ごみ・資源量（集団回収を含む）に含まれる持込ごみ量の比率となります。

※ 四捨五入により端数調整をしているため、多摩地域ごみ実態調査と数字が一致しない場合があります。

資料：多摩地域ごみ実態調査 2020（令和2）年度統計

第4節 ごみ排出量の推計

1 計画収集人口

将来の計画収集人口については、本市が令和2年度に策定している長期総合計画の将来人口を採用します。

表37 将来計画収集人口

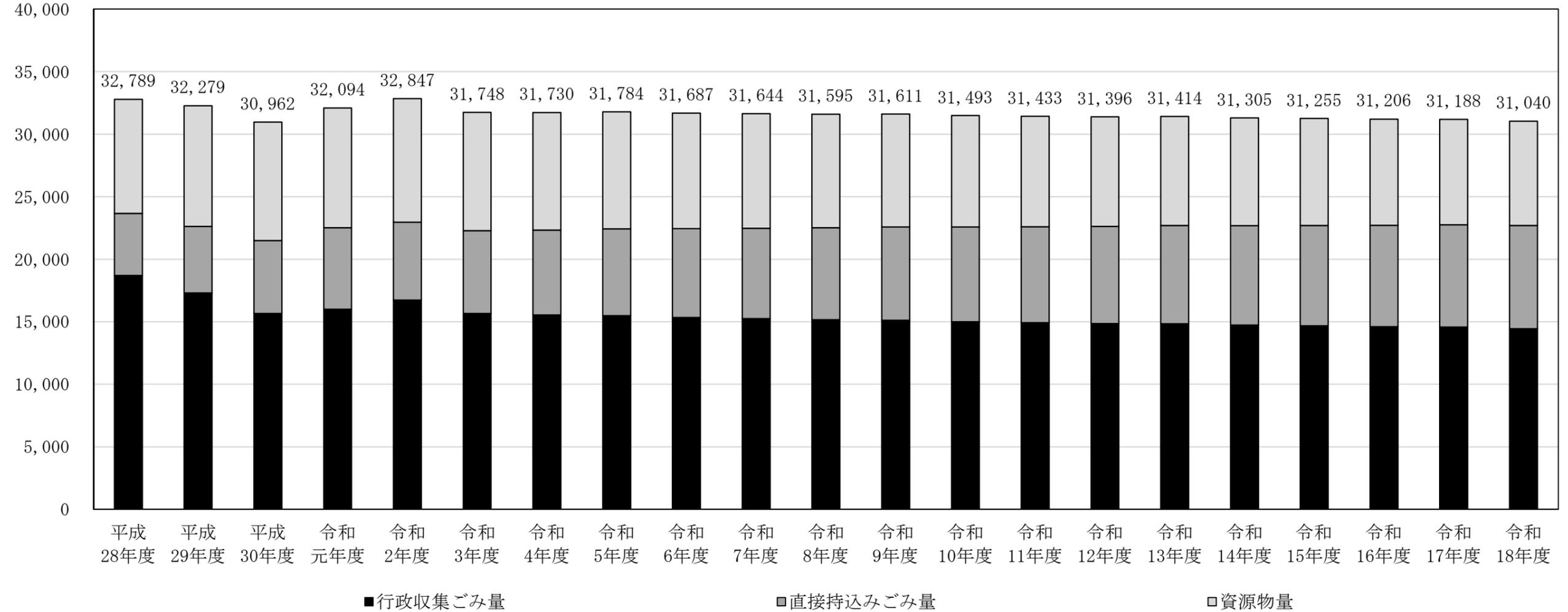
年度	人口	
平成28年度	116,867	実績値
平成29年度	116,830	
平成30年度	116,896	
令和元年度	116,916	
令和2年度	117,007	
令和3年度	115,124	推計値
令和4年度	114,767	
令和5年度	114,409	
令和6年度	114,052	
令和7年度	113,601	
令和8年度	113,150	
令和9年度	112,699	
令和10年度	112,248	
令和11年度	111,797	
令和12年度	111,412	
令和13年度	111,027	
令和14年度	110,641	
令和15年度	110,256	
令和16年度	109,871	
令和17年度	109,307	
令和18年度	108,743	

2 ごみ排出量の推計

現状施策のまま推計を行った結果を図 28 に示します。現状の施策を継続し、現状の傾向を基に推計を行った結果、令和 2 年度のごみ・資源物排出量 32,847t/年から令和 18 年度で 31,040t/年まで減少すると推計されます。

なお、ごみ・資源物排出量については、直接持込みされる事業系ごみや集団回収量も含まれます。

ごみ・資源物排出量
(t/年)



- ※ 直接持込みごみ量には事業系ごみも含まれます。
- ※ 資源物量には集団回収量も含まれます。

図28 ごみ・資源物排出量の推計結果

3 減量化・資源化目標

(1) 前回計画目標値との比較

平成 19 年 3 月に策定し、平成 29 年 5 月に一部見直しを行った「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」では、減量化・資源化の進行を図るために、令和 3 年度の目標指標を以下のように設定しました。

【目標指標】

① 家庭ごみ原単位 = (燃やせるごみ + 燃やせないごみ + 粗大ごみ + 有害ごみ + 資源物)

家庭から排出される、1 人 1 日あたりの平均ごみ量 (g/人・日)。

② ごみ排出量 = (生活ごみ* (行政収集) + 資源物 (行政収集))

※平成 29 年 5 月に一部見直しされている「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」では家庭ごみと記されておりますが、本計画では家庭から出る生活ごみと資源物の合計を家庭ごみと定義しております。

家庭から排出されるごみ・資源物の総量。

③ ごみ原単位 = (総ごみ・資源量 + 集団回収量)

④ 資源化率 = 資源物* / (資源物* + ごみ排出量)

※④での資源物の定義は下記のとおりです。

資源物 = (直接資源化 + 中間処理後資源化 + 集団回収)

総排出量に占める資源物の割合。資源化の進捗状況を測る指標。(%)

前回計画で定めた目標値との比較を表 38 に示します。

表38 前回目標値との比較

	単位	平成 28 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和 2 年度 実績	令和 3 年度 目標値
家庭ごみ原単位	g/人・日	581	526	563	505
ごみ排出量	t/年	24,794	22,412	24,057	21,325
ごみ原単位	g/人・日	769	726	769	687
資源化率	%	37.6	39.8	39.7	42.1

※ 目標値については、平成 25 年度に有料化を実施した場合として定めた目標値です。有料化は平成 29 年度に導入しています。

※ 各年度 10 月 1 日時点の人口と年間日数を用いて原単位を算出しています。

※ 端数調整等の都合上、多摩地域ごみ実態調査と一致しない場合があります。

(2) 目標値の設定

本計画の目標を設定するにあたり、前回計画の目標は勿論のこと、国や東京都、関係組合の計画等も考慮する必要があります。考慮する必要がある計画等については、以下の通りです。

「①廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下、「基本的な方針」といいます。）」は、国が平成13年5月に策定し、平成28年1月に変更しています。この方針は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、さらなる循環型社会への転換を目指し、廃棄物の減量化目標や施策推進に必要な事項を示しています。

「②第四次循環型社会形成推進基本計画」は、国が平成30年6月に策定しています。この計画は、様々な情勢変化に的確に対処し、社会を構成する各主体との連携の下で、環境保全を前提とし、3Rの推進など国内外における循環型社会の形成を政府全体で一体的に実行していくため、取組の方向性や数値目標を示しています。

「③東京都資源循環・廃棄物処理計画」は、東京都が令和3年9月に策定しています。この計画は、「持続可能な資源利用の実現」、「廃棄物処理システムのレベルアップ」、「社会的課題への果敢なチャレンジ」を柱とし、3Rの取組をさらに推し進め、大きな社会変革を的確に捉えながら、廃棄物処理・リサイクルシステムのより一層の発展を図るため、その実現に向けた目標を示しています。

「④第6次廃棄物減容（量）化基本計画」は、東京たま広域資源循環組合が令和2年10月に策定しています。この計画は、最終処分場である二ツ塚処分場の延命化を目的とし、東京たま広域資源循環組合に搬入される焼却残さ、不燃残さの搬入量について、引き続き減量を行う方針とその目標を設定しています。

以下に①から④の各計画の目標値を示します。

①基本的な方針

目標年次	平成24年度実績を基準とする令和2年度目標			
目標項目	単位	平成24年度実績	令和2年度目標	目標割合
総排出量	百万 t	45	—	約12%削減
再生利用量 (再生利用率)		9.3 (約21%)	—	再生利用率を 約27%に増加
最終処分量		4.7	—	約14%削減
1人1日あたりの 家庭系ごみ※排出量	g/人・日	—	500	—

※資源ごみや有害ごみを除いた生活系ごみ。

②第四次循環型社会形成推進基本計画

目標年次	令和7年度目標	
目標項目	単位	令和7年度目標
1人1日あたりのごみ排出量	g/人・日	850
1人1日あたりのご家庭系ごみ [※] 排出量	g/人・日	440

※資源ごみや有害ごみを除いた生活系ごみ。

③東京都資源循環・廃棄物処理計画

目標年次	令和7年度、令和12年度目標			
目標項目	単位	平成30年度実績	令和7年度目標	令和12年度目標
一般廃棄物排出量	万t	441	440	410
(参考) 1人1日あたりのご一般廃棄物排出量	g/人・日	—	850	796
一般廃棄物再生利用率	%	22.8	31	37
最終処分量 (産業廃棄物含む)	万t	96	82	77
(参考) 一般廃棄物最終処分量	万t	31	23	19
(参考) 一般廃棄物最終処分率	%	—	5.2	4.6

④第6次廃棄物減容(量)化基本計画

目標年次	令和7年度目標			
目標項目	単位	令和元年度実績	令和7年度目標	目標割合
焼却残さ量	t	79,279	74,702	6%削減
不燃残さ量	t	0	0	ゼロの継続

①基本的な方針は目標年度が令和2年度であること、②第四次循環基本計画は目標年度が令和7年度ですが、現状施策を継続した場合に目標達成の見込みが立っていること、③東京都資源循環・廃棄物処理計画は目標年度が令和7年度と令和12年

度ですが、都全体での量的な目標であり、23区と多摩地域では、ごみ減量化・資源化に対する課題等も大きく異なり、本市に適応が難しいことから、本計画の目標としては、④第6次廃棄物減容（量）化基本計画を参考に目標を設定します。

④東京たま広域資源循環組合の第6次廃棄物減容（量）化基本計画の焼却残さ量の目標は、令和7年度に令和元年度比6%減です。現状施策を継続した場合の令和7年度の焼却残さ量の予測は2,727t/年（令和元年度から1.3%増）ですが、令和元年度から6%削減は2,530t/年となります。

さらに、前回計画で設定されていた家庭ごみ原単位及びごみ排出量原単位については、令和3年度での目標達成が困難であると想定されること、コロナ禍により将来的な社会情勢の予測が困難であり、社会情勢を踏まえた新たな目標値を設定することが難しいことから、本計画の目標年度である令和18年度時点で、前回計画の目標であった家庭ごみ原単位505g/人・日、ごみ排出量原単位687g/人・日を達成することを目指します。

本計画で参考とする目標指標を表39、設定した目標値を表40に示します。

表39 参考とする目標指標

	単位	令和7年度	令和18年度	備考
焼却残さ量	t/年	2,530	-	令和元年度に対して6%削減※
家庭ごみ原単位	g/人・日	-	505	前回計画の目標値を維持
ごみ原単位	g/人・日	-	687	前回計画の目標値を維持

※ 「④第6次廃棄物減容（量）化基本計画」の焼却残さ量の削減率の目標を参考に、以下の式によりごみ排出量の目標値を設定しています。

$$2,692 \text{ (令和元年度の焼却残さ量 (t/年))} \times (1-0.06 \text{ (目標削減率)})$$

表40 本計画の目標値（計画ごみ量）

	単位	令和7年度	令和18年度
総ごみ・資源物排出量※1	t/年	29,883	27,122
ごみ排出量※2	t/年	21,213	20,034
家庭ごみ原単位	g/人・日	512	505
ごみ原単位	g/人・日	721	687※3
焼却残さ量	t/年	2,515	2,277
資源化率	%	40.0	40.1

※1 集団回収量や直接持込み、事業系ごみも含めた排出される全てのごみ・資源物の総排出量を示します。

※2 家庭から排出される行政収集ごみ・資源物の排出量を示します。

※3 参考とする目標指標を目標値としますが、総ごみ・資源物排出量を達成するためには、推計上683g/人・日まで削減する必要があります。

(3) ごみ及び資源物の行政収集量の見通し

現状の傾向が続いた場合と施策の効果があり、目標を達成できる場合のごみ及び資源物の行政収集量の見通しを図 29 に示します。

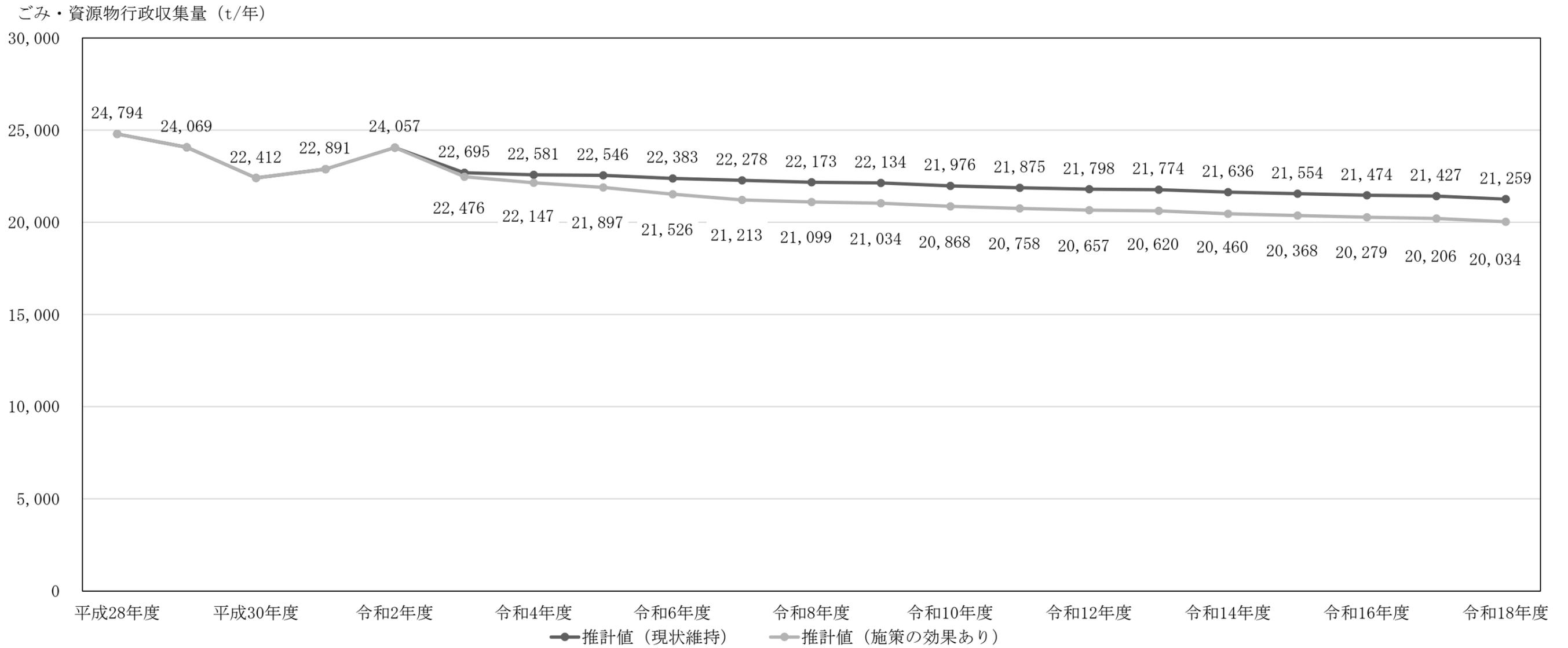


図29 ごみ及び資源物の行政収集量の見通し

(4) 資源化量の見通し

現状維持もしくは施策の効果があった場合の資源化量の見通しを図30、図31に示します。

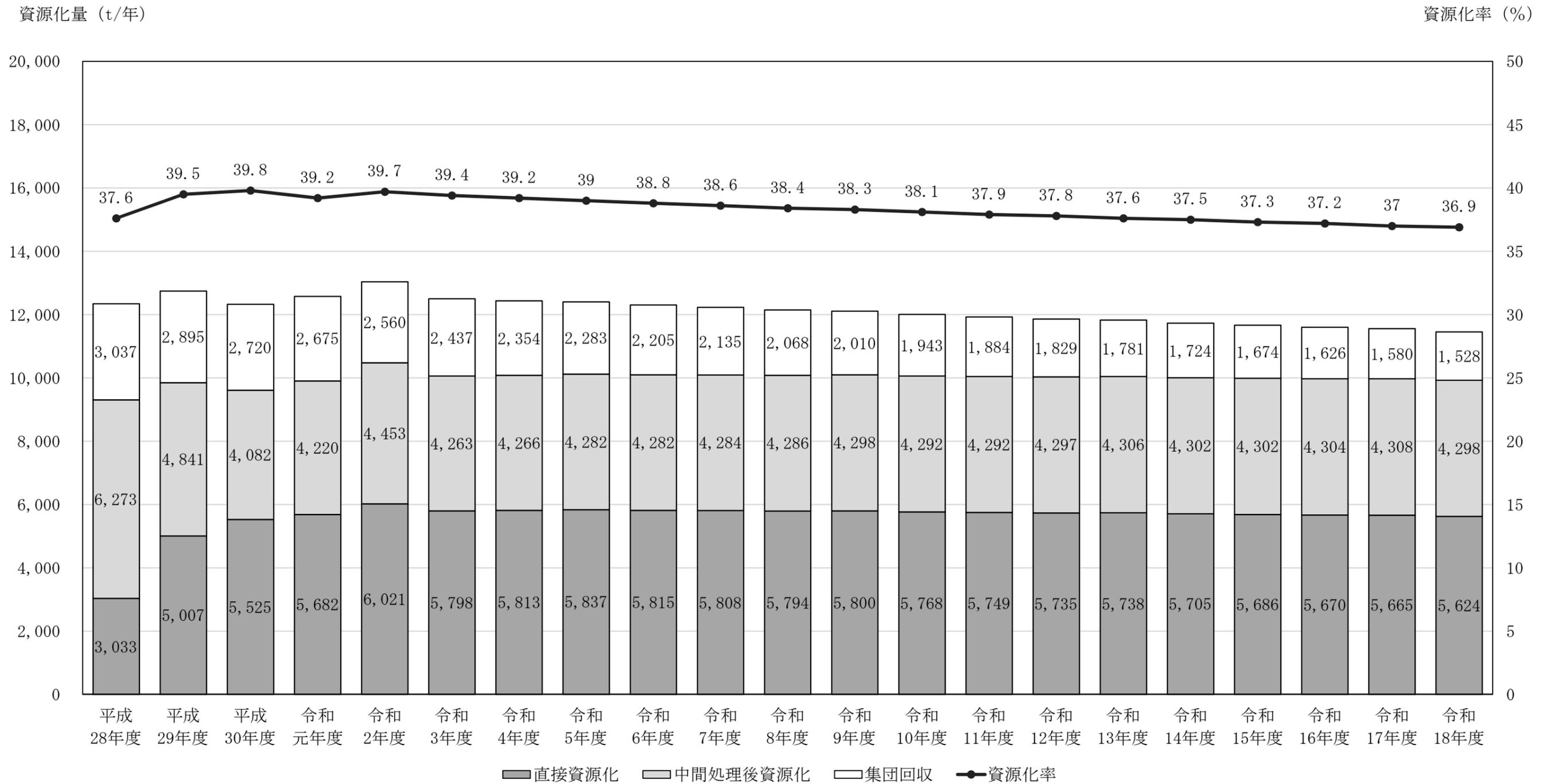


図30 資源化量の見通し（現状維持）

資源化量 (t/年)

資源化率 (%)

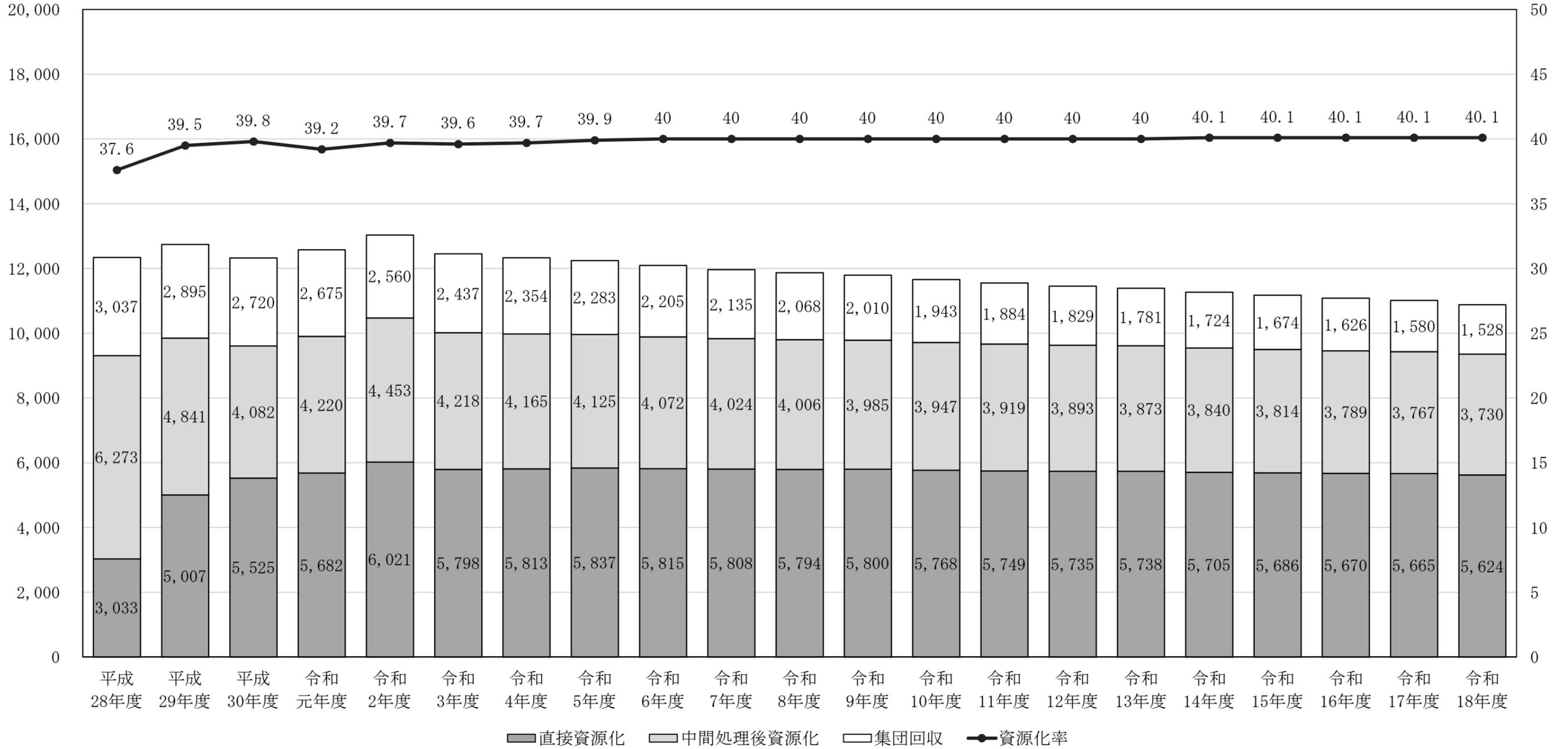


図31 資源化量の見通し (施策の効果あり)

(5) 長期目標

本計画の長期目標を表 41 に示すように設定します。なお、本計画は概ね 5 年ごとに見直しを行いますので、見直しの際に目標についても必要があれば見直します。

表41 本計画の長期目標

	単位	令和2年度 実績値	令和18年度 目標値	備考
総ごみ・資源物排出量※1	t/年	32,847	27,122	約 5,725t 削減 約 17%削減
ごみ排出量※2	t/年	24,057	20,034	約 4,023t 削減 約 17%削減
家庭ごみ原単位	g/人・日	563	505	約 58g 削減 約 10%削減
ごみ原単位	g/人・日	769	687※3	約 86g 削減 約 11%削減
焼却残さ量	t/年	2,781	2,277	約 504t 削減 約 18%削減
資源化率	%	39.7	40.1	約 0.5 増加

※1 集団回収量や直接持込み、事業系ごみも含めた排出される全てのごみ・資源物の総排出量を示します。

※2 家庭から排出される行政収集ごみ・資源物の排出量を示します。

※3 参考とする目標指標を目標値としますが、総ごみ・資源物排出量を達成するためには、推計上 683g/人・日まで削減する必要があります。

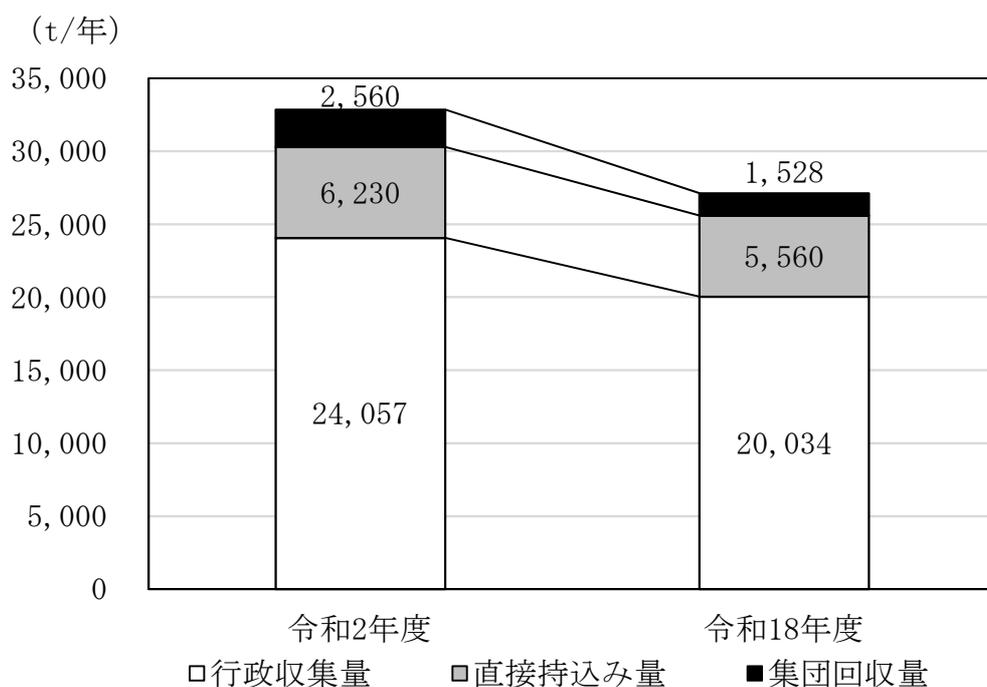


図32 本計画の長期目標

第5節 ごみ処理基本計画

1 基本方針

本市では、次の基本方針に基づき、ごみの発生抑制、減量化、資源化を積極的に推進し、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を目指します。

基本方針	内容
3R から適正処理へ、 優先順位に基づく処理の推進	<ul style="list-style-type: none">● 優先順位が高いにもかかわらず、取り組みの遅れている発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)を強化、推進することで廃棄物の発生量を抑制します。● 排出される廃棄物のうち、再生利用(マテリアルリサイクル)可能なものは、分別収集することで資源化を図ります。● 再生利用できないものについては焼却による熱回収(サーマルリサイクル)を行うことで、循環的利用を徹底します。
ごみから資源への意識の転換	<ul style="list-style-type: none">● 不用物を廃棄物としてとらえるのではなく、不用物をまず再使用、再生利用できる資源として考える意識改革を推進します。● 「不用となったら処分するごみ」ではなく、「不用となってもまだ利用できる資源」とする考え方を、市民や事業者に浸透させることで、ごみの減量化、再資源化を推進します。
パートナーシップの構築と それぞれの主体的実践の促進	<ul style="list-style-type: none">● 市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を十分に認識し、相互に協力・連携するためのパートナーシップの構築を図っていきます。● 3者がそれぞれ主体的に取り組む内容を明確にし、実践していく仕組みづくりを推進します。● 不法投棄防止、ポイ捨て防止、資源の持ち去り防止のため、3者が協力して取り組みます。

2 主体別の行動指針

基本方針に基づき、市民・事業者・行政それぞれが自らの役割と責任で主体的に取り組んでいく内容を次に示します。

(1) ごみ排出量の抑制

市民の取り組み

- 生ごみはしっかり絞って水をよくきり、ごみの量を減らす。
- 残菜が出ないような調理の工夫をする。
- ごみの分け方や出し方を守り、ごみを適正に処理する。
- マイバックを持参し、レジ袋等をもらわない。
- 過剰包装を断り、詰め替え製品等、ごみになりにくい製品を購入する。
- 市の生ごみ処理機器補助制度や段ボールコンポストを活用し、生ごみの減量を進める。
- ラップ類を使わない。
- 資源物の分別排出に努める。

事業者の取り組み

- 事業活動に伴って発生するごみに関する実態の把握と発生の抑制を進める。
- ごみの分け方や出し方を守り、ごみを適正に処理する。
- マイバックの持参を消費者に呼びかける。
- 梱包・包装の簡素化を進め、詰め替え製品等、ごみになりにくい製品を開発する。
- 生ごみを有効に活用できる手法を検討する。

行政の取り組み

- ごみの減量化のため、庁舎内も含めごみの発生を抑制する。
- ごみの分け方・出し方についての情報提供の充実、ごみ問題に関して興味関心を持てる機会を提供する。
- 生ごみ減量化処理機器の購入助成制度や段ボールコンポストの活用を広く周知し、生ごみの減量を推進する。
- 食品ロスの削減対策を検討する。

(2) リサイクルの推進

市民の取り組み

- ごみ減量化・資源化協力店を利用する。
- リサイクル製品を購入する。
- 資源物集団回収事業に参加をする。
- グリーン購入を進める。
- 資源化に関する情報等を活用する。
- 不用品の交換や譲渡などリユースを推進する。

事業者の取り組み

- 事業所におけるごみの資源化に努める。
- 工事に伴う建設発生資材等の有効利用に努める。
- ごみ減量化・資源化協力店に参加・協力する。
- リサイクルしやすい製品の製造や販売に努める。
- グリーン購入を進める。
- 資源化に関する情報等を活用する。
- 事業者間でリサイクルの連携体制を整備する。

行政の取り組み

- 庁舎内における廃棄文書の再生利用等、資源化を進める。
- 工事に伴う建設発生資材等の有効利用を促進する。
- ごみ減量化・資源化協力店への協力を呼びかける。
- 資源物回収事業を広く周知し、自発的なリサイクルシステムを促進する。
- グリーン購入を率先して行う。
- 東京たま広域資源循環組合と連携して、エコセメント事業を推進する。
- 生ごみ減量化処理機器や学校給食から排出される残さ物について、有効利用できる方法を研究する。
- 剪定枝や落ち葉等は、腐葉土や堆肥としてリサイクルされる仕組み作りを検討する。

※ グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮し、環境負荷ができるだけ小さい製品を、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することを示します。

(3) パートナーシップの構築

市民の取り組み

- ごみのポイ捨てやタバコのポイ捨てをしない。
- 地域ぐるみで不法投棄を監視する等、不法投棄の防止に努める。
- ポイ捨て防止等の推進活動に協力する。
- 不法投棄・ポイ捨てに関する情報を市に提供する。
- 資源持ち去りに関する情報を市に提供する。

事業者の取り組み

- 所有地を適正に管理する等、不法投棄を防止する。
- 事業系廃棄物を適正に処理する。
- ポイ捨て防止等の推進活動に協力する。
- 不法投棄、ポイ捨てに関する情報を市に提供する。
- 資源持ち去りに関する情報を市に提供する。

行政の取り組み

- 不法投棄、ポイ捨てさせない仕組みづくりを進め、市民・事業者の活動を支援する。
- 不法投棄やポイ捨て防止に向けたイベント等を開催し、市民・事業者への普及活動を図る。
- 資源持ち去り防止に取り組む。

3 ごみ処理基本計画

前回計画を踏襲し、令和4年度から令和18年度までの15年間のごみ処理基本計画を検討します。

(1) ごみ排出抑制計画

循環型社会の形成に向けて、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減していくためには、廃棄物の発生自体を抑制し、発生させないことが最も効果的です。

家庭ごみ有料化の導入による効果の検証

● 有料化導入による効果の検証

- ・有料化導入について、毎年度ごみ排出量や資源化率等の点検を行うとともに、毎年度の点検結果を踏まえた検証を、一般廃棄物処理基本計画の見直しと併せて行います。
- ・平成28年度のごみ有料化導入前に比べて、ごみ排出量原単位は減少しており、ごみ有料化導入の効果が出ていると考えられるため、今後も引き続きごみ有料化を継続していきます。

生ごみの減量化・資源化

● 排出源での生ごみの減量化の推進

- ・家庭での生ごみの減量策（水切りなど）の普及・徹底を図っていきます。
- ・生ごみを発生する事業所に対して、自らの責任において減量化や再資源化に取り組むよう指導します。

● 生ごみ処理機器購入助成金制度の維持・充実

- ・制度を維持し、より一層の周知を図ることで家庭内での生ごみの処理を推進します。
- ・助成家庭での処理機の利用状況・稼働状況を把握して制度の効果を検証し、必要に応じて制度の充実・改善を図ります。
- ・比較的取り組みやすい、段ボールコンポストの普及を強化し家庭内での生ごみ処理を推進します。

食品ロスの削減

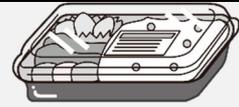
● 食品ロス削減の推進

- ・市民に消費期限と賞味期限の違いを理解していただき、買いすぎの防止や調理による廃棄の抑制などの周知を図り、食品ロスの削減を図っていきます。
- ・料理レシピサイトや全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会などの情報を発信し、食材を無駄にしないレシピの紹介し、食品ロスの削減を図っていきます。
- ・アフターコロナの社会を見据え、宴会時の食べ残しを減らすため、「30・10運動」を実施し、食品ロスの削減を図ります。
- ・全国で行われているフードドライブ活動の事例等について調査・研究します。

【コラム：消費期限と賞味期限】

○消費期限とは…

開封せず、定められた方法で保存していた場合に、「**安全に食べられる期限**」のことです。お弁当、サンドイッチ、生麺、ケーキ等、傷みやすい食品に表示されています。



○賞味期限とは…

開封せず、定められた方法で保存していた場合に、「**品質が変わらずにおいしく食べられる期限**」のことです。スナック菓子、カップ麺、チーズ、缶詰、ペットボトル飲料等、消費期限に比べ、傷みにくい食品に表示されています。この期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではありません。



ただし、一度開封した食品は、期限に関係なく早めに食べるようにしましょう。

【コラム：フードドライブ、フードバンク】

○フードドライブとは…

家庭で余っている食品を持ち寄り、必要としている個人や団体に届ける活動です。

提供できるのは未開封、かつ賞味期限がおおよそ2ヶ月以上残っている食品で、缶詰類、レトルト食品、瓶詰類、乾物類、お米、乾麺、調味料等です。

フードドライブ活動に参加することで、ご家庭にある食べ切れない食品が、「食品ロス」から「地域の支援」に生まれ変わります。



○フードバンクとは…

企業や農家で余っている食品を、必要としている個人や団体へ届ける活動です。

東京都では令和3年4月より、都や都内区市町村における、賞味期限の近い災害用備蓄食品とフードバンク等との、マッチングシステムの運用を開始しています。

【コラム：食品ロス削減のためにできること】

○買い物のときは…

事前に家にある食材を確認したり、使い切れる分だけ購入しましょう。また、すぐに食べる商品は、並べてある順に取る「手前取り」や見切り品等を活用しましょう。

○調理・保存するときは…

食べられる分だけ作り、食べきれなかったものはリメイクしましょう。また、食材を無駄なく丸ごと食べたり、余った食材を活用する等、調理方法を工夫して、食材を計画的に使い切るようにしましょう。

生鮮食品や食べきれなかった食品等、食材に応じて適切に保存しましょう。また、保存した食品を忘れず食べ切れるように、冷蔵庫を確認したり、配置を工夫したりしましょう。

○外食のときは…

食べ切れる量を注文し、食べきれなかった場合にはお店に確認の上で、自己責任の範囲で持ち帰るようにしましょう。



プラスチックごみの発生抑制
資源循環の推進

- プラスチックごみの発生抑制の推進
 - ・ レジ袋の有料化に伴うマイバック運動の促進等により、プラスチックごみの発生抑制の維持を図ります。
 - ・ 製品やレジ袋について、石油プラスチックから環境にやさしいバイオマスプラスチックへの転換を図ることが可能か調査・研究します。
- 資源循環の推進
 - ・ 容器包装プラスチックの分別収集の徹底を図ります。
 - ・ プラスチック資源循環戦略に基づき、プラスチック資源の回収やリサイクルの拡大等については、今後の国の動向に注視します。

啓発活動等の強化

- 各種媒体を活用したりサイクル・清掃情報の積極的な公開
 - ・ 市広報、ホームページでの掲載を継続します。
 - ・ スマートフォン向けのアプリの有効活用や啓発手法を調査・研究します。
 - ・ 環境やごみ処理に関心の薄い市民を取り込むため、あらゆる機会（イベント等）を活用して、ごみ減量やリサイクル推進への関心を引き付けます。
 - ・ 人や社会、環境、地域に配慮したエシカル消費の認定マーク（エコマーク等）の普及啓発や市広報、ホームページでの情報提供により、エシカル消費の促進を検討します。
 - ・ SDGs の目標の周知を図り、ごみ減量の目的の理解を促進します。
- 環境学習事業の実施
 - ・ コロナの状況を鑑みつつ、幼稚園、小学校での環境学習事業を実施します。
 - ・ 子供から大人まで継続的な環境学習の場を、家庭や学校、地域等を含む、関係機関・関係部署とも協働・連携しながら調査・研究していきます。

事業系ごみの排出抑制
・ 資源化への指導強化

- 市条例（東久留米市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例）に基づく、多量排出事業者への指導
 - ・ 廃棄物処理量が 30kg/日以上の上事業者に対して、減量化計画の提出指導を行うとともに、実施状況の確認を行います。
 - ・ 延床面積 3,000m² 以上の事業用大規模建築物の所有者に対しては、廃棄物管理責任者の選任と減量化・再利用計画の提出を求めるとともに、提出された計画書の実施による効果を確認します。

発生抑制促進のための要請

● 国や東京都への要請

- ・ 拡大生産者責任の観点から、実効性のある制度の新設や関連法の整備などの措置を、市長会など様々な場を活用して、国や東京都に対して要請していきます。

● 市内事業者への要請

- ・ 企業のCSRの観点から、市内の販売店や小売店などに商品包装材の削減、卸売店や製造業者へは流通段階での梱包材の削減などを要請していきます。

【コラム：エシカル消費】

○ エシカル消費とは…

エシカルとは「倫理的、道徳的」という意味で、「安くて良いモノ」や「自分にとってお得なモノ」ではなく、「人や社会、地球環境、地域に優しいモノ」を購入することです。

人・社会：フェアトレード製品や、福祉施設で作られた製品を購入する

地球環境：省エネ製品を購入したり、レンタルやシェアリングサービスを利用する

地域：被災地産品や伝統工芸を購入したり、地産地消や応援消費をする
他にも、3Rを心がけたり、食品ロスを削減することもエシカル消費に含まれます。

○ 認証ラベル・マークとは…

様々な団体が設定した、安全性や品質等の基準を満たしている商品についているラベルやマークのことです。下に示すような環境ラベルの他、フェアトレード商品やオーガニック商品であることを示す認証ラベル等もあります。

エコマーク



環境に優しい商品

グリーンマーク



古紙を利用した商品

バイオマスマーク



バイオマスを利用した商品

エシカル消費をする際には、人や社会、地球環境、地域に関連する認証ラベル・マークが手掛かりになります。

(2) 分別排出計画

資源分別の徹底

- 戸別収集に伴う直接指導の実施
 - ・戸別収集の実施に伴い、排出量が特定されることから、分別の不十分な排出者に対して直接指導を行うことにより、分別の徹底を図ります。
- リサイクルできる紙類の周知
 - ・燃やせるごみへの混入が多く見られる、紙箱、包装紙、チラシ、封筒などのリサイクルできる紙類の周知を強化し、分別の徹底を図ります。

資源集団回収事業の促進

- 資源集団回収事業に関する PR 活動の展開
 - ・資源集団回収活動に関し、市報やホームページを通じて周知を図っていくとともに、活動状況や回収実績を報告することで、活動の活性化を図ります。
- 集団回収活動に対する報奨制度の継続実施
 - ・集団回収活動を実施する団体等に対して、回収量に応じた報奨金の交付を行う報奨制度を継続実施します。
- 集団回収活動団体の新規発掘
 - ・新たに集合住宅への働きかけを行うなど、新規団体の発掘を強化します。

新たな分別品目の研究や 資源化等の拡充

- 新たな分別品目の研究や資源化等の拡充の検討
 - ・新たに分別をすることで資源化等につながる品目がないか他市の事例や国の動向を踏まえ、調査・研究します。

(3) 収集・運搬計画

戸別収集の実施

- 柔軟な収集・運搬体制の形成
 - ・ より大きな減量効果や資源分別効果が得られるよう、燃やせるごみ、燃やせないごみ及び資源物の収集・運搬体制の実施状況を確認、評価し必要に応じて見直します。
- 高齢者等世帯に対するごみ出しサポート事業の試行実施
 - ・ 事業の対象となる世帯は、事前にご用意いただくごみ収集容器（ポリバケツ等）に、決められた収集曜日や時間にかかわらずごみや資源物を出すことができます。

排出ルール順守の働きかけ

- 戸別収集の導入による直接指導の実施
 - ・ 戸別収集により、排出者の特定が容易になることから、直接指導によりルールの遵守を働きかけます。
- 集合住宅への指導の強化
 - ・ 集合住宅の管理組合や理事会等を通じて、集合住宅の住民に対するルールの遵守を働きかけます。
- 小型充電式電池やスプレー缶の分別徹底
 - ・ 収集運搬車両やごみ処理施設での火災の原因となる小型充電式電池（ニッカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池等）やスプレー缶について、分別を徹底するように周知を図ります。
 - ・ 小型充電式電池の回収方法について、周知・啓発の強化を図ります。
- 広報やパンフレット等の活用による周知の継続
 - ・ 広報やパンフレット等による分別協力や、排出ルールの徹底に向けた働きかけを継続していきます。

(4) 中間処理、最終処分計画

柳泉園組合における 共同処理の継続

- 中間処理における適正な共同処理の継続
 - ・清瀬市、西東京市、柳泉園組合と連携し、安全かつ適正な共同処理の継続を図ります。
- 柳泉園クリーンポート（ごみ焼却処理施設）の施設整備計画
 - ・稼動から20年が経過した柳泉園クリーンポートの運営、管理に関しては、平成28年度に発注した「柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業」に基づき、基本性能を発揮させ、安定性、安全性を確保しつつ、効率的に運営、維持管理を行うことを基本と考えます。

不燃残さの資源化の継続

- 不燃残さの資源化
 - ・柳泉園組合の中間処理施設から排出される不燃残さについては、再資源化事業を継続することを基本と考えます。

災害時の対策について

- 災害廃棄物処理計画の策定
 - ・災害発生時に速やかに廃棄物を処理するため、災害廃棄物処理計画を策定します。
- 関係自治体・関係団体との連携強化
 - ・東久留米市地域防災計画や災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生前から清瀬市、西東京市、柳泉園組合等や廃棄物処理業者等と、災害廃棄物処理に係わる協定の締結に向けて協議等を行い、連携の強化を図ります。

第2章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の体系

1 生活排水処理フロー

本市の生活排水処理フローを図33に示します。また、各処理主体を表42に示します。

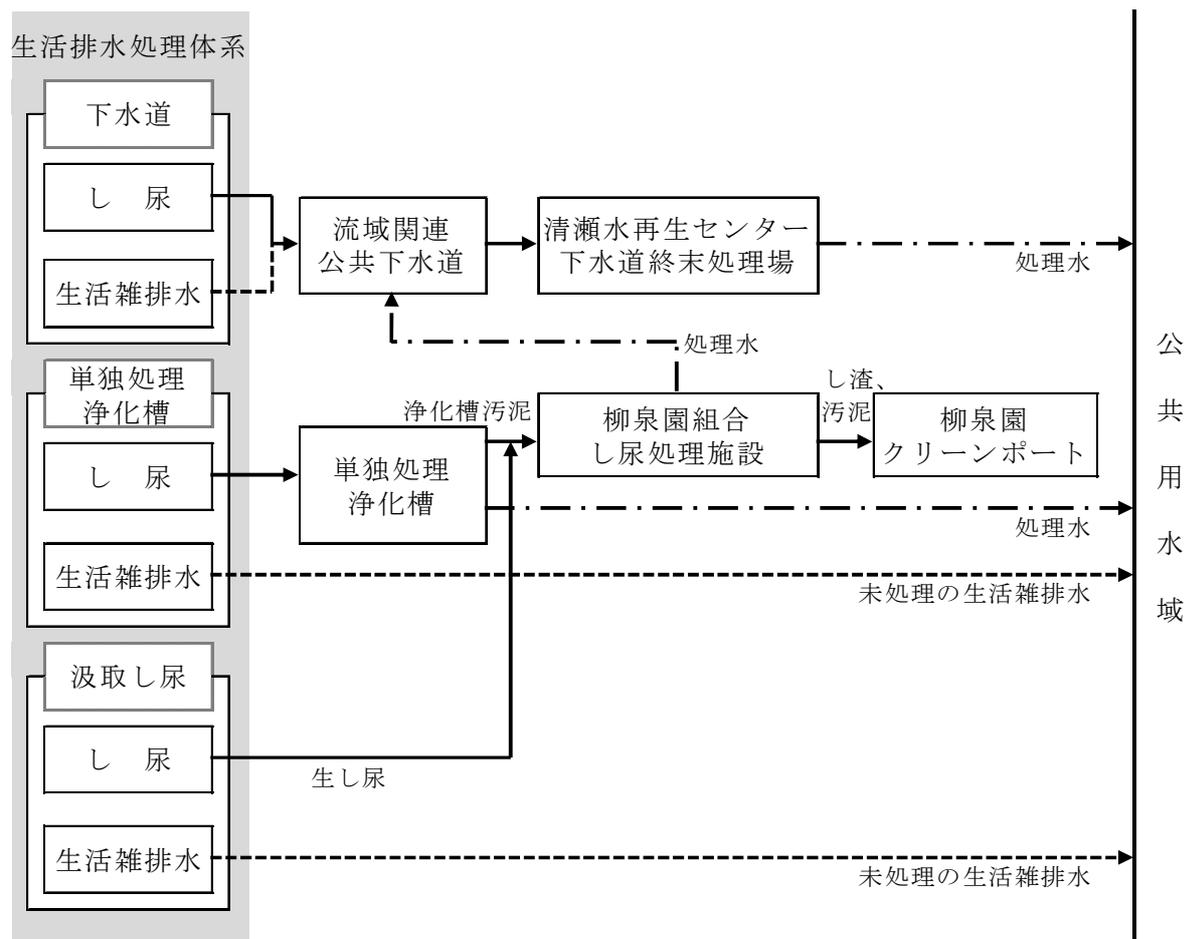


図33 生活排水処理フロー

表42 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	東京都
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	汲取りし尿、浄化槽汚泥	柳泉園組合

2 生活排水処理の現状

(1) 下水道水洗化率

本市における下水道水洗化率を以下に示します。

下水道水洗化率は約 100%で推移しており、本市域内ではほぼ全域に下水道が普及しています。なお、水洗化人口は実際に下水道に接続されている人口であり、下水道水洗化率は、実際に接続されている割合になります。

表43 下水道水洗化率

(各年度3月末人口)

		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
行政区域人口	人	116,897	116,869	116,719	116,807	117,020
処理区域内人口	人	116,897	116,869	116,719	116,807	117,020
水洗化人口	人	116,362	116,379	116,284	116,445	116,676
下水道水洗化率	%	99.5	99.6	99.6	99.7	99.7

(2) し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移

し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移を以下に示します。

表44 し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移

	搬入量				1日当たり搬入量 (365日平均)	
	し尿 kL/年	浄化槽汚泥		合計 kL/年	搬入量 kL/日	搬入率 %
		搬入量 kL/年	混入率 %			
平成28年度	171	112	39.6	283	0.8	2.3
平成29年度	168	101	37.5	269	0.7	2.0
平成30年度	153	109	41.6	262	0.7	2.0
令和元年度	143	67	31.9	210	0.6	1.7
令和2年度	146	83	36.2	229	0.6	1.7

※ 浄化槽汚泥の混入率はし尿及び浄化槽汚泥の搬入量合計に対する浄化槽汚泥の搬入割合を示します。

※ 搬入率は柳泉園組合し尿処理施設の施設規模(35kL/日)に対する比率を示します。

資料：柳泉園組合資料

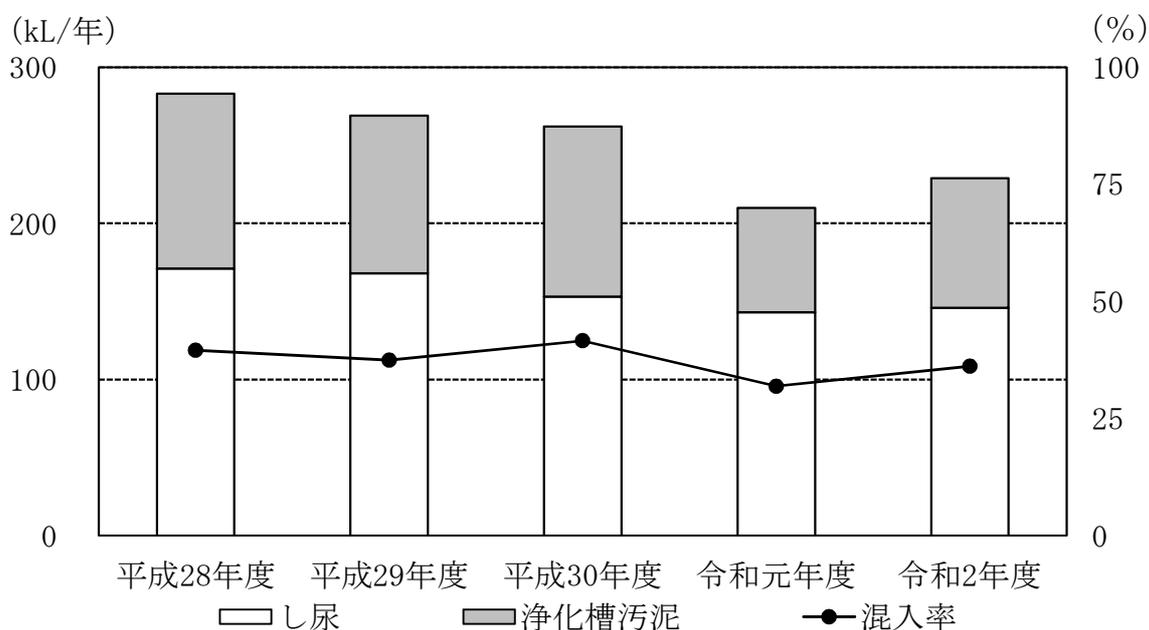


図34 し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移

(3) 収集・運搬方法

本市で収集対象とするものは、し尿及び浄化槽汚泥になります。収集区域は市内全域で、公共下水道未接続世帯を対象に収集を行います。

収集・運搬方法は、し尿は委託業者が月に1回、浄化槽汚泥は許可業者が随時、収集箇所からバキューム車により直接収集し、柳泉園組合し尿処理施設へ搬入し、処理を行っています。

(4) 処理方法

柳泉園組合し尿処理施設に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥は、施設内で適正に処理され、下水道へ放流しています。なお、前処理工程から発生するし渣及び污水处理工程から発生する脱水汚泥は、同組合内の柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）にて焼却処理され、焼却残さについては、東京たま広域資源循環組合にてエコセメントの原料として再利用されています。

柳泉園組合し尿処理施設の概要を表45に、処理フローを図35に示します。

表45 し尿処理施設の概要

区分	内容
施設名称	し尿処理施設
所在地	東久留米市下里 4-3-10
建設年月	着工：平成7年6月 竣工：平成8年3月
種類	前処理脱水方式
処理能力	35kL/日
処理対象	し尿及び浄化槽汚泥
主要設備	前処理設備：破砕機、ドラムスクリーン、スクリュープレス 脱水設備：脱水機 脱臭設備：洗浄塔、ミストセパレータ、活性炭吸着塔
総事業費	576,800千円

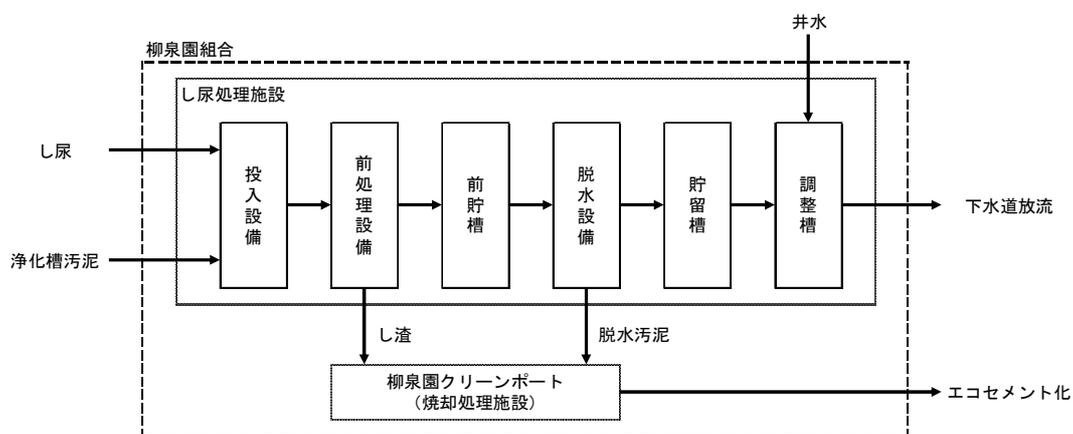


図35 し尿処理フロー

(5) 生活排水処理の課題

公共下水道が約 100%普及しているため、未接続の世帯、浄化槽使用世帯や汲取りし尿世帯の公共下水道への接続を促進する必要があります。

公共下水道の普及に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の発生量が減少し、それに伴いし尿処理施設での処理量も減少しますが、処理施設の規模は変わらないため、処理単価は上昇します。

第2節 生活排水処理量の推計

し尿及び浄化槽汚泥等の生活排水処理量の推計結果を以下に示します。

表46 し尿及び浄化槽汚泥量の推計結果

単位：kL/年

年度	生活排水処理量			備考
	汲取し尿	単独処理浄化槽 汚泥	合計	
平成30年度	153.0	109.0	262.0	実績値
令和元年度	143.0	67.0	210.0	
令和2年度	146.0	83.0	229.0	
令和3年度	146.8	78.8	225.6	推計値
令和4年度	146.8	78.5	225.3	
令和5年度	147.2	78.4	225.6	
令和6年度	146.8	77.9	224.7	
令和7年度	145.3	77.6	222.9	
令和8年度	145.3	77.3	222.6	
令和9年度	144.2	77.5	221.7	
令和10年度	143.8	76.6	220.4	
令和11年度	143.8	76.3	220.1	
令和12年度	142.2	76.0	218.2	
令和13年度	142.6	76.2	218.8	
令和14年度	142.2	75.4	217.6	
令和15年度	140.7	75.4	216.1	
令和16年度	140.7	75.1	215.8	
令和17年度	141.1	75.0	216.1	
令和18年度	139.2	74.5	213.7	

第3節 生活排水処理計画

1 基本方針

本市では、全域で公共下水道が整備されているため、未だに汲取りを行っている世帯や浄化槽を使用している世帯に対して公共下水道への接続を促進し、できる限り公共下水道で処理し、完全水洗化が今後推進されることを前提に、残存する汲取り世帯や浄化槽世帯から発生するし尿及び浄化槽汚泥については、適正かつ衛生的なし尿処理事業を維持していくこととします。

2 計画目標

計画目標は、令和4年度を初年度とし、15年後の令和18年度を計画目標年度とします。

3 排出抑制計画

汲取りし尿世帯及び浄化槽世帯に対して公共下水道への接続を推進します。

また、汲取りし尿の便槽の密閉の点検及びバキューム車による収集時に砂を吸入しないように、収集業者の注意を促します。

浄化槽汚泥排出者については、適正な点検清掃を行うとともに、廃食用油や厨芥くずなどの浄化槽の処理に大きな負荷となるものを排水口等に流さないように指導を図ることで排出抑制に対応します。

4 収集・運搬計画

収集・運搬は引き続き委託業者や許可業者にて行います。収集件数は今後とも減少と見込まれるため、可能な限り効率的な収集システムの構築を検討します。

5 中間処理・最終処分計画

し尿及び浄化槽汚泥の排出量は横ばいで推移する予測となっているため、中間処理については、引き続き柳泉園組合や西東京市、清瀬市と連携し、共同処理を継続することを基本と考えます。

処理に伴い排出されるし渣、汚泥についても引き続き柳泉園組合の柳泉園クリーンポートにて焼却処理後、東京たま広域資源循環組合にてエコセメント化を行うことを基本と考えます。

資料編

第1節 ごみ排出量の推計

1 推計方法

ごみ排出量の推計方法の概略を図36に示します。

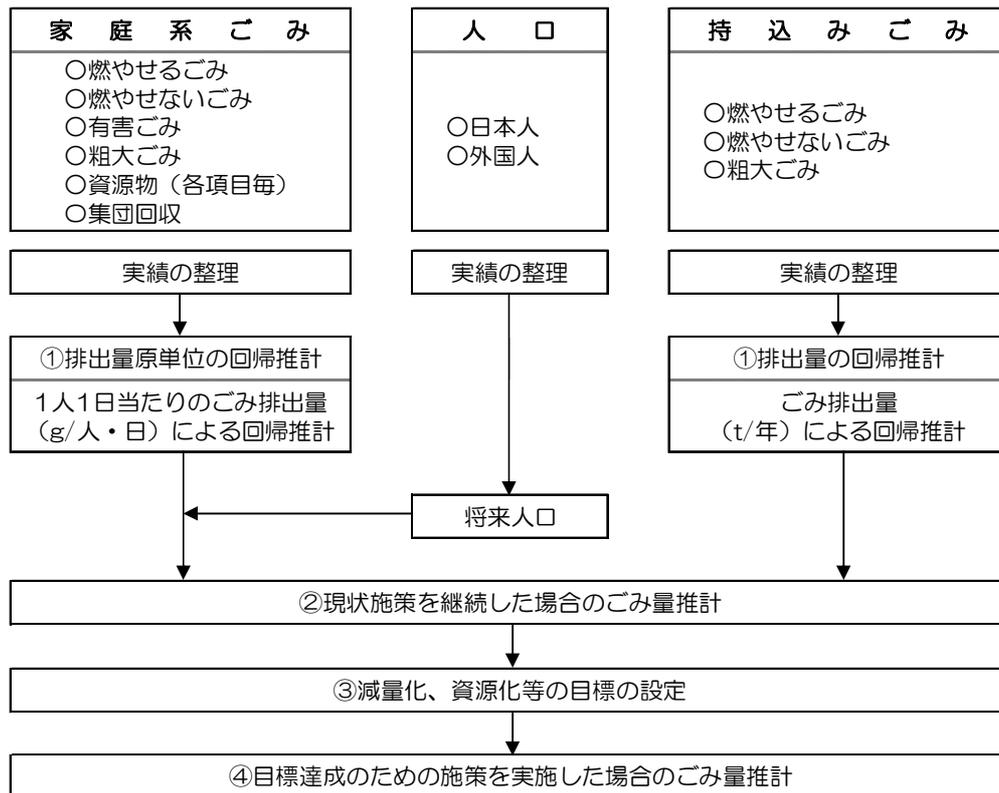


図36 ごみ排出量の推計方法の概略

(1) 計画収集人口

将来の計画収集人口については、平成27年度に策定している「東久留米市人口ビジョン」（以下、「人口ビジョン」という。）で予測している将来人口予測、令和2年度に策定している「東久留米市第5次長期総合計画基本構想・基本計画」（以下、「長期総合計画」という。）で予測している2種類の人口予測、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の将来人口予測（「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018年）推計）」参照）を比較した結果、長期総合計画の将来人口を採用します。

なお、長期総合計画の将来人口予測は令和2年度に新たに予測した人口を長期総合計画①、人口ビジョンと同条件で基準年を移行して予測した人口を長期総合計画②としています。

なお、人口ビジョンは平成 22 年度（平成 23 年 1 月 1 日）の人口を、長期総合計画は平成 29 年度（平成 30 年 1 月 1 日）の人口を、社人研は平成 27 年度の国勢調査（平成 27 年 10 月 1 日）の人口を基準とし、予測を行っており、原則 5 年ごとの将来人口推計となっているため、予測が行われていない年度については線形補間により設定しています。

表47 将来人口予測

年度	実績値	人口 ビジョン	長期総合 計画①	長期総合 計画②	社人研
平成 23 年度	116,067	116,477			
平成 24 年度	115,840	116,404			
平成 25 年度	116,417	116,332			
平成 26 年度	116,494	116,259			
平成 27 年度	117,128	116,186			116,632
平成 28 年度	116,867	116,093			116,145
平成 29 年度	116,830	116,000	116,830	116,830	115,658
平成 30 年度	116,896	115,907	116,334	116,736	115,172
令和元年度	116,916	115,814	115,839	116,643	114,685
令和 2 年度	117,007	115,721	115,482	116,306	114,198
令和 3 年度		115,387	115,124	115,969	113,570
令和 4 年度		115,053	114,767	115,632	112,941
令和 5 年度		114,718	114,409	115,295	112,313
令和 6 年度		114,384	114,052	114,958	111,684
令和 7 年度		114,050	113,601	114,575	111,056
令和 8 年度		113,670	113,150	114,193	110,277
令和 9 年度		113,290	112,699	113,810	109,497
令和 10 年度		112,911	112,248	113,428	108,718
令和 11 年度		112,531	111,797	113,045	107,938
令和 12 年度		112,151	111,412	112,606	107,159
令和 13 年度		111,716	111,027	112,167	106,305
令和 14 年度		111,280	110,641	111,728	105,451
令和 15 年度		110,845	110,256	111,289	104,596
令和 16 年度		110,409	109,871	110,850	103,742
令和 17 年度		109,974	109,307	110,400	102,888
令和 18 年度		109,528	108,743	109,951	102,009

 予測基準値。

 予測値。予測値以外は線形補間により推計する。

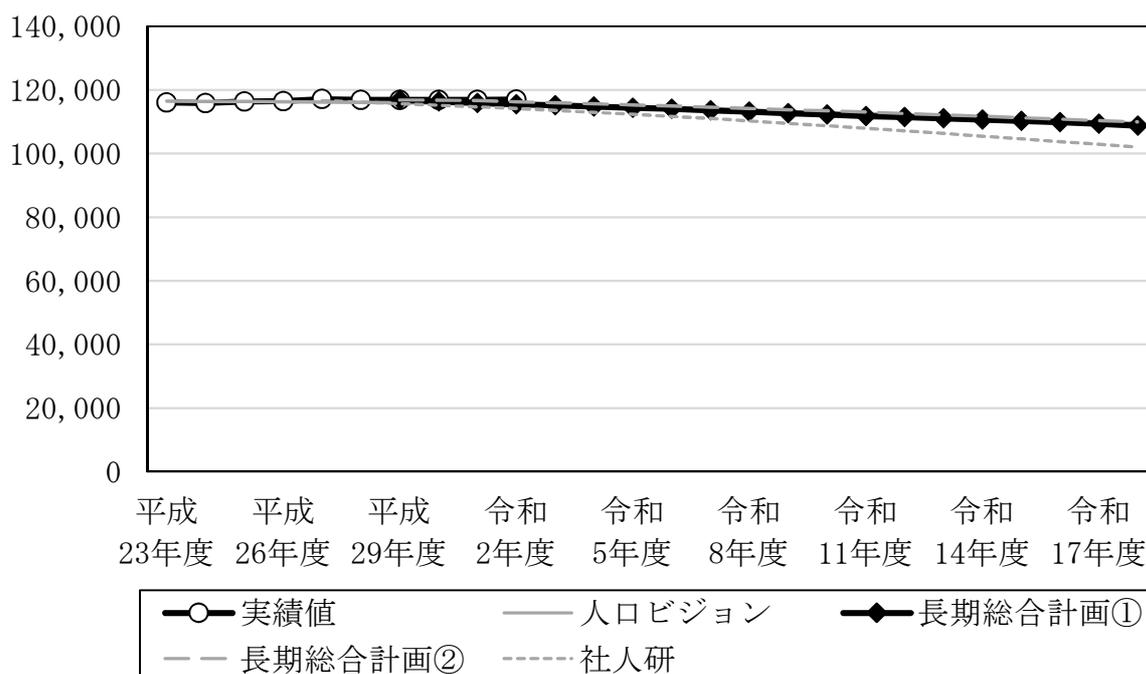


図37 将来人口予測

(2) ごみ排出量の推計方法

家庭系ごみの各品目のごみ排出量は、1人1日あたりのごみ排出量（ごみ排出量原単位）をそれぞれ回帰予測により設定し、設定したごみ排出量原単位に計画収集人口及び年間日数を乗じることによって推計します。また、事業系ごみを含む持ち込みごみは、ごみ排出量をそれぞれ回帰予測し、推計します。

各品目のごみ排出量原単位、ごみ排出量の実績を用いて回帰予測を行います。回帰予測の予測値としての整合性と実績を踏まえた現実性を考慮し、採用式を決定します。

回帰予測は、次の6つの回帰式を用います。なお、回帰式とは、ある変数（目的変数）について、別の変数（説明変数）を用いて予測するための予測式を指します。

回 帰 式

- | | |
|----------|---------------------|
| ① 直線回帰式 | $y = a x + b$ |
| ② 分数回帰式 | $y = a / x + b$ |
| ③ ルート回帰式 | $y = a x^{1/2} + b$ |
| ④ 対数回帰式 | $y = a \log x + b$ |
| ⑤ べき乗回帰式 | $y = a x^b$ |
| ⑥ 指数回帰式 | $y = a b^x$ |

ここで、
 y : 目的変数（この場合は「ごみ排出量原単位」または「ごみ排出量」）
 x : 説明変数（この場合は「年度」（実績初年度を $x = 1$ とします））
 a 、 b : 係数または定数

本計画で採用した回帰式を表 48 に示します。

表48 採用した回帰式

区分		採用式
行政回収	燃やせるごみ	分数式
	燃やせないごみ	分数式
	粗大ごみ	対数式
	有害ごみ	分数式
直接持込ごみ	燃やせるごみ	べき乗式
	燃やせないごみ	ルート式
	粗大ごみ	べき乗式
資源	びん類	分数式
	缶類	ルート式
	ペットボトル	分数式
	古紙・古布	分数式
	プラスチック容器包装類	分数式
	金属類	対数式
	小型家電	対数式
	剪定枝	分数式
集団回収	紙類、布類、金属類	ルート式

2 ごみ排出量の推計結果

(1) 現状維持推計

現状維持した場合の推計結果を表 49～表 52 に示します。なお、ごみ排出量原単位及び推計値は端数調整の都合上、各合計値が一致しない場合があります。

表49 現状維持した場合のごみ排出量の推計結果

区分／年度	単位	実績値					推計値															
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
人口（1月1日）	人	116,867	116,830	116,896	116,916	117,007	115,124	114,767	114,409	114,052	113,601	113,150	112,699	112,248	111,797	111,412	111,027	110,641	110,256	109,871	109,307	108,743
ごみ・資源物	t/年	32,789	32,279	30,962	32,094	32,847	31,748	31,730	31,784	31,687	31,644	31,595	31,611	31,493	31,433	31,396	31,414	31,305	31,255	31,206	31,188	31,040
行政回収	t/年	18,702	17,301	15,662	15,991	16,730	15,666	15,541	15,482	15,344	15,251	15,165	15,117	14,999	14,922	14,859	14,833	14,731	14,673	14,609	14,570	14,448
燃やせるごみ	t/年	16,383	15,029	13,847	14,082	14,493	13,699	13,589	13,534	13,413	13,331	13,253	13,212	13,106	13,037	12,980	12,959	12,870	12,814	12,761	12,726	12,618
燃やせないごみ	t/年	2,206	2,138	1,683	1,775	2,089	1,824	1,805	1,801	1,782	1,771	1,759	1,753	1,741	1,730	1,724	1,719	1,708	1,702	1,692	1,688	1,675
粗大ごみ	t/年	77	93	95	96	109	105	109	109	112	112	116	115	115	118	118	118	117	121	120	120	119
有害ごみ	t/年	36	41	37	38	39	38	38	38	37	37	37	37	37	37	37	37	36	36	36	36	36
直接持ち込みごみ	t/年	4,958	5,315	5,830	6,528	6,230	6,616	6,795	6,955	7,099	7,231	7,354	7,467	7,574	7,674	7,769	7,859	7,945	8,027	8,106	8,181	8,253
燃やせるごみ	t/年	4,820	5,140	5,616	6,283	5,929	6,305	6,460	6,596	6,719	6,831	6,934	7,029	7,118	7,201	7,279	7,353	7,424	7,490	7,554	7,615	7,674
生活系	t/年	43	49	92	130	219	233	239	244	248	252	256	260	263	266	269	272	274	277	279	281	283
事業系	t/年	4,777	5,091	5,524	6,153	5,710	6,072	6,221	6,352	6,471	6,579	6,678	6,769	6,855	6,935	7,010	7,081	7,150	7,213	7,275	7,334	7,391
燃やせないごみ	t/年	53	56	69	83	97	100	107	114	120	126	131	137	142	147	151	156	161	165	169	173	177
粗大ごみ	t/年	85	119	145	162	204	211	228	245	260	275	288	302	314	327	338	350	361	372	382	393	403
資源量	t/年	9,129	9,663	9,470	9,575	9,887	9,466	9,394	9,347	9,244	9,162	9,076	9,027	8,920	8,837	8,768	8,722	8,629	8,555	8,491	8,437	8,339
行政回収	t/年	6,092	6,768	6,750	6,900	7,327	7,029	7,040	7,064	7,039	7,027	7,008	7,017	6,977	6,953	6,939	6,941	6,905	6,881	6,865	6,857	6,811
びん類	t/年	999	941	903	880	918	874	871	867	862	854	851	850	844	837	834	833	828	825	822	820	814
缶類	t/年	354	333	322	338	388	357	356	360	362	365	363	367	365	367	370	370	372	370	373	372	373
ペットボトル	t/年	436	270	303	251	288	248	243	239	233	232	227	227	221	220	220	219	218	213	213	212	210
古紙・古布類	t/年	2,595	3,259	3,354	3,496	3,791	3,622	3,644	3,664	3,659	3,661	3,659	3,663	3,646	3,640	3,631	3,633	3,618	3,610	3,597	3,593	3,568
プラスチック容器包装類	t/年	1,493	1,739	1,640	1,726	1,724	1,714	1,717	1,721	1,715	1,708	1,706	1,704	1,696	1,689	1,684	1,686	1,676	1,670	1,664	1,664	1,651
金属類	t/年	174	175	170	148	149	147	142	142	137	137	132	132	131	126	126	126	121	121	120	120	119
小型家電	t/年	12	12	12	28	25	25	25	29	29	29	29	29	33	33	33	33	32	32	36	36	36
せん定枝	t/年	29	39	46	33	44	42	42	42	42	41	41	41	41	41	41	41	40	40	40	40	40
集団回収	t/年	3,037	2,895	2,720	2,675	2,560	2,437	2,354	2,283	2,205	2,135	2,068	2,010	1,943	1,884	1,829	1,781	1,724	1,674	1,626	1,580	1,528
紙類	t/年	2,922	2,764	2,593	2,541	2,431	2,314	2,235	2,168	2,094	2,028	1,963	1,909	1,845	1,789	1,737	1,692	1,637	1,590	1,544	1,501	1,451
布類	t/年	89	102	99	106	101	96	93	90	87	84	82	79	77	74	72	70	68	66	64	62	60
金属類	t/年	26	29	28	28	28	27	26	25	24	23	23	22	21	21	20	19	19	18	18	17	17
前回計画目標項目 ごみ排出量 (行政回収ごみ+行政 回収資源量)	t/年	24,794	24,069	22,412	22,891	24,057	22,695	22,581	22,546	22,383	22,278	22,173	22,134	21,976	21,875	21,798	21,774	21,636	21,554	21,474	21,427	21,259

※端数調整により合計が合わない場合があります。

表50 現状維持した場合のごみ排出量原単位の推計結果

区分/年度	単位	実績値					推計値																	
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18		
人口（1月1日）	人	116,867	116,830	116,896	116,916	117,007	115,124	114,767	114,409	114,052	113,601	113,150	112,699	112,248	111,797	111,412	111,027	110,641	110,256	109,871	109,307	108,743		
ごみ・資源物	g/人日	768.7	757.0	725.7	750.0	769.1	755.5	757.5	759.0	761.2	763.2	765.0	766.4	768.7	770.4	772.0	773.0	775.2	776.7	778.2	779.6	782.0		
行政回収	g/人日	438.4	405.7	367.1	373.7	391.7	372.8	371.0	369.7	368.6	367.8	367.2	366.5	366.1	365.7	365.4	365.0	364.8	364.6	364.3	364.2	364.0		
燃やせるごみ	g/人日	384.1	352.4	324.5	329.1	339.4	326.0	324.4	323.2	322.2	321.5	320.9	320.3	319.9	319.5	319.2	318.9	318.7	318.4	318.2	318.1	317.9		
燃やせないごみ	g/人日	51.7	50.1	39.4	41.5	48.9	43.4	43.1	43.0	42.8	42.7	42.6	42.5	42.5	42.4	42.4	42.3	42.3	42.3	42.2	42.2	42.2		
粗大ごみ	g/人日	1.8	2.2	2.2	2.2	2.6	2.5	2.6	2.6	2.7	2.7	2.8	2.8	2.8	2.9	2.9	2.9	2.9	3.0	3.0	3.0	3.0		
有害ごみ	g/人日	0.8	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9		
直接持込みごみ	g/人日	116.2	124.6	136.7	152.6	145.9	157.4	162.2	166.1	170.5	174.4	178.1	181.0	184.9	188.1	191.0	193.4	196.7	199.5	202.1	204.5	207.9		
燃やせるごみ	g/人日	113.0	120.5	131.6	146.8	138.8	150.1	154.2	157.5	161.4	164.8	167.9	170.4	173.7	176.5	179.0	181.0	183.8	186.1	188.4	190.4	193.3		
生活系	g/人日	1.0	1.2	2.2	3.0	5.1	5.5	5.7	5.8	6.0	6.1	6.2	6.3	6.4	6.5	6.6	6.7	6.8	6.9	7.0	7.0	7.1		
事業系	g/人日	112.0	119.4	129.5	143.8	133.7	144.5	148.5	151.7	155.5	158.7	161.7	164.1	167.3	170.0	172.4	174.3	177.0	179.2	181.4	183.3	186.2		
燃やせないごみ	g/人日	1.2	1.3	1.6	1.9	2.3	2.4	2.6	2.7	2.9	3.0	3.2	3.3	3.5	3.6	3.7	3.8	4.0	4.1	4.2	4.3	4.5		
粗大ごみ	g/人日	2.0	2.8	3.4	3.8	4.8	5.0	5.5	5.8	6.3	6.6	7.0	7.3	7.7	8.0	8.3	8.6	8.9	9.2	9.5	9.8	10.1		
資源量	g/人日	214.0	226.6	222.0	223.8	231.5	225.3	224.3	223.2	222.1	221.0	219.8	218.8	217.7	216.6	215.6	214.6	213.7	212.6	211.7	210.9	210.1		
行政回収	g/人日	142.8	158.7	158.2	161.3	171.6	167.3	168.1	168.7	169.1	169.5	169.7	170.1	170.3	170.4	170.6	170.8	171.0	171.0	171.2	171.4	171.6		
びん類	g/人日	23.4	22.1	21.2	20.6	21.5	20.8	20.8	20.7	20.7	20.6	20.6	20.6	20.6	20.5	20.5	20.5	20.5	20.5	20.5	20.5	20.5		
缶類	g/人日	8.3	7.8	7.6	7.9	9.1	8.5	8.5	8.6	8.7	8.8	8.8	8.9	8.9	9.0	9.1	9.1	9.2	9.2	9.3	9.3	9.4		
ペットボトル	g/人日	10.2	6.3	7.1	5.9	6.7	5.9	5.8	5.7	5.6	5.6	5.5	5.5	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.3	5.3	5.3	5.3		
古紙・古布類	g/人日	60.8	76.4	78.6	81.7	88.8	86.2	87.0	87.5	87.9	88.3	88.6	88.8	89.0	89.2	89.3	89.4	89.6	89.7	89.7	89.8	89.9		
プラスチック容器包装類	g/人日	35.0	40.8	38.4	40.3	40.4	40.8	41.0	41.1	41.2	41.2	41.3	41.3	41.4	41.4	41.4	41.5	41.5	41.5	41.5	41.6	41.6		
金属類	g/人日	4.1	4.1	4.0	3.5	3.5	3.5	3.4	3.4	3.3	3.3	3.2	3.2	3.2	3.1	3.1	3.1	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0		
小型家電	g/人日	0.3	0.3	0.3	0.7	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9		
せん定枝	g/人日	0.7	0.9	1.1	0.8	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0		
集団回収	g/人日	71.2	67.9	63.8	62.5	59.9	58.0	56.2	54.5	53.0	51.5	50.1	48.7	47.4	46.2	45.0	43.8	42.7	41.6	40.5	39.5	38.5		
紙類	g/人日	68.5	64.8	60.8	59.4	56.9	55.1	53.4	51.8	50.3	48.9	47.6	46.3	45.0	43.9	42.7	41.6	40.5	39.5	38.5	37.5	36.6		
布類	g/人日	2.1	2.4	2.3	2.5	2.4	2.3	2.2	2.2	2.1	2.0	2.0	1.9	1.9	1.8	1.8	1.7	1.7	1.6	1.6	1.6	1.5		
金属類	g/人日	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4		
前回計画目標項目 家庭ごみ原単位 (行政回収ごみ+行政回収資源量)	g/人日	581.3	564.4	525.3	535.0	563.3	540.1	539.1	538.4	537.7	537.3	536.9	536.6	536.4	536.1	536.0	535.8	535.8	535.6	535.5	535.6	535.6		
前回計画目標項目 ごみ原単位 (ごみ・資源物)	g/人日	768.7	757.0	725.7	750.0	769.1	755.5	757.5	759.0	761.2	763.2	765.0	766.4	768.7	770.4	772.0	773.0	775.2	776.7	778.2	779.6	782.0		

※端数調整により合計が合わない場合があります。

表51 現状維持した場合のごみ処理量の推計結果

区分／年度		単位		実績値					推計値																	
				H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18		
焼却処理施設		t/年	23,169	22,175	21,177	22,091	22,419	21,794	21,847	21,943	21,949	21,987	22,021	22,084	22,071	22,093	22,122	22,184	22,169	22,189	22,203	22,237	22,188			
処理量	t/年	21,203	20,169	19,463	20,365	20,422	20,004	20,049	20,130	20,132	20,162	20,187	20,241	20,224	20,238	20,259	20,312	20,294	20,304	20,315	20,341	20,292				
	行政回収・可燃ごみ	t/年	16,383	15,029	13,847	14,082	14,493	13,699	13,589	13,534	13,413	13,331	13,253	13,212	13,106	13,037	12,980	12,959	12,870	12,814	12,761	12,726	12,618			
	持込・可燃ごみ	t/年	4,820	5,140	5,616	6,283	5,929	6,305	6,460	6,596	6,719	6,831	6,934	7,029	7,118	7,201	7,279	7,353	7,424	7,490	7,554	7,615	7,674			
選別残渣		t/年	1,966	2,006	1,714	1,726	1,997	1,790	1,798	1,813	1,817	1,825	1,834	1,843	1,847	1,855	1,863	1,872	1,875	1,885	1,888	1,896	1,896			
処理内訳	粗大ごみ処理施設 可燃残渣	t/年	1,966	2,006	1,714	1,726	1,997	1,790	1,798	1,813	1,817	1,825	1,834	1,843	1,847	1,855	1,863	1,872	1,875	1,885	1,888	1,896	1,896			
	埋立処分	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
資源化	t/年	2,927	2,805	2,644	2,778	2,876	2,796	2,803	2,815	2,816	2,820	2,825	2,833	2,832	2,835	2,838	2,846	2,844	2,847	2,848	2,852	2,846				
	エコセメント化	t/年	2,835	2,718	2,563	2,692	2,781	2,704	2,710	2,722	2,723	2,727	2,732	2,739	2,738	2,741	2,744	2,752	2,750	2,753	2,754	2,758	2,752			
	鉄分残渣	t/年	92	87	81	86	95	92	93	93	93	93	93	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94			
粗大ごみ処理施設		t/年	2,493	2,427	2,002	2,125	2,506	2,247	2,256	2,275	2,281	2,290	2,302	2,313	2,318	2,327	2,338	2,349	2,353	2,366	2,369	2,380	2,380			
処理量	t/年	2,421	2,406	1,992	2,116	2,499	2,240	2,249	2,268	2,274	2,283	2,295	2,306	2,312	2,321	2,332	2,343	2,347	2,360	2,363	2,374	2,374				
	行政回収・不燃ごみ	t/年	2,206	2,138	1,683	1,775	2,089	1,824	1,805	1,801	1,782	1,771	1,759	1,753	1,741	1,730	1,724	1,719	1,708	1,702	1,692	1,688	1,675			
	行政回収・粗大ごみ	t/年	77	93	95	96	109	105	109	109	112	112	116	115	115	118	118	118	117	121	120	120	119			
	持込・不燃ごみ	t/年	53	56	69	83	97	100	107	114	120	126	131	137	142	147	151	156	161	165	169	173	177			
	持込・粗大ごみ	t/年	85	119	145	162	204	211	228	245	260	275	288	302	314	327	338	350	361	372	382	393	403			
選別残渣		t/年	72	21	10	9	7	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6			
処理内訳	リサイクルセンター 夾雑物	t/年	72	21	10	9	7	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6			
	可燃残渣	t/年	1,966	2,006	1,714	1,726	1,997	1,790	1,798	1,813	1,817	1,825	1,834	1,843	1,847	1,855	1,863	1,872	1,875	1,885	1,888	1,896	1,896			
資源化	t/年	461	429	362	385	442	397	397	401	402	404	406	408	409	410	412	415	415	417	418	420	420				
	有価物回収	t/年	176	167	138	153	196	176	176	178	178	179	180	181	181	182	183	184	184	185	185	186	186			
	再利用化 (固形燃料化/ ガス化溶融)	t/年	285	262	224	232	246	221	221	223	224	225	226	227	228	228	229	231	231	232	233	234	234			
リサイクルセンター		t/年	3,059	1,761	1,225	1,218	1,306	1,231	1,227	1,227	1,224	1,219	1,214	1,217	1,209	1,204	1,204	1,203	1,200	1,195	1,195	1,192	1,187			
びん類		t/年	999	941	903	880	918	874	871	867	862	854	851	850	844	837	834	833	828	825	822	820	814			
かん類		t/年	354	333	322	338	388	357	356	360	362	365	363	367	365	367	370	370	372	370	373	372	373			
ペットボトル		t/年	436	113	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
古紙・古布類		t/年	1,270	374	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
処理内訳	不燃残渣(夾雑物)	t/年	72	21	10	9	7	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6			
	資源化	t/年	2,885	1,607	1,076	1,057	1,135	1,070	1,066	1,066	1,064	1,060	1,055	1,057	1,051	1,047	1,047	1,045	1,043	1,038	1,038	1,036	1,032			
	ガラス類	t/年	847	812	769	739	772	728	725	725	724	721	718	719	715	712	712	711	709	706	706	705	702			
	かん類	t/年	338	315	307	318	363	342	341	341	340	339	337	338	336	335	335	334	334	332	332	331	330			
	ペットボトル	t/年	414	106	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	古紙・古布類	t/年	1,286	374	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
保管施設		t/年	36	41	37	38	39	38	38	38	37	37	37	37	37	37	37	37	36	36	36	36	36			
有害ごみ		t/年	36	41	37	38	39	38	38	38	37	37	37	37	37	37	37	37	36	36	36	36	36			
処理内訳	資源化	t/年	36	41	37	38	39	38	38	38	37	37	37	37	37	37	37	37	36	36	36	36	36			
	有害ごみ	t/年	36	41	37	38	39	38	38	38	37	37	37	37	37	37	37	37	36	36	36	36	36			

表52 現状維持した場合の資源化量の推計結果

		実績値					推計値																	
区分/年度	単位	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18		
資源化量	t/年	12,343	12,743	12,327	12,577	13,034	12,498	12,433	12,402	12,302	12,227	12,148	12,108	12,003	11,925	11,861	11,825	11,731	11,662	11,600	11,553	11,450		
直接資源化	t/年	3,033	5,007	5,525	5,682	6,021	5,798	5,813	5,837	5,815	5,808	5,794	5,800	5,768	5,749	5,735	5,738	5,705	5,686	5,670	5,665	5,624		
ペットボトル	t/年	0	157	303	251	288	248	243	239	233	232	227	227	221	220	220	219	218	213	213	212	210		
古紙・古布類	t/年	1,325	2,885	3,354	3,496	3,791	3,622	3,644	3,664	3,659	3,661	3,659	3,663	3,646	3,640	3,631	3,633	3,618	3,610	3,597	3,593	3,568		
プラスチック 容器包装	t/年	1,493	1,739	1,640	1,726	1,724	1,714	1,717	1,721	1,715	1,708	1,706	1,704	1,696	1,689	1,684	1,686	1,676	1,670	1,664	1,664	1,651		
金属類	t/年	174	175	170	148	149	147	142	142	137	137	132	132	131	126	126	126	121	121	120	120	119		
小型家電	t/年	12	12	12	28	25	25	25	29	29	29	29	33	33	33	33	33	32	32	36	36	36		
せん定枝	t/年	29	39	46	33	44	42	42	42	42	41	41	41	41	41	41	41	40	40	40	40	40		
中間処理後資源化	t/年	6,273	4,841	4,082	4,220	4,453	4,263	4,266	4,282	4,282	4,284	4,286	4,298	4,292	4,292	4,297	4,306	4,302	4,302	4,304	4,308	4,298		
焼却処理施設	t/年	2,927	2,805	2,644	2,778	2,876	2,796	2,803	2,815	2,816	2,820	2,825	2,833	2,832	2,835	2,838	2,846	2,844	2,847	2,848	2,852	2,846		
エコセメント化	t/年	2,835	2,718	2,563	2,692	2,781	2,704	2,710	2,722	2,723	2,727	2,732	2,739	2,738	2,741	2,744	2,752	2,750	2,753	2,754	2,758	2,752		
鉄分残渣	t/年	92	87	81	86	95	92	93	93	93	93	93	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94		
粗大ごみ処理施設	t/年	461	429	362	385	442	397	397	401	402	404	406	408	409	410	412	415	415	417	418	420	420		
有価物回収	t/年	176	167	138	153	196	176	176	178	178	179	180	181	181	182	183	184	184	185	185	186	186		
再利用化 (固形燃料化 /ガス化溶融)	t/年	285	262	224	232	246	221	221	223	224	225	226	227	228	228	229	231	231	232	233	234	234		
リサイクルセンター	t/年	2,885	1,607	1,076	1,057	1,135	1,070	1,066	1,066	1,064	1,060	1,055	1,057	1,051	1,047	1,047	1,045	1,043	1,038	1,038	1,036	1,032		
ガラス類	t/年	847	812	769	739	772	728	725	725	724	721	718	719	715	712	712	711	709	706	706	705	702		
かん類	t/年	338	315	307	318	363	342	341	341	340	339	337	338	336	335	335	334	334	332	332	331	330		
ペットボトル	t/年	414	106	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
古紙・古布類	t/年	1,286	374	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
集団回収	t/年	3,037	2,895	2,720	2,675	2,560	2,437	2,354	2,283	2,205	2,135	2,068	2,010	1,943	1,884	1,829	1,781	1,724	1,674	1,626	1,580	1,528		
紙類	t/年	2,922	2,764	2,593	2,541	2,431	2,314	2,235	2,168	2,094	2,028	1,963	1,909	1,845	1,789	1,737	1,692	1,637	1,590	1,544	1,501	1,451		
布類	t/年	89	102	99	106	101	96	93	90	87	84	82	79	77	74	72	70	68	66	64	62	60		
その他	t/年	26	29	28	28	28	27	26	25	24	23	23	22	21	21	20	19	19	18	18	17	17		

ごみ・資源化量	t/年	32,789	32,279	30,962	32,094	32,847	31,748	31,730	31,784	31,687	31,644	31,595	31,611	31,493	31,433	31,396	31,414	31,305	31,255	31,206	31,188	31,040
資源化率	%	37.6	39.5	39.8	39.2	39.7	39.4	39.2	39.0	38.8	38.6	38.4	38.3	38.1	37.9	37.8	37.6	37.5	37.3	37.2	37.0	36.9

※資源化量 = 直接資源化量+中間処理後資源化量+集団回収量

※資源化率 = (直接資源化量+中間処理後資源化量+集団回収量) ÷ (ごみ+資源排出量)

(2) 目標を達成する場合の推計

前回計画や国、都、関係団体の各計画を踏まえ、本計画で参考とする目標指標を表 53 の通りとします。

この目標指標を参考とし、表 54 に示す目標値を達成するように施策等を推進し、目標を達成する場合の推計結果を表 55～表 58 に示します。なお、ごみ排出量原単位及び推計値は端数調整の都合上、各合計値が一致しない場合があります。

表53 参考とする目標指標

	単位	令和 7 年度	令和 18 年度	備考
焼却残さ量	t/年	2,530	-	令和元年度に対して6%削減※
家庭ごみ原単位	g/人・日	-	505	前回計画の目標値を維持
ごみ原単位	g/人・日	-	687	前回計画の目標値を維持

※ 「④第 6 次廃棄物減容（量）化基本計画」の焼却残さ量の削減率の目標を参考に、以下の式によりごみ排出量の目標値を設定しています。

$$2,692 \text{ (令和元年度の焼却残さ量 (t/年))} \times (1-0.06 \text{ (目標削減率)})$$

表54 本計画の目標値（計画ごみ量）

	単位	令和 7 年度	令和 18 年度
総ごみ・資源物排出量※1	t/年	29,883	27,122
ごみ排出量※2	t/年	21,213	20,034
家庭ごみ原単位	g/人・日	512	505
ごみ原単位	g/人・日	721	687※3
焼却残さ量	t/年	2,515	2,277
資源化率	%	40.0	40.1

※1 集団回収量や直接持込み、事業系ごみも含めた排出される全てのごみ・資源物の総排出量を示します。

※2 家庭から排出される行政収集ごみ・資源物の排出量を示します。

※3 参考とする目標指標を目標値としますが、総ごみ・資源物排出量を達成するためには、推計上 683g/人・日まで削減する必要があります。

表55 目標を達成する場合のごみ排出量の推計結果

区分／年度	単位	実績値					推計値																	
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18		
人口（1月1日）	人	116,867	116,830	116,896	116,916	117,007	115,124	114,767	114,409	114,052	113,601	113,150	112,699	112,248	111,797	111,412	111,027	110,641	110,256	109,871	109,307	108,743		
ごみ・資源物	t/年	32,789	32,279	30,962	32,094	32,847	31,444	31,034	30,715	30,266	29,883	29,706	29,486	29,156	28,889	28,635	28,453	28,137	27,898	27,662	27,444	27,122		
行政回収	t/年	18,702	17,301	15,662	15,991	16,730	15,447	15,107	14,833	14,487	14,186	14,091	14,017	13,891	13,805	13,718	13,679	13,555	13,487	13,414	13,349	13,223		
燃やせるごみ	t/年	16,383	15,029	13,847	14,082	14,493	13,507	13,209	12,966	12,662	12,398	12,312	12,248	12,136	12,059	11,981	11,948	11,840	11,776	11,715	11,657	11,545		
燃やせないごみ	t/年	2,206	2,138	1,683	1,775	2,089	1,798	1,754	1,725	1,682	1,647	1,634	1,625	1,612	1,600	1,591	1,585	1,571	1,564	1,553	1,546	1,533		
粗大ごみ	t/年	77	93	95	96	109	104	106	104	106	104	108	107	106	109	109	109	108	111	110	110	109		
有害ごみ	t/年	36	41	37	38	39	38	38	38	37	37	37	37	37	37	37	37	36	36	36	36	36		
直接持込みごみ	t/年	4,958	5,315	5,830	6,528	6,230	6,531	6,533	6,535	6,535	6,535	6,539	6,442	6,345	6,247	6,149	6,052	5,953	5,856	5,757	5,658	5,560		
燃やせるごみ	t/年	4,820	5,140	5,616	6,283	5,929	6,230	6,232	6,234	6,234	6,234	6,238	6,141	6,044	5,946	5,848	5,751	5,652	5,555	5,456	5,357	5,259		
生活系	t/年	43	49	92	130	219	230	232	234	234	234	238	241	244	246	248	251	252	255	256	257	259		
事業系	t/年	4,777	5,091	5,524	6,153	5,710	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	5,900	5,800	5,700	5,600	5,500	5,400	5,300	5,200	5,100	5,000		
燃やせないごみ	t/年	53	56	69	83	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97		
粗大ごみ	t/年	85	119	145	162	204	204	204	204	204	204	204	204	204	204	204	204	204	204	204	204	204		
資源量	t/年	9,129	9,663	9,470	9,575	9,887	9,466	9,394	9,347	9,244	9,162	9,076	9,027	8,920	8,837	8,768	8,722	8,629	8,555	8,491	8,437	8,339		
行政回収	t/年	6,092	6,768	6,750	6,900	7,327	7,029	7,040	7,064	7,039	7,027	7,008	7,017	6,977	6,953	6,939	6,941	6,905	6,881	6,865	6,857	6,811		
びん類	t/年	999	941	903	880	918	874	871	867	862	854	851	850	844	837	834	833	828	825	822	820	814		
缶類	t/年	354	333	322	338	388	357	356	360	362	365	363	367	365	367	370	370	372	370	373	372	373		
ペットボトル	t/年	436	270	303	251	288	248	243	239	233	232	227	227	221	220	220	219	218	213	213	212	210		
古紙・古布類	t/年	2,595	3,259	3,354	3,496	3,791	3,622	3,644	3,664	3,659	3,661	3,659	3,663	3,646	3,640	3,631	3,633	3,618	3,610	3,597	3,593	3,568		
プラスチック容器包装類	t/年	1,493	1,739	1,640	1,726	1,724	1,714	1,717	1,721	1,715	1,708	1,706	1,704	1,696	1,689	1,684	1,686	1,676	1,670	1,664	1,664	1,651		
金属類	t/年	174	175	170	148	149	147	142	142	137	137	132	132	131	126	126	126	121	121	120	120	119		
小型家電	t/年	12	12	12	28	25	25	25	29	29	29	29	29	33	33	33	33	32	32	36	36	36		
せん定枝	t/年	29	39	46	33	44	42	42	42	42	41	41	41	41	41	41	41	40	40	40	40	40		
集団回収	t/年	3,037	2,895	2,720	2,675	2,560	2,437	2,354	2,283	2,205	2,135	2,068	2,010	1,943	1,884	1,829	1,781	1,724	1,674	1,626	1,580	1,528		
紙類	t/年	2,922	2,764	2,593	2,541	2,431	2,314	2,235	2,168	2,094	2,028	1,963	1,909	1,845	1,789	1,737	1,692	1,637	1,590	1,544	1,501	1,451		
布類	t/年	89	102	99	106	101	96	93	90	87	84	82	79	77	74	72	70	68	66	64	62	60		
金属類	t/年	26	29	28	28	28	27	26	25	24	23	23	22	21	21	20	19	19	18	18	17	17		
前回計画目標項目 ごみ排出量 (行政回収ごみ+行政 回収資源量)	t/年	24,794	24,069	22,412	22,891	24,057	22,476	22,147	21,897	21,526	21,213	21,099	21,034	20,868	20,758	20,657	20,620	20,460	20,368	20,279	20,206	20,034		

※端数調整により合計が合わない場合があります。

表56 目標を達成する場合のごみ排出量原単位の推計結果

区分/年度	単位	実績値					推計値																	
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18		
人口（1月1日）	人	116,867	116,830	116,896	116,916	117,007	115,124	114,767	114,409	114,052	113,601	113,150	112,699	112,248	111,797	111,412	111,027	110,641	110,256	109,871	109,307	108,743		
ごみ・資源物	g/人日	768.7	757.0	725.7	750.0	769.1	748.3	740.9	733.5	727.1	720.7	719.3	714.8	711.7	708.0	704.1	700.2	696.8	693.3	689.8	686.0	683.3		
行政回収	g/人日	438.4	405.7	367.1	373.7	391.7	367.6	360.6	354.2	348.0	342.1	341.2	339.8	339.1	338.3	337.3	336.6	335.7	335.1	334.5	333.7	333.1		
燃やせるごみ	g/人日	384.1	352.4	324.5	329.1	339.4	321.4	315.3	309.7	304.2	299.0	298.1	296.9	296.2	295.5	294.6	294.0	293.2	292.6	292.1	291.4	290.9		
燃やせないごみ	g/人日	51.7	50.1	39.4	41.5	48.9	42.8	41.9	41.2	40.4	39.7	39.6	39.4	39.4	39.2	39.1	39.0	38.9	38.9	38.7	38.6	38.6		
粗大ごみ	g/人日	1.8	2.2	2.2	2.2	2.6	2.5	2.5	2.5	2.6	2.5	2.6	2.6	2.6	2.7	2.7	2.7	2.7	2.8	2.7	2.8	2.8		
有害ごみ	g/人日	0.8	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9		
直接持ち込みごみ	g/人日	116.2	124.6	136.7	152.6	145.9	155.4	156.0	156.1	157.0	157.6	158.3	156.2	154.9	153.1	151.2	148.9	147.4	145.5	143.6	141.4	140.1		
燃やせるごみ	g/人日	113.0	120.5	131.6	146.8	138.8	148.3	148.8	148.9	149.8	150.3	151.0	148.9	147.5	145.7	143.8	141.5	140.0	138.0	136.1	133.9	132.5		
生活系	g/人日	1.0	1.2	2.2	3.0	5.1	5.5	5.5	5.6	5.6	5.6	5.8	5.8	6.0	6.0	6.1	6.2	6.2	6.3	6.4	6.4	6.5		
事業系	g/人日	112.0	119.4	129.5	143.8	133.7	142.8	143.2	143.3	144.1	144.7	145.3	143.0	141.6	139.7	137.7	135.4	133.7	131.7	129.7	127.5	126.0		
燃やせないごみ	g/人日	1.2	1.3	1.6	1.9	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4		
粗大ごみ	g/人日	2.0	2.8	3.4	3.8	4.8	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1		
資源量	g/人日	214.0	226.6	222.0	223.8	231.5	225.3	224.3	223.2	222.1	221.0	219.8	218.8	217.7	216.6	215.6	214.6	213.7	212.6	211.7	210.9	210.1		
行政回収	g/人日	142.8	158.7	158.2	161.3	171.6	167.3	168.1	168.7	169.1	169.5	169.7	170.1	170.3	170.4	170.6	170.8	171.0	171.0	171.2	171.4	171.6		
びん類	g/人日	23.4	22.1	21.2	20.6	21.5	20.8	20.8	20.7	20.7	20.6	20.6	20.6	20.6	20.5	20.5	20.5	20.5	20.5	20.5	20.5	20.5		
缶類	g/人日	8.3	7.8	7.6	7.9	9.1	8.5	8.5	8.6	8.7	8.8	8.8	8.9	8.9	9.0	9.1	9.1	9.2	9.2	9.3	9.3	9.4		
ペットボトル	g/人日	10.2	6.3	7.1	5.9	6.7	5.9	5.8	5.7	5.6	5.6	5.5	5.5	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.3	5.3	5.3	5.3		
古紙・古布類	g/人日	60.8	76.4	78.6	81.7	88.8	86.2	87.0	87.5	87.9	88.3	88.6	88.8	89.0	89.2	89.3	89.4	89.6	89.7	89.7	89.8	89.9		
プラスチック容器包装類	g/人日	35.0	40.8	38.4	40.3	40.4	40.8	41.0	41.1	41.2	41.2	41.3	41.3	41.4	41.4	41.4	41.5	41.5	41.5	41.5	41.6	41.6		
金属類	g/人日	4.1	4.1	4.0	3.5	3.5	3.5	3.4	3.4	3.3	3.3	3.2	3.2	3.2	3.1	3.1	3.1	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0		
小型家電	g/人日	0.3	0.3	0.3	0.7	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9		
せん定枝	g/人日	0.7	0.9	1.1	0.8	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0		
集団回収	g/人日	71.2	67.9	63.8	62.5	59.9	58.0	56.2	54.5	53.0	51.5	50.1	48.7	47.4	46.2	45.0	43.8	42.7	41.6	40.5	39.5	38.5		
紙類	g/人日	68.5	64.8	60.8	59.4	56.9	55.1	53.4	51.8	50.3	48.9	47.6	46.3	45.0	43.9	42.7	41.6	40.5	39.5	38.5	37.5	36.6		
布類	g/人日	2.1	2.4	2.3	2.5	2.4	2.3	2.2	2.2	2.1	2.0	2.0	1.9	1.9	1.8	1.8	1.7	1.7	1.6	1.6	1.6	1.5		
金属類	g/人日	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4		
前回計画目標項目 家庭ごみ原単位 (行政回収ごみ+行政回収資源量)	g/人日	581.3	564.4	525.3	535.0	563.3	534.9	528.7	522.9	517.1	511.6	510.9	509.9	509.4	508.7	507.9	507.4	506.7	506.1	505.7	505.1	504.7		
前回計画目標項目 ごみ原単位 (ごみ・資源物)	g/人日	768.7	757.0	725.7	750.0	769.1	748.3	740.9	733.5	727.1	720.7	719.3	714.8	711.7	708.0	704.1	700.2	696.8	693.3	689.8	686.0	683.3		

※端数調整により合計が合わない場合があります。

表57 目標を達成する場合のごみ処理量の推計結果

区分／年度		単位		実績値					推計値																	
				H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18		
焼却処理施設		t/年	23,169	22,175	21,177	22,091	22,419	21,498	21,169	20,903	20,566	20,273	20,184	20,015	19,794	19,612	19,428	19,294	19,075	18,910	18,741	18,578	18,357			
処理量	t/年	21,203	20,169	19,463	20,365	20,422	19,737	19,441	19,200	18,896	18,632	18,550	18,389	18,180	18,005	17,829	17,699	17,492	17,331	17,171	17,014	16,804				
	行政回収・可燃ごみ	t/年	16,383	15,029	13,847	14,082	14,493	13,507	13,209	12,966	12,662	12,398	12,312	12,248	12,136	12,059	11,981	11,948	11,840	11,776	11,715	11,657	11,545			
	持込・可燃ごみ	t/年	4,820	5,140	5,616	6,283	5,929	6,230	6,232	6,234	6,234	6,234	6,238	6,141	6,044	5,946	5,848	5,751	5,652	5,555	5,456	5,357	5,259			
選別残渣		t/年	1,966	2,006	1,714	1,726	1,997	1,761	1,728	1,703	1,670	1,641	1,634	1,626	1,614	1,607	1,599	1,595	1,583	1,579	1,570	1,564	1,553			
処理内訳	粗大ごみ処理施設 可燃残渣	t/年	1,966	2,006	1,714	1,726	1,997	1,761	1,728	1,703	1,670	1,641	1,634	1,626	1,614	1,607	1,599	1,595	1,583	1,579	1,570	1,564	1,553			
	埋立処分	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
資源化	t/年	2,927	2,805	2,644	2,778	2,876	2,758	2,716	2,682	2,638	2,601	2,590	2,568	2,539	2,516	2,492	2,475	2,447	2,426	2,404	2,384	2,355				
	エコセメント化	t/年	2,835	2,718	2,563	2,692	2,781	2,667	2,626	2,593	2,551	2,515	2,504	2,483	2,455	2,433	2,410	2,393	2,366	2,346	2,325	2,305	2,277			
	鉄分残渣	t/年	92	87	81	86	95	91	90	89	87	86	86	85	84	83	82	82	81	80	79	79	78			
粗大ごみ処理施設		t/年	2,493	2,427	2,002	2,125	2,506	2,210	2,168	2,137	2,096	2,059	2,050	2,040	2,025	2,016	2,007	2,001	1,986	1,982	1,970	1,963	1,949			
処理量	t/年	2,421	2,406	1,992	2,116	2,499	2,203	2,161	2,130	2,089	2,052	2,043	2,033	2,019	2,010	2,001	1,995	1,980	1,976	1,964	1,957	1,943				
	行政回収・不燃ごみ	t/年	2,206	2,138	1,683	1,775	2,089	1,798	1,754	1,725	1,682	1,647	1,634	1,625	1,612	1,600	1,591	1,585	1,571	1,564	1,553	1,546	1,533			
	行政回収・粗大ごみ	t/年	77	93	95	96	109	104	106	104	106	104	108	107	106	109	109	109	108	111	110	110	109			
	持込・不燃ごみ	t/年	53	56	69	83	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97			
	持込・粗大ごみ	t/年	85	119	145	162	204	204	204	204	204	204	204	204	204	204	204	204	204	204	204	204	204			
選別残渣		t/年	72	21	10	9	7	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6			
処理内訳	リサイクルセンター 夾雑物	t/年	72	21	10	9	7	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6			
	可燃残渣	t/年	1,966	2,006	1,714	1,726	1,997	1,761	1,728	1,703	1,670	1,641	1,634	1,626	1,614	1,607	1,599	1,595	1,583	1,579	1,570	1,564	1,553			
資源化	t/年	461	429	362	385	442	390	383	377	370	363	361	360	357	356	354	353	350	350	347	347	343				
	有価物回収	t/年	176	167	138	153	196	173	170	167	164	161	160	160	158	158	157	157	155	155	154	154	152			
	再利用化 (固形燃料化/ ガス化溶融)	t/年	285	262	224	232	246	217	213	210	206	202	201	200	199	198	197	196	195	195	193	193	191			
リサイクルセンター		t/年	3,059	1,761	1,225	1,218	1,306	1,231	1,227	1,227	1,224	1,219	1,214	1,217	1,209	1,204	1,204	1,203	1,200	1,195	1,195	1,192	1,187			
びん類		t/年	999	941	903	880	918	874	871	867	862	854	851	850	844	837	834	833	828	825	822	820	814			
かん類		t/年	354	333	322	338	388	357	356	360	362	365	363	367	365	367	370	370	372	370	373	372	373			
ペットボトル		t/年	436	113	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
古紙・古布類		t/年	1,270	374	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
処理内訳	不燃残渣(夾雑物)	t/年	72	21	10	9	7	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6			
	資源化	t/年	2,885	1,607	1,076	1,057	1,135	1,070	1,066	1,066	1,064	1,060	1,055	1,057	1,051	1,047	1,047	1,045	1,043	1,038	1,038	1,036	1,032			
	ガラス類	t/年	847	812	769	739	772	728	725	725	724	721	718	719	715	712	712	711	709	706	706	705	702			
	かん類	t/年	338	315	307	318	363	342	341	341	340	339	337	338	336	335	335	334	334	332	332	331	330			
	ペットボトル	t/年	414	106	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	古紙・古布類	t/年	1,286	374	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
保管施設		t/年	36	41	37	38	39	38	38	38	37	37	37	37	37	37	37	37	36	36	36	36	36			
有害ごみ		t/年	36	41	37	38	39	38	38	38	37	37	37	37	37	37	37	37	36	36	36	36	36			
処理内訳	資源化	t/年	36	41	37	38	39	38	38	38	37	37	37	37	37	37	37	37	36	36	36	36	36			
	有害ごみ	t/年	36	41	37	38	39	38	38	38	37	37	37	37	37	37	37	37	36	36	36	36	36			

表58 目標を達成する場合の資源化量の推計結果

		実績値					推計値															
区分/年度	単位	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
資源化量	t/年	12,343	12,743	12,327	12,577	13,034	12,453	12,332	12,245	12,092	11,967	11,868	11,795	11,658	11,552	11,457	11,392	11,269	11,174	11,085	11,012	10,882
直接資源化	t/年	3,033	5,007	5,525	5,682	6,021	5,798	5,813	5,837	5,815	5,808	5,794	5,800	5,768	5,749	5,735	5,738	5,705	5,686	5,670	5,665	5,624
ペットボトル	t/年	0	157	303	251	288	248	243	239	233	232	227	227	221	220	220	219	218	213	213	212	210
古紙・古布類	t/年	1,325	2,885	3,354	3,496	3,791	3,622	3,644	3,664	3,659	3,661	3,659	3,663	3,646	3,640	3,631	3,633	3,618	3,610	3,597	3,593	3,568
プラスチック 容器包装	t/年	1,493	1,739	1,640	1,726	1,724	1,714	1,717	1,721	1,715	1,708	1,706	1,704	1,696	1,689	1,684	1,686	1,676	1,670	1,664	1,664	1,651
金属類	t/年	174	175	170	148	149	147	142	142	137	137	132	132	131	126	126	126	121	121	120	120	119
小型家電	t/年	12	12	12	28	25	25	25	29	29	29	29	33	33	33	33	33	32	32	36	36	36
せん定枝	t/年	29	39	46	33	44	42	42	42	42	41	41	41	41	41	41	41	40	40	40	40	40
中間処理後資源化	t/年	6,273	4,841	4,082	4,220	4,453	4,218	4,165	4,125	4,072	4,024	4,006	3,985	3,947	3,919	3,893	3,873	3,840	3,814	3,789	3,767	3,730
焼却処理施設	t/年	2,927	2,805	2,644	2,778	2,876	2,758	2,716	2,682	2,638	2,601	2,590	2,568	2,539	2,516	2,492	2,475	2,447	2,426	2,404	2,384	2,355
エコセメント化	t/年	2,835	2,718	2,563	2,692	2,781	2,667	2,626	2,593	2,551	2,515	2,504	2,483	2,455	2,433	2,410	2,393	2,366	2,346	2,325	2,305	2,277
鉄分残渣	t/年	92	87	81	86	95	91	90	89	87	86	86	85	84	83	82	82	81	80	79	79	78
粗大ごみ処理施設	t/年	461	429	362	385	442	390	383	377	370	363	361	360	357	356	354	353	350	350	347	347	343
有価物回収	t/年	176	167	138	153	196	173	170	167	164	161	160	160	158	158	157	157	155	155	154	154	152
再利用化 (固形燃料化 /ガス化溶融)	t/年	285	262	224	232	246	217	213	210	206	202	201	200	199	198	197	196	195	195	193	193	191
リサイクルセンター	t/年	2,885	1,607	1,076	1,057	1,135	1,070	1,066	1,066	1,064	1,060	1,055	1,057	1,051	1,047	1,047	1,045	1,043	1,038	1,038	1,036	1,032
ガラス類	t/年	847	812	769	739	772	728	725	725	724	721	718	719	715	712	712	711	709	706	706	705	702
かん類	t/年	338	315	307	318	363	342	341	341	340	339	337	338	336	335	335	334	334	332	332	331	330
ペットボトル	t/年	414	106	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
古紙・古布類	t/年	1,286	374	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
集団回収	t/年	3,037	2,895	2,720	2,675	2,560	2,437	2,354	2,283	2,205	2,135	2,068	2,010	1,943	1,884	1,829	1,781	1,724	1,674	1,626	1,580	1,528
紙類	t/年	2,922	2,764	2,593	2,541	2,431	2,314	2,235	2,168	2,094	2,028	1,963	1,909	1,845	1,789	1,737	1,692	1,637	1,590	1,544	1,501	1,451
布類	t/年	89	102	99	106	101	96	93	90	87	84	82	79	77	74	72	70	68	66	64	62	60
その他	t/年	26	29	28	28	28	27	26	25	24	23	23	22	21	21	20	19	19	18	18	17	17

ごみ・資源化量	t/年	32,789	32,279	30,962	32,094	32,847	31,444	31,034	30,715	30,266	29,883	29,706	29,486	29,156	28,889	28,635	28,453	28,137	27,898	27,662	27,444	27,122
資源化率	%	37.6	39.5	39.8	39.2	39.7	39.6	39.7	39.9	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.1	40.1	40.1	40.1	40.1

※資源化量 = 直接資源化量 + 中間処理後資源化量 + 集団回収量

※資源化率 = (直接資源化量 + 中間処理後資源化量 + 集団回収量) ÷ (ごみ + 資源排出量)

第2節 生活排水処理量の推計

1 推計方法

本計画の計画期間である令和4年度から令和18年度の15年間について、図38の生活排水処理量推計フローに基づき、し尿及び浄化槽汚泥処理量の推計を行います。

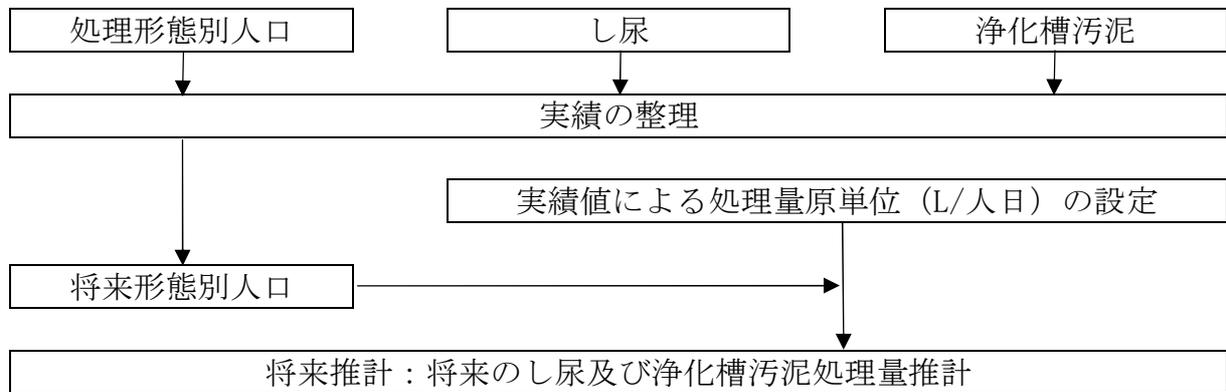


図38 生活排水処理量推計フロー

2 将来生活排水処理量

生活排水処理量については、直近3年間（平成30年度～令和2年度）の処理量原単位平均値に、将来処理形態別人口を乗じることによって推計を行います。

汲取りし尿人口、浄化槽汚泥人口については、ごみ排出量と同様に実績値から回帰予測を行い、その結果と行政区域人口及び下水道人口の将来予測を基に推計を行います。

将来処理形態別人口の予測結果を表59に、直近3年間の排出量実績に基づく排出量原単位を表60に示します。処理量の推計結果は本編に示すとおりです。

表59 将来処理形態別人口の予測結果

単位：人

年度	計画処理区域内人口	下水道人口	単独処理浄化槽人口	汲取りし尿人口	備考
平成 28	116,897	116,362	346	189	実績
29	116,869	116,379	333	157	
30	116,719	116,284	337	98	
令和 1	116,807	116,445	264	98	
2	117,020	116,676	251	93	予測
3	115,124	114,768	260	96	
4	114,767	114,412	259	96	
5	114,409	114,055	258	96	
6	114,052	113,699	257	96	
7	113,601	113,250	256	95	
8	113,150	112,800	255	95	
9	112,699	112,350	255	94	
10	112,248	111,901	253	94	
11	111,797	111,451	252	94	
12	111,412	111,068	251	93	
13	111,027	110,683	251	93	
14	110,641	110,299	249	93	
15	110,256	109,915	249	92	
16	109,871	109,531	248	92	
17	109,307	108,968	247	92	
18	108,743	108,406	246	91	

表60 汲取りし尿、単独処理浄化槽汚泥排出量原単位

	汲取りし尿			単独処理浄化槽汚泥		
	収集量 (kL/年)	人口 (人)	原単位 (L/人・日)	収集量 (kL/年)	人口 (人)	原単位 (L/人・日)
平成30年度	153.00	98	4.28	109.00	337	0.89
令和元年度	143.00	98	4.00	67.00	264	0.70
令和2年度	146.00	93	4.30	83.00	251	0.91
平均値	—	—	4.19	—	—	0.83
採用値	—	—	4.19	—	—	0.83

第3節 東久留米市廃棄物減量等推進審議会

1 審議経過

回	開催日	会議内容
1	令和3年 6月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱・正副会長選出 ・会議の運営方法について ・今後の審議スケジュールについて ・一般廃棄物処理基本計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> ①策定の目的 ②現状と課題 ・災害廃棄物処理計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> ①策定の目的
2	令和3年 7月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理基本計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> ①現計画（一般廃棄物処理基本計画）の目標達成状況について ②将来ごみ量の見込みと目標値の設定について ③目標達成に向けた重点施策の選定について ・災害廃棄物処理計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> ①対象とする災害について ②対象とする災害廃棄物について ③災害廃棄物量の推計について
3	令和3年 8月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理基本計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> ①一般廃棄物処理基本計画（骨子案） ・災害廃棄物処理計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> ①災害廃棄物処理計画（骨子案）
4	令和3年 10月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理基本計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> ①一般廃棄物処理基本計画（素案） ・災害廃棄物処理計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> ①災害廃棄物処理計画（素案） ・計画の策定に向けた今後の予定について

※第5回に答申を行う予定としていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を中止し、令和4年2月8日（火）に書面で答申を行った。

2 委員名簿

◎会長 ○副会長

(敬称略)

区分	氏名	備考
学識経験者	◎ 松波 淳也	法政大学経済学部教授
事業者	○ 紺野 琢生	東多摩再資源化事業協同組合専務理事
事業者	井田 清治	東久留米市商工会会長
関係行政機関	濱野 和也	柳泉園組合技術課課長
関係行政機関	荒島 久人	東久留米市社会福祉協議会事務局長
大規模事業者	古本 栄一	イオンモール東久留米店 オペレーションマネージャー
市民	平山 征子	公募市民委員
市民	桑原 留里子	公募市民委員
市民	井原 恵子	公募市民委員
市民	後藤 千賀子	公募市民委員

東久留米市 一般廃棄物処理基本計画

令和4年3月

発行／東久留米市

編集／東久留米市環境安全部ごみ対策課

住所／〒203-0042

東京都東久留米市八幡町二丁目10番10号

電話／042-473-2117

FAX／042-477-6755

E-mail／gomitaisaku@city.higashikurume.lg.jp